

大阪音楽大学

# 自己評価報告書

〔日本高等教育評価機構 平成 29 年度評価基準準拠〕

平成 30 (2018) 年 6 月

大阪音楽大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1 使命・目的等	9
基準 2 学修と教授	20
基準 3 経営・管理と財務	76
基準 4 自己点検・評価	85
IV. エビデンス集一覧	
エビデンス集（データ編）一覧	91
エビデンス集（資料編）一覧	93



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

「世界音楽 並ニ 音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ 之ノ学校ニヨッテ統一サレ 新音楽 新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の前身である大阪音楽学校は、大正 4(1915)年に大阪市南区塩町（現、南船場）で開学した。上掲の建学の精神は、その 10 年後の大正 14(1925)年に建設が始まり、翌年に完成した味原校舎（現、大阪市天王寺区味原本町）の定礎文に創立者永井幸次が記した言葉に基づいている。この精神は、当時の学生や教職員、卒業生によって語り伝えられ、後に短期大学開学から大学開学へと本学が大きく発展してからも、本学の基本理念として入学式や卒業式における理事長の祝辞や学長の式辞などにおいて折に触れて引用されてきた。創立者が大阪音楽学校開学に向けて記した文書の多くが戦災により消失したため、この言葉が暗黙のうちに建学の精神として理解されてきた。

そして創立 90 周年に当たる平成 17(2005)年を機に、本学の基本理念を明確にすべく教授会は併設短期大学部教授会と共に、改めてこれを建学の精神とする合意形成を行った〔平成 17(2005)年 5 月 23 日〕。その後、中村孝義 元学長（現理事長）は、建学の精神を分かり易く平易な表現に置き換え、大阪音楽大学は大阪音楽大学短期大学部とともに「洋の東西を問わず世界音楽、並びに音楽に隣接するあらゆる芸術・学問が統一的に学べる場であること」、「新（創造的な）音楽、新（創造的な）歌劇の発生地・発信地であること」を旨とすと広報刊行物等で説明してきた。

さらに平成 20(2008)年 4 月には、同じく中村 元学長の提案により、建学の精神の趣旨を「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」であることを改めて教授会で確認し、以降の広報刊行物にはこの文言を建学の精神の趣旨説明として使用している。

### 2. 大学の使命・目的

建学の精神の冒頭にある「世界音楽」という表現は、開校時の創立者の抱負として当時の大阪朝日新聞〔大正 4(1915)年 10 月 9 日付〕に掲載された記事、「何処の国と云はずに自由に音楽を発達させ、行く行くは日本音楽をも一まとめにして」に通じるもので、ドイツ音楽に傾斜していた往時の西洋音楽受容の事情からすれば斬新かつ雄大な教育思想であったといえる。

以下の音楽学部、音楽専攻科、大学院の使命・目的は、上述の建学の精神を受け、音楽の専門教育と併せて人間教育及び音楽人材育成を行うべきものとして定められた。

#### 音楽学部〈目的及び使命〉

音楽学部については、「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」と学則第 1 条に定めている【資料 F-3①】。

### 音楽専攻科 〈目的及び使命〉

音楽専攻科については、学則第 1 条の規定を踏まえ、音楽専攻科規則第 2 条に「専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。」と定めている【資料 F-3②】。

### 大学院 〈目的及び使命〉

大学院については、大学院規則第 3 条の条文「大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成することを目的とし、そのために次の各号に掲げる人材の養成を教育目標とする。(以下略)」の前半においてその目的を定めている【資料 F-3③】。

## 3. 大学の個性・特色等

大阪音楽大学は、併設の短期大学とともに関西地域における唯一の音楽専門の高等教育機関であり、音楽学部、音楽専攻科（修業年限 1 年）と大学院音楽研究科（修士課程）をもって構成される。これまで併設短期大学の音楽科、専攻科を含めて、数多くの優秀な卒業生が演奏家、作曲家、研究者、教育者・指導者として関西一円はもとより、全国各地、海外諸国でも活躍している。

音楽学部には音楽学科のみを置き、履修上の区分として、作曲、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション、声楽、ピアノ、パイプオルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、クラシックギター〔平成 30(2018)年度から「ギター・マンドリン専攻」に改称〕、邦楽、ジャズ、電子オルガンの 13 専攻からなる〔音楽学専攻については平成 29(2017)年度末をもって廃止〕。この内、ピアノ専攻については、ピアノ、ピアノ演奏家特別、ピアノ指導者の 3 コースを設け、弦楽器専攻については、弦楽器、ヴァイオリン演奏家特別の 2 コースを設けている。ピアノ専攻及び弦楽器専攻における 2 つの演奏家特別コースは「世界で活躍できる演奏家の育成を目指す」との明確な目標を掲げている。また、ピアノ指導者コースは「在学中に資格を取得することを目標としながら、社会から求められる『有能な音楽人』を養成する」ことを目指しており、卒業後にピアノ教育者として社会的ニーズに応えることが期待される。

クラシックギター専攻〔平成 30(2018)年度から「ギター・マンドリン専攻」に改称〕、ジャズ専攻、電子オルガン専攻は、平成 24(2012)年度に開設され、西洋クラシック音楽を主体としてきた本学が現代社会に遍在する多様な音楽を包摂した結果であり、邦楽専攻の存在とともに学生間にジャンルを超えた音楽への関心と柔軟な姿勢をもたらしている。

ミュージッククリエーション専攻は、平成 28(2016)年度に開設された映画・CM・ゲーム・ポピュラー音楽等の商業音楽に特化した作曲を学ぶ専攻であり、楽曲制作の授業と並行して、1 年次から学外プロジェクトへの参加を通じて実践的経験を積み、商業音楽の現場で求められる依頼主のニーズに応えるための様々なノウハウを修得できるようにしている。

ミュージックコミュニケーション専攻は、同じく平成 28(2016)年度に開設され、音楽を

活かしたイベント等の企画運営に必要な実践力、課題解決力、めまぐるしく変化する現代社会の要請に対応する能力を身に付けるため、多様な授業科目を開講し、また企業や行政からの依頼案件をもとに、プロジェクトの立案・調整・取材、企業や行政担当者への提案などを通じて実践力を鍛えることができる体制を整えている。

ミュージッククリエイション専攻とミュージックコミュニケーション専攻では、正課外教育の意義を大きく捉えている。このため 2017 年 4 月から本格的な音楽活動を手がけるプロダクション「epoch/C (エポック)」を学内に設置し、学生と学外の音楽イベントやプロジェクトとを仲介し、企画立案やイベントの運営方法、CD 販売や楽曲配信といったビジネスモデル学びながら、在学中から音楽事業に直接的に関わることができる仕組みを整えている。

上記 2 専攻以外の専攻の学生については、専門分野の研鑽を深めるため、本学は充実したレッスン制度（個人レッスン、プラスレッスン、オープンレッスン）を整えている。

また、学生の専門以外の領域における体系的な履修を促すために、平成 24(2012)年度入学生から「副専攻制度」を設けており、平成 30(2018)年度入学生については、3 つのプログラム（「音楽マネジメント・プログラム」「音楽療法プログラム」「音楽指導者プログラム」）の中から、各自の目的に応じて集中的に学べるようにしている。履修希望者は 3 年次進級時に副専攻の履修申請を行い、指定された科目群を所定の成績で履修した学生は卒業時に「副専攻修了」が認定される。

音楽専攻科は、音楽学部の卒業生またはそれと同等以上の学力を有する者に対する 1 年間の教育課程であり、音楽大学での学修成果を更に高め、社会の音楽活動に直結した実践的な教育を行う。特に、必修科目の「音楽実践演習」では、学外の公共ホールにおいて年 3 回程度の演奏会（オータムコンサート）を開催しており、学生が主体となって企画・運営から外部団体との折衝、広報、プログラム作成、演奏、ステージスタッフなど、公演に必要な一切を行うことによって、音楽の専門技術者に必要な社会的実践力を身に付けることを目指している。聴衆を含めた実社会から様々な反響もある学びの中で、学生は確実に成長している。こうした音楽専攻科の個性・特色については、本法人ホームページに掲載するとともに、入学者に向けたオリエンテーションで説明している。

大学院については修士課程のみを置き、学生各自が設定する音楽の高度な研究課題を探索できるよう 2 年間のカリキュラムが編成されている。中でも、「修士リサイタル」（音楽学については研究発表）と「芸術文化の諸相」は重要な位置を占めている。

1 年次末における研究成果発表の場ある「修士リサイタル」は、公開のジョイント・リサイタルの形で実施され、学生各自がプログラムの決定から曲目解説執筆までを行う。各学生の演奏は各研究室主任と学外の音楽評論家によって採点され、別日程で全出演者を集めた講評会を実施している。発表を行った学生が各自の演奏、作品、研究発表に対する批評に向き合うことを通じて、社会における音楽実践への意識を喚起させ、より高度な専門的能力の育成を促している。

各界の著名な文化人を講師に迎えて行われる「芸術文化の諸相」では、各講師がもつ強い使命感、美意識、一流の見識や人間性に接することで、音楽芸術に関わる音楽人に不可欠な文化的教養を涵養する場となっている。これらの大学院の個性・特色は本法人ホームページで説明している。

施設面（併設短期大学と共用）では、無料で使用できる 168 室の練習室（用途に応じて、グランドピアノ、パイプオルガン、チェンバロ、電子オルガン、箏、録音機器などを配備）、756 座席を備えたザ・カレッジ・オペラハウス、302 座席を備えたミレニアムホールがあり、学生の実技能力向上の面でサポートしている（表 2-9-7 各館における練習室参照）。

本学は併設短期大学とともに地域に開かれた大学を目指し、連携支援センターが中心となって地域社会との協力関係を充実させている。特に、本学所在地の豊中市教育委員会とは平成 18(2006) 年 9 月に連携協力に関する覚え書きを交わし、同年 10 月から共同事業として「サウンドスクール」を開始した。この事業は、情操教育の一環として豊かな人間性を育むことを目的としたものであり、本学は豊中市立の幼稚園、小学校、中学校へ学生を派遣し、出張演奏、クラブ活動支援、授業支援の活動を展開している。また、豊中市と本学法人が主催する「豊中音楽コンクール」は、平成 27(2015)年から毎年、本学のザ・カレッジ・オペラハウスで開催され、次代を担う優れた演奏家の発掘・育成を行っている。

豊中市以外の自治体では、平成 25(2013)年 12 月から寝屋川市と包括連携協定を締結し、「寝屋川市アルカスピアノコンクール」や「寝屋川ミュージックデー」等の催事を通じて連携を深めている。また羽曳野市主催の市民大学の講座である「はびきの市民大学」、高槻市主催の市民大学講座、「けやきの森市民大学秋期講座「音楽の宝石箱」、富田林市にある「すばるホール」の「すばる音楽祭」にも協力し、市民のための講座やコンサートに講師や出演者を派遣している。

オペラハウスにおける「大阪音楽大学ザ・カレッジ・オペラハウス」制作のオペラ公演では、「沈黙」（遠藤周作原作、松村禎三作曲）の公演が文化庁の平成 17(2005)年度第 60 回記念芸術祭大賞「ねじの回転」（ヘンリー・ジェームズ原作、ベンジャミン・ブリテン作曲）の公演が平成 23(2011)年度第 66 回芸術祭大賞、また、20 世紀オペラシリーズ「鬼娘恋首引」（茂山千之丞台本 鈴木英明作曲）・「Curlew River」（ウィリアム・プルーマー脚本、ベンジャミン・ブリテン作曲）の 2 本立て公演が平成 26(2014)年度第 69 回芸術祭大賞を受賞した。文化庁芸術祭における類例のない 3 度の大賞受賞は、卒業後も音楽に関わり続けたいとの希望を抱く本学の学生にとって大きな刺激であるとともに、教職員にとっても本学の音楽活動に対する社会からの手応えある評価として大きな励みとなっている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革（併設短期大学を含む）

- 大正 4 (1915) 年 10月 5日 大阪音楽学校設立認可  
10月 15日 大阪音楽学校開校（大阪市南区）
- 昭和 8 (1933) 年 12月 18日 財団法人大阪音楽学校設立認可
- 昭和 23 (1948) 年 4月 1日 財団法人大阪音楽高等学校設立認可  
大阪音楽高等学校開校
- 昭和 26 (1951) 年 3月 5日 学校法人大阪音楽短期大学に組織変更認可  
4月 1日 大阪音楽短期大学開学
- 昭和 29 (1954) 年 4月 1日 大阪音楽短期大学音楽科第2部開学  
10月 15日 現在地に移転（豊中市庄内）
- 昭和 32 (1957) 年 4月 1日 大阪音楽短期大学専攻科開設
- 昭和 33 (1958) 年 1月 10日 学校法人大阪音楽大学設立認可  
3月 31日 大阪音楽短期大学音楽科第一部並びに専攻科を廃止  
4月 1日 大阪音楽大学開学（学長 永井幸次）  
大阪音楽高等学校を大阪音楽大学附属音楽高等学校に名称変更
- 昭和 34 (1959) 年 11月 11日 大阪音楽短期大学音楽科第二部を大阪音楽大学短期大学部と名称変更
- 昭和 40 (1965) 年 4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科第一部開学
- 昭和 41 (1966) 年 4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科に音楽専攻開設（入学定員変更）
- 昭和 42 (1967) 年 4月 1日 大阪音楽大学音楽専攻科開設  
大阪音楽大学短期大学部専攻科開設  
大阪音楽大学附属音楽幼稚園開設
- 昭和 43 (1968) 年 4月 1日 大阪音楽大学大学院開設
- 昭和 49 (1974) 年 4月 1日 大阪音楽大学音楽学部入学定員を100人から150人に変更
- 昭和 54 (1979) 年 4月 1日 大阪音楽大学音楽学部入学定員を150人から225人に変更  
大阪音楽大学短期大学部第一部入学定員を200人から300人に変更
- 昭和 56 (1981) 年 3月 31日 大阪音楽大学附属音楽高等学校廃止
- 平成 4 (1992) 年 3月 31日 大阪音楽大学短期大学部音楽科第二部廃止  
4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科第一部を大阪音楽大学短期大学部音楽科に名称変更
- 平成 12 (2000) 年 4月 1日 大阪音楽大学短期大学部専攻科が学位授与機構認定課程となる
- 平成 16 (2004) 年 4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科にジャズ・ポピュラー専攻開設(音楽専攻募集停止)
- 平成 18 (2006) 年 4月 1日 大阪音楽大学音楽学部入学定員を225人から1年次入学員210人、3年次編入学定員30人に設定
- 平成 19 (2007) 年 4月 1日 大阪音楽大学器楽学科ピアノ専攻にピアノ演奏家特別コースを開設
- 平成 20 (2008) 年 3月 19日 大阪音楽大学短期大学部が(財)短期大学基準協会による平成19(2007)年度短期大学機関別認証評価の結果、「適格」と認定
- 平成 21 (2009) 年 3月 24日 大阪音楽大学が(財)日本高等教育評価機構による平成20(2008)年度大学機関別認証評価の結果、「認定」を受ける  
4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科4専攻を改組して音楽科のみとする。入学定員270人、収容定員540人を設定
- 平成 22 (2010) 年 4月 1日 大阪音楽大学音楽専攻科入学定員を10人から20人に変更

- 平成 23 (2011) 年 2月 24日 大阪音楽大学短期大学部専攻科音楽専攻の課程を学位授与機構が認定
- 年 4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を 270 人から 200 人、収容定員を 540 人から 400 人に変更
- 大阪音楽大学短期大学部専攻科 3 専攻を改組して音楽専攻の 1 専攻のみとする
- 大阪音楽大学声楽学科入学定員を 60 人から 45 人、収容定員を 256 人から 196 人、器楽学科入学定員を 140 人から 155 人、収容定員を 600 人から 660 人に変更
- 大阪音楽大学器楽学科弦楽器専攻にヴァイオリン演奏家特別コースを開設
- 平成 24 (2012) 年 4月 1日 大阪音楽大学大学院入学定員を 10 人から 13 人に変更
- 大阪音楽大学音楽学部作曲学科・声楽学科・器楽学科の 3 学科の募集を停止し、音楽学科の 1 学科を新設、入学定員を 210 人、同 3 年次編入学定員を 30 人、収容定員を 900 に設定
- 大阪音楽大学音楽学部音楽学科にジャズ専攻、クラシックギター専攻、電子オルガン専攻を開設
- 大阪音楽大学短期大学部音楽科にクラシックギター・コース、ダンスパフォーマンス・コースを開設
- 平成 25 (2013) 年 4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を 200 人から 150 人、収容定員を 400 人から 300 人に変更
- 平成 26 (2014) 年 4月 1日 大阪音楽大学音楽学部音楽学科ピアノ専攻にピアノ指導者コースを開設
- 大阪音楽大学短期大学部専攻科にクラシックギター・コース、ダンスパフォーマンス・コースを開設
- 平成 27 (2015) 年 3月 26日 大阪音楽大学が (財) 日本高等教育評価機構による平成 26(2014)年度大学機関別認証評価の結果、「適合」と認定
- 大阪音楽大学短期大学部が (財) 日本高等教育評価機構による平成 26(2014)年度短期大学機関別認証評価の結果、「適合」と認定
- 平成 27 (2015) 年 4月 1日 大阪音楽大学大学院 声楽専攻研究室を改組
- 平成 28 (2016) 年 4月 1日 大阪音楽大学音楽学部音楽学科にミュージッククリエーション専攻、ミュージックコミュニケーション専攻開設
- 大阪音楽大学音楽専攻科器楽専攻にクラシックギター、ジャズ、電子オルガンを開設
- 平成 28 (2016) 年 10月 31日 新 K 号館 (100 周年記念館) 竣工
- 平成 29 (2017) 年 4月 1日 音楽博物館を楽器資料館と改称
- 平成 29 (2017) 年 4月 28日 名神口校地を売却
- 平成 30 (2018) 年 3月 31日 大阪音楽大学音楽学部音楽学科音楽学専攻を廃止
- 平成 30 (2018) 年 4月 1日 大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を 150 人から 100 人、収容定員を 300 人から 200 人に変更
- 大阪音楽大学音楽学部音楽学科クラシックギター専攻をギター・マンドリン専攻に改称
- 大阪音楽大学短期大学部音楽科クラシックギター・コースをギター・マンドリン・コースに改称

## 2. 本学の現況 [平成 30(2018)年 5 月 1 日現在]

- ・ 大学名 大阪音楽大学
  
- ・ 所在地 大阪府豊中市庄内幸町 1-1-8 (第 1 キャンパス)  
大阪府豊中市野田町 36 (第 2 キャンパス)  
大阪府箕面市下止々呂美 520-1 (箕面校地)
  
- ・ 学部構成 音楽学部 音楽学科  
作曲専攻、ミュージッククリエーション専攻  
ミュージックコミュニケーション専攻、  
声楽専攻、ピアノ専攻、パイプオルガン専攻  
管楽器専攻、弦楽器専攻、打楽器専攻  
ギター・マンドリン専攻、邦楽専攻  
ジャズ専攻、電子オルガン専攻  
音楽専攻科  
作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻  
大学院 (修士課程) 音楽研究科  
作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

### ・ 学生数、教員数、職員数

学生数 [平成 30 (2018)年 5 月 1 日現在]

< 音楽学部・音楽専攻科 >

(人)

学 部	学 科	在籍学生 総数	在籍学生数 (内訳)			
			1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
音楽学部	音楽学科	757	197	199	197	164
音楽学部計		757	197	199	197	164
音楽専攻科		24	24			
合 計		781				

< 大学院 >

(人)

研 究 科	専 攻	修士課程 総数
音楽研究科	作曲専攻	2
	声楽専攻	12
	器楽専攻	17
合 計		31

教員数（教職課程を除く）

(人)

学部・学科、研究科・専攻、 研究所等		専任教員数					助手	兼任教員 数	兼任(非常勤) 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
音楽学部	音楽学科	26	7	0	2	32	17	0	288
音楽学部計		26	7	0	2	32	17	0	288
音楽専攻科		0	0	0	0	0	0	0	32
音楽研究科	共 通	0	0	0	0	0	0	0	5
	作曲専攻	0	0	0	0	0	0	0	6
	声楽専攻	0	0	0	0	0	0	0	11
	器楽専攻	0	0	0	0	0	0	0	8
音楽研究科計		0	0	0	0	0	0	0	30
合 計		26	7	0	2	35	17	0	350

職員数

(人)

正職員	嘱託	パート (アルバイトを含む)	派遣	合計
31	23	25	2	81

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、学則第 1 条において「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」と定めている【資料 1-1-1】。これは本学創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神を踏まえ、音楽の専門教育とともに人間教育と音楽人材育成を行うことを明確に表明したものである。

また、学則第 1 条の 2 に「人材養成及び教育研究上の目的」を次のように規定している。「本学は世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人を育成するため、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた、広量な精神をもった音楽人の育成
- (2) 世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる音楽家の育成
- (3) 高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
- (4) 世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成

音楽専攻科については、学則第 1 条及び第 1 条の 2 の適用を前提とした上で、音楽専攻科規則第 2 条において「専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。」と定めている【資料 1-1-2】。

大学院については、大学院規則第 3 条において、その目的及び教育目的を次のように定めている【資料 1-1-3】。

「大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成することを目的とし、そのために次の各号に掲げる人材の養成を教育目標とする。

- (1) 専門分野における高い能力を有する作曲家、音楽研究者、演奏家の養成
- (2) 音楽についての高度な実践能力と専門的かつ広い学識を有し、関連する職業等で活躍できる音楽人の養成
- (3) 文化の創造、発展に寄与することのできる広量な精神をもつ音楽人の養成

これらの内容は、いずれも具体性と明確性をもって文章化されている。

### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命、目的、大学の個性・特色」及び基準1-1-①で述べたとおり、学則、音楽専攻科規則、大学院規則において簡潔に文章化されている。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成 27(2015)年に迎えた創立 100 周年を記念して、平成 23(2011)年度から 5 年度にわたる一連の記念行事を開催した。各年度には、それぞれ「世界×音楽」「芸術×音楽」「創造×音楽」「現代×オペラ」「未来×音楽」のテーマを設定したが、これらは「建学の精神」に含まれる概念を 2 つずつ組み合わせたものであり、現在の社会的・音楽的状况のもとで建学の精神を読み解き、人々の音楽的嗜好や音楽芸術の捉え方への変化を見極める機会とした。この時の来場者数や来場者へのアンケート調査、ヒアリング等を通じて、本学の使命・目的が社会の要請に沿ったものであることが確認された。今後も調査を継続し、必要に応じて使命・目的の見直しを行う。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2 の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

音楽の単科大学としての本学の特色は、創設者の永井幸次の持論であった「音楽人は教養が与えられねばならない。教養の深い人の音楽は高雅である。」との言葉に基づき、音楽的技術の修得に留まらず、音楽に関する知識、一般教養、社会人としての自己形成を含めた教育を行うことにある。このため新生生に対しては、初年時の必修科目「教養基礎セミナー」「音楽基礎セミナー」や学長特別講義などにおいて必要な説明を行っている。この教育上の特色は、学則第 1 条の使命・目的における「知的・道徳的及び応用能力を展開させ」との文言により端的に示されている。音楽専攻科及び大学院についても、それぞれ音楽専攻科規則第 2 条及び大学院規則第 3 条において、音楽を専門とする教育課程の個性・

特色が明示されている。

### 1-2-② 法令への適合

本法人の目的は、寄附行為【資料 1-2-1】第 4 条において「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い音楽に関する教育を行うことを目的とする」と規定し、これを受けて前述の学則第 1 条を定めており、これは学校教育法第 83 条に照らして、大学として適切な目的が掲げられている。教育目標については、平成 20(2008)年度第 1 回教授会で決定し、学生便覧や本法人ホームページに掲げていたが、平成 26(2014)年度の大学機関別認証評価において、学則等に定めるべき事項として改善の指摘を受けたため、学則第 1 条の 2 に「人材養成及び教育研究上の目的」として改めて規定し直した【資料 1-2-2】。

音楽専攻科については、上述の学則第 1 条の 2 の「人材養成及び教育研究上の目的」の適用に加え、音楽専攻科規則第 2 条の規定により、学校教育法第 91 条に照らして適切な目的を掲げている。

大学院については、学校教育法第 99 条に照らして、大学院として適切な目的を掲げている。なお、平成 26(2014)年度の大学機関別認証評価において改善を要するとの指摘を受け、大学院規則第 3 条を 1-1-①に掲げた形に改め、「人材養成及び教育研究上の目的」を加えた【資料 1-2-2】。

### 1-2-③ 変化への対応

大学教育を取り巻く社会的状況が変化する中で、社会のニーズの多様化に適切に応えるため、本学は平成 19(2007)年に世界に通用する音楽家の育成を目指して、ピアノ専攻に「ピアノ演奏家特別コース」を開設し、平成 23(2011)年には同じ趣旨に基づき弦楽器専攻に「ヴァイオリン演奏家特別コース」を開設した。平成 24(2012)年には、学科間の垣根を取りはらい、音楽を総合的に学ぶことを可能とするために、作曲学科・声楽学科・器楽学科の 3 学科について 1 年次の学生募集を停止し〔平成 29(2017)年度末に廃止〕し、新たに音楽学科 1 学科を設置した。

この音楽学科には、従来からの 9 専攻と 2 つの演奏家特別コースに加えて、音楽の多様な現状を踏まえ、新たに「ジャズ」「電子オルガン」の 3 専攻を開設し、平成 26(2014)年にはピアノ演奏及び指導者としての能力の育成を目標として、ピアノ専攻に「ピアノ指導者コース」を設けるとともに、平成 28(2016)年度に「ミュージッククリエーション」「ミュージックコミュニケーション」の 2 専攻を開設した。また、クラシックギター専攻は、平成 30(2018)年度から「ギター・マンドリン専攻」に改称した。

平成 19(2007)年以降の音楽学部における新たな学科・専攻・コースの開設は、すべて学則第 1 条に定める使命・目的に沿って行われたものであり、使命・目的自体の変更は行っていない。しかし、芸術領域や音楽的嗜好の変化、少子化による社会の構造的な問題とも向き合い、それに対応できる教育を行うため、本学の使命・目的の適切性についても検証を続けている。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

音楽大学を取り巻く時代の動向や社会的環境の変化をすみやかに察知し、教職員一体となって教育内容を常に改善する意識を持ち、学長のリーダーシップのもと大学運営会議をはじめ各種委員会での論議を一層活発化させる。また、短期的視点のみに留まらず、中長期的な視点からも本学の使命・目的と教育のあり方を検討する。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3 の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的については、次のような点から役員、教職員の理解と支持が得られていると言える。

平成 19(2007)年度第 10・11 回教授会において、音楽学部の教育目標の制定について活発な議論が行われ、平成 20(2008)年度第 1 回教授会において、学則第 1 条の使命・目的の再確認を行い、基準 1-3-③に掲げる教育目標を決定した【資料 1-3-1】。

平成 24(2012)年の音楽学科の新設にあたって、使命・目的を含む学則全体について教授会の議を経て、理事会において審議・決定を行った。また、音楽学科の設置については、学長・副学長以下の教員役職者（併設短期大学の教員を含む）、理事長・副理事長以下の全常任理事、事務局長以下の職員役職者等によって構成される執行部連絡協議会においても議論が行われた。

各年度初めに、学長は教育方針に関する所信を表明し、理事長は適宜法人運営に関する説明会を開催しており、学長と教員間、理事会と教職員との良好なコミュニケーションが図られている。

#### 1-3-② 学内外への周知

建学の精神、使命・目的、人材養成及び教育研究上の目的、3つの方針（ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシーは、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程それぞれの学生便覧【資料 1-3-2】等に明示するとともに、本法人ホームページに掲載して学内外への周知に努めている。

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学を設置する学校法人大阪音楽大学は、中長期的計画に準ずるものとして4年をスパンとした短期事業計画を立てており【資料 1-3-3】、その中で学則第 1 条の使命・目的及

び音楽専攻科規則第2条、大学院規則第3条の目的を果たすための重点推進項目として「社会が求める音楽人材育成のための教育体制を強化する」「地域及び社会との連携を図り、社会貢献事業を推進する」を掲げている。また、平成28(2016)年10月に長年にわたって計画されてきた新校舎が野田校地内に完成し、平成29(2017)年4月から使用を開始した。これに伴い、スクールバスによるキャンパス間の移動の必要がなくなり、学生にとって一層効率的な校舎配置が実現されたばかりでなく、専攻の教育内容に応じた施設・設備が再整備され、本学の教育環境の改善に繋がった。これらは言うまでもなく本学の使命・目的に沿った事業である。

音楽学部では平成20(2008)年度第6回教授会においてディプロマ・カリキュラム・アドミッションの3つの方針を定めて学内外への周知を図ってきたが、学校教育法施行規則の改正に伴い、平成28(2016)年度第4回及び第5回の教授会での議を経て、学長が音楽学部の3つの方針の改定を決定した。

音楽専攻科については、平成25(2013)年度第11回教授会【資料1-3-4】、大学院については平成25(2013)年度第10回大学院運営委員会でそれぞれ3つの方針を審議・決定しているが、平成29(2017)年度から改定に向けた検討を開始している。

次に掲げる教育課程ごとの3つのポリシーの内、特に音楽学部のもは、中央教育審議会の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」〔平成24(2012)年8月28日〕、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」〔平成26(2014)年12月22日〕等を踏まえるとともに、本学の使命・目的及び「人材養成及び教育研究上の目的」が具体的に表現されている。

## 〈音楽学部の3つの方針〉【資料1-3-2-① 2017年度大阪音楽大学学生便覧（巻頭）】

### ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

大阪音楽大学は、教育目標に定める人材育成に基づき、所定の期間にわたり在学して所定の単位を修め、次の能力や知識を修得した者に対し学位を授与します。

#### 1. 主に音楽の分野に関わる知識・能力等

- 1) 専攻の特性に応じた専門の知識、技能、表現性を系統立てて身につけ、それらを応用・展開できる。
- 2) 専門の技能、表現性を支える音楽の総合的な基礎能力と基礎知識がある。
- 3) 音楽を通して、物事を多様な観点から考察し、判断する姿勢が身についている。
- 4) 主体的な取り組みを通じて、自らが課題を設定し、解決することができる。

#### 2. 主に社会人としての資質に関わる能力・知識等

- 1) 自己のあり方を考え、他者と協調・協働でき、社会と積極的に関わっていくための基本的な力と責任感を備えている。
- 2) 英語の実践的な運用能力、または他の外国語の基礎的な運用能力があり、異文化を理解する姿勢を備えている。
- 3) 健康の保持・増進を計画的・積極的に実践し、生涯学び続けるなどの自己管理能力がある。

## カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

音楽学部音楽学科は、履修上の区分として、作曲、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション、声楽、ピアノ（ピアノ、ピアノ演奏家特別、ピアノ指導者の3コース）、パイプオルガン、管楽器、打楽器、弦楽器（弦楽器、ヴァイオリン演奏家特別の2コース）、ギター\*、邦楽、ジャズ、電子オルガンの13の専攻に分かれます。各専攻とも、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成します。[\*平成30(2018)年度から、ギター・マンドリン専攻に改称]

### 1. 音楽に関する専門教育科目を次のように構成します。

- 1) 各専攻の専門教育科目（必修）については、個人指導による音楽実技科目または少人数による演習科目を中心に、学士課程の全体を通して専門の知識、技能、表現性を系統的・段階的に修得し、社会で活躍するための応用・展開力を身につけます。
- 2) 音楽基礎科目（音楽理論、音楽通論、和声法、ソルフェージュ、副科鍵盤楽器または副科鍵盤楽器演習、副科声楽演習、合唱、西洋音楽史概説）については、各専攻において指定する科目を学士課程の前半に学ぶことを原則とし、音楽の総合的な基礎能力と基礎知識を向上させます。
- 3) 専門教育科目（選択）では、各自の志向や卒業後の活動を視野に入れて履修し、学習基盤を充実させるとともに、音楽を多様な視点で捉え、判断する力を身につけます。専攻に関連する科目に重心を置いて関連する他の分野を学ぶこと、また、専攻にこだわらず多様な分野を学ぶことができます。
- 4) 最終セメスターには、卒業作品、卒業演奏または卒業研究（論文）を課します。担当教員の指導のもとに、学生は「何を表現（探求）し、どう伝えるのか」について自ら目標を設定し、主体的な取り組みと目標の達成を通じて、各自の専門分野の学習を総合する技能と表現力を養います。

### 2. 音楽に関する専門科目と並行して、一般教育（導入及びキャリア教育を含む）、外国語、保健体育の各科目を次のように構成します。

- 1) 一般教育科目では、自己のあり方と社会との関わりについて考えること、及び幅広い知識と思考法の吸収によって将来の基礎を形成することを重視します。また、導入教育及びキャリア教育では、外国語科目や音楽の専門教育科目の教員と連携し、次の目的のもとに複数の演習科目を設けます。
  - (1) 大学での学習の仕組みに慣れ、自ら学習計画を立て、主体的な学びを実践する姿勢を養う。
  - (2) 大学における学びの基礎として、日本語の理解力と文章表現力を身につける。
  - (3) グループワーク、グループディスカッションを通じてコミュニケーション力とプレゼンテーション力を高め、責任をもって課題に取り組む姿勢を養う。
  - (4) 自己のキャリア形成への意識を高め、教育課程を通して学内外における自己開発を促す。
  - (5) さまざまなジャンルの音楽的体験を通じて、音楽や文化の多様性を理解する姿勢を養う。
- 2) 外国語科目では、各自が選んだ1カ国語（8単位）を必修とします。既習の英語

については実践的な運用能力の向上、初めて習う外国語については基礎的な運用能力の育成に重点を置き、いずれも学習を通じて価値観の異なる文化への理解を促進します。また、各自の志向と必要性に応じ、必修外国語の修得後に、同一外国語の継続履修もしくは他の外国語の履修、または必修外国語と並行して他の外国語を履修することができます。

- 3) 保健体育科目では、講義と運動・スポーツの実習を通じて、身体能力と体力の向上及び健康の保持・増進を図るとともに、物事に計画的・積極的に取り組む姿勢を育成します。
3. 上記に示される事項は、試験・レポート等、各授業において定める方法により、次の基準に従って厳正に評価します（ただし、習熟度別科目または習熟度別クラスを設ける科目では、成績評価に対応する100点法評点の範囲を変更することがあります）。

成績評価	100点法評点	修得状況
秀	100~90点	目標とする知識・技能等を修得し、それを応用・発展させることができる
優	89~80点	目標とする知識・技能等を修得し、それを活用できる
良	79~70点	目標とする知識・技能等を修得している
可	69~60点	目標とする基礎的な知識・技能等を修得している
不可	60点未満	目標とする知識・技能等を修得できていない

### アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

音楽学部音楽学科は、学士課程の教育を受けるにふさわしい専門的スキルと表現力、及び高等学校までの学習全般における基礎的な知識と思考力をもち、かつ、周囲の人たちと協調性をもって積極的に学ぶ意欲のある人を受け入れます。

音楽学部の1年次入学試験は、多様な人材の受け入れに対応するため、推薦と一般（A日程及びB日程）の種別を設け、各入学試験は、専門科目（実技等）を中心として、音楽基礎科目（ソルフェージュ・楽典・鍵盤楽器）、国語、英語、調査書（自己推薦書を含む）、面接、作文の中から、表1に示す組み合わせで実施します。各入学試験における科目と配点割合は表2のとおりです。なお、海外からの留学生に関する入学試験等の内容は別に定め、適切な教育・指導を行えると判断できる場合に受け入れます。

入学後は専門とする科目に加えて、音楽に関する幅広い知識と実践力を修得すること、さらに外国語及び一般教養に関する教育を通じて、幅広い視野とコミュニケーション力を高めることが求められます。したがって、入学時におよそ次のような学習の内容と水準が必要です。

#### 1. 専門科目（実技等）

入学後に各自が専門的に学ぶ実技等の科目については、表現力、技術力、応用力、課題探求力等に一定の水準以上の適性があることを求めます。

#### 2. 音楽基礎科目

ソルフェージュ、楽典、鍵盤楽器の3つの音楽基礎科目については、高校で学習済みであること、もしくは本学が実施する到達度テストの認定を受けていること、または

それと同等な学習水準を求めます。具体的には、高校の専門教育（音楽）における「ソルフェージュ（聴音、視唱）」「音楽理論（楽典）」「音楽史（西洋音楽史）」「器楽（すべての生徒が履修する鍵盤楽器の独奏）」の各科目について一定水準の習熟度とします。

### 3. 国語及び作文

国語及び作文については、文意を的確に理解し、論理的に物事を考える力、及び相手の立場や考え方を尊重した上で、自分の考えについて筋道を立ててまとめることができる文章表現力を求めます（高等学校「現代文 A」「現代文 B」程度）。

### 4. 英語

英語については、平易な英文（高等学校「コミュニケーション英語 II」程度）を辞書なしで読むことができる語彙、文法、読解の力に加え、基礎的な作文力があることを求めます。

表 1-1 入学試験科目 ※1

		試験科目						
		専門科目 (実技等)	面接 (調査書 等の審査 を含む)	国語	英語	音楽基礎 科目	専門科目 追加課題	作文
入学試験	推薦	●※2	●	—	—	—	●※3	●※3
	一般 A 日程	●	—	●	●	●※4	—	—
	一般 B 日程	●	●	—	—	—	—	—

※1 3年次編入学試験については別に定める。

※2 専門科目（実技等）について、本学の認定を取得している場合は免除。

※3 志願する専攻に必要な音楽基礎科目について、本学の認定を取得している場合は免除。

それ以外の場合は、専門実技追加課題または作文の何れか1つを選んで受験。

※4 志願する選考に必要な音楽基礎科目について、本学の認定を取得している場合は免除。

表 1-2 入学試験科目の配点割合

		配点			
		専門実技		高等学校等の学習成果	
		試験科目	配点	試験科目	配点
入学試験	推薦	専門実技課題	8	面接（調査書等の審査を含む）	2
	推薦（専門科目の認定取得済の場合）	—	—	面接（調査書等の審査を含む）	10
	一般 A 日程	専門実技課題	8	国語、英語	2
	一般 B 日程	専門実技課題	8	面接（調査書等の審査を含む）	2

〈音楽専攻科の3つの方針〉【資料 1-3-2-② 2017 年度大阪音楽大学音楽専攻科学生便覧(表紙裏面)】

音楽専攻科は3つの方針を以下のように定めている。

### ディプロマ・ポリシー（修了の方針）

建学の精神を体現すべく、高度な音楽の技と豊かな知識を身につけ、優れた芸術表現性と自己啓発力をもって音楽活動を実践し、社会と文化に貢献できる人を送り出します。

### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

建学の精神に基づき、芸術創造のための高度な技術と知識の修得を果たしながら、実践的活動を通じて豊かな人間力の生成を促すことにより社会で活躍できる音楽人を養成します。

### アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の精神を理解し、音楽大学の基礎の上に立って専門分野のより高度な学習と実践に務め、その結果を積極的に社会へ展開する意欲にあふれた人を受け入れます。

### 〈大学院の3つの方針〉【資料 1-3-2-③ 2017 年度大阪音楽大学大学院学生便覧（表紙裏面）】

大学院は3つの方針及び教育目標（教育目的）を以下のように定めている。

#### ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

建学の精神を体現し、修了後も専門分野や関連する職業等で活躍できる、質の高い有為の音楽人を送り出します。専攻（研究室）ごとに定められた所定の単位数を修得し、修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文の審査及び最終口述試験に合格することにより「修士（音楽）」の学位を授与します。

#### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

建学の精神に基づき、確かな技術・学識とグローバルな視野を持つ音楽家になるために必要な授業科目を開設し、創作・音楽研究・演奏の成果を発表する修士リサイタルを必修科目として課し、修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文に結実させる教育課程を編成しています。

#### アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の精神を理解し、音楽についての高度な実践能力と専門的かつ広い学識を修得するため、音楽における卓越した能力と幅広い知識と感性を兼ね備えた、音楽への強い意志と研究への明確な目的意識を持った人材を受け入れます。

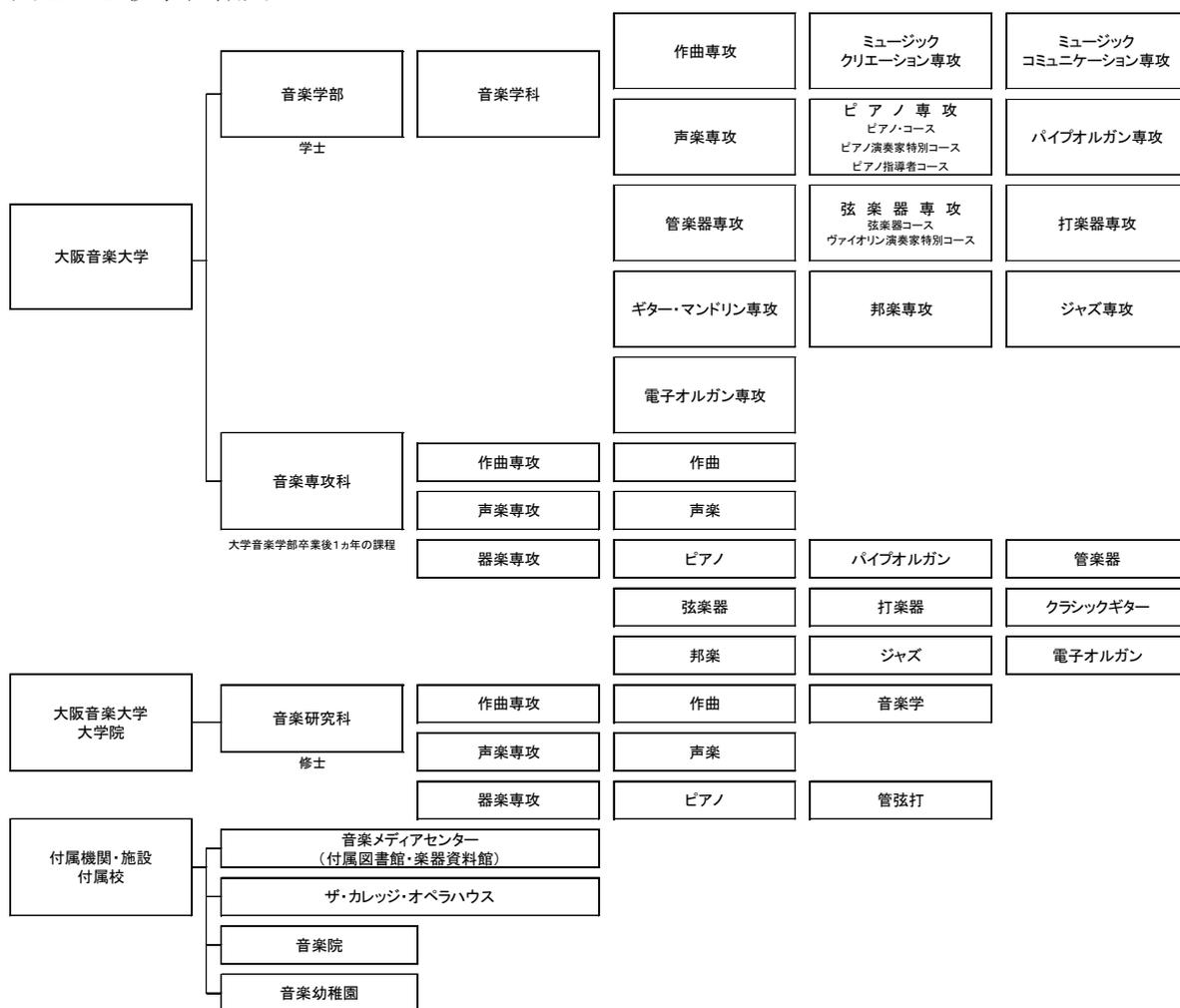
上記のとおり、各教育課程の使命・目的及び教育目的は、それぞれの3つの方針において具体的に表現されており、本法人の事業計画とも密接に関連している。

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は学則第1条の使命・目的を果たすため、図 1-3-1 に示すとおり、音楽学部音楽学科のもとに履修上の区分として13の専攻を設け、さらに音楽学部卒業後の教育課程として音楽専攻科（修業年限1年）及び大学院（修士課程）を設置している。

また建学の精神及び使命・目的を具現化するために、付属図書館と楽器資料館から構成される音楽メディアセンター、ザ・カレッジ・オペラハウス、音楽院などの附属機関・施設を置き、演奏活動、研究活動、音楽普及活動など多様な取組みを行っている。

図 1-3-1 教学組織図



### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ており、また中長期的な計画及び3つのポリシーに適切に反映されている。これらは本法人ホームページに掲載しているほか、学生便覧、教員便覧等にも掲載して学内外への周知を図っている。使命・目的及び教育目的については、今後も自己点検・評価統括委員会を中心に、教育研究組織との整合性を注視し、社会情勢と教育環境の変化に対応できる体制を維持する。

### [基準1の自己評価]

基準1-1の使命・目的及び教育目的については、学則第1条において本学の使命・目的が簡潔に示され、同第1条の2において教育目的が明確に規定されている。また、音楽専攻科規則第2条及び大学院規則第3条前半において、それぞれの教育課程に固有な目的が掲げられ、大学院規則第3条後半に大学院の「人材養成及び教育研究上の目的」が明示されている。

基準1-2の使命・目的及び教育目的の適切性については、学則第1条及び第1条の2において、音楽の単科大学としての本学の使命・目的及び教育目的が端的に示されており、音楽専攻科規則第2条・大学院規則第3条においても音楽を専門とする大学の専攻科及び

大学院として適切な目的や教育目的が明示されている。また、これらは教育基本法・学校教育法等の法令に適合している。

本学は平成 27(2015)年度以降、特に音楽学部における教育組織の改組とカリキュラムの改定に積極的に取り組んでいるが、これは学則第 1 条の使命・目的を踏まえて教育研究の質の持続的な向上を目指すとともに、音楽教育に関する社会的ニーズに対して本学が果たすことのできる役割を再検討した結果である。なお、大学院及び音楽専攻科の 3 つの方針については、より具体的な記述に向けた改定作業に着手している。

基準 1-3 の使命・目的及び教育目的の有効性については、教授会をはじめとする各会議体での議論を通じて教職員の理解と支持が得られており、学生便覧や教員便覧、その他の印刷物や法人ホームページを通じて、学内外の周知も十分に行われている。中長期的な計画への反映については、本学の事業計画は短期 4 年の積み重ねであり、長期的な指針が不足していることは否めないが、4 年間の事業計画の中で時代の不安定な動向や社会の急速な変化に対応できる体制が整えられている。教育研究組織の構成については、本学の使命・目的との整合性を保っている。3 つの方針については、学校教育法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、その内容を適切に具現化することが今後の課題である。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

学校教育法施行規則の改正に伴い、自己点検・評価統括委員会及び大学運営会議での検討結果に基づき、平成 28(2016)年度第 4 回及び第 5 回の教授会での議を経て、音楽学部の 3 つの方針を改定した。基準 1-3-③で示したように、本学は音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定めている。これらはや本法人ホームページに掲載し、「大阪音楽大学 COLLEGE GUIDE 2019」【資料 2-1-1】及び入学試験要項【資料 2-1-2】で本法人ホームページの参照を案内するなど、周知に努めている。また、音楽学部では併設短期大学と合同で開催するオープンキャンパスの全体説明会において、入学志願者に望まれる学習姿勢とともに入学者受入れの方針を説明している。

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

音楽学部の入学希望者は、高等学校音楽科等で専門的に音楽を学習する人、音楽教室等において音楽を学ぶ人、高等学校の吹奏楽部等に所属しながら個人レッスンに通う人など、様々な形で音楽の勉強に取り組んでいる。こうした多様な入学希望者の学習環境を考慮し、かつ音楽学部の入学者受入れ方針に適った志願者を選抜するため、以下に示す入学試験の種別を設け、それぞれに適切な出願資格と入試方法を定めている。

推薦入学試験は公募推薦と特別推薦の 2 つの種別を設けている。募集人員は専攻ごとに定めており、公募推薦と特別推薦を合わせて 105 人である。

表 2-1-1 推薦入学試験出願資格

推薦入学試験出願資格	
公募推薦	次の①～③のすべてに該当する者。 ① 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を平成 30(2018)年 3 月卒業見込、または平成 29(2017)年 3 月・9 月卒業の者。 ② 出身高等学校長の推薦を得られる者。 ③ 合格した場合、所定の入学手続を行い、必ず本学に入学することを条件として出願する者(専願)。 ※ただし大阪音楽大学短期大学部に出願、入学する場合は、この限りではない。

一般入学試験出願資格	
特別推薦	<p>次の①～③のすべてに該当する者。</p> <p>① 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を平成 30(2018)年 3 月卒業見込み、または平成 29(2017)年 9 月卒業の者で出身高等学校長の推薦を得られる者。 ※ただし、下記 3 の C～E は、平成 29(2017)年 3 月以前に高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、または合格見込みの者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）も対象とする。高等学校を平成 29(2017)年 3 月に卒業した者は出身高等学校長の推薦を得る必要がある。</p> <p>② 合格した場合、所定の入学手続きを行い、必ず本学に入学することを条件として出願する者（専願）。 ※ただし、大阪音楽大学短期大学部に出願、入学する場合は、この限りではない。</p> <p>③ 次の A～E のいずれかの適用条件に該当する者。</p> <p>A. 高等学校 特別推薦 高等学校の音楽科、本学が認定した音楽コース、本学が認定の高等学校に在学し、特別推薦の適用を受けた者。</p> <p>B. 高等学校音楽系クラブ 特別推薦 高等学校に於いて音楽系のクラブに所属し、特別推薦の適用を受けた者。</p> <p>C. 大阪音楽大学付属音楽院 特別推薦 大阪音楽大学付属音楽院 進学コース在籍者で、特別推薦の適用を受けた者。</p> <p>D. 同窓会《幸楽会》特別推薦 「同窓会《幸楽会》特別推薦実技認定審査」を受験し、当該専攻の実技の「認定」を受けた者。</p> <p>E. 教員 特別推薦 「教員特別推薦実技認定審査」を受験し、当該専攻の実技の「認定」を受けた者。</p> <p>特別推薦の入学試験は面接のみを行う。ただし、上記の C. 大阪音楽大学付属音楽院特別推薦、D. 同窓会《幸楽会》特別推薦、E. 教員特別推薦の出願者のうち、志願する専攻に必要なすべての音楽基礎科目の認定を取得していない者には、専門実技追加課題または作文を課す。 (参考)</p> <p>A. 高等学校特別推薦 及び B. 高等学校音楽系クラブ特別推薦について この制度による入学試験までの経過は次のとおり。本学は、入学希望者のある高等学校からの申請により、教職員を当該高等学校へ派遣し、入学希望者の実技の試験等と面談を実施する。実技の試験等では、入学希望者の実技が本学の求める水準に達していることを見極め、面談では本学の建学の精神等の基本理念を説明するとともに、入学希望者の進学の意志や就学の適性を判断する。面談は入学希望者・高等学校の教員・本学の面談委員の三者で行い、三者が合意に達した場合、当該入学希望者に特別推薦が適用される。</p>

表 2-1-2 推薦入学試験 試験科目

専攻	(A)専門実技		(B)高等学校時代の学習成果			©音楽基礎科目			作文	専門実技追加課題
	専門実技課題		面接	国語	英語	ソルフェージュ	楽典	鍵盤楽器		
推薦入学試験 (公募推薦・特別推薦)	作曲	●	●	—	—	要認定取得	—	要認定取得	●	—
	ミュージッククリエーション	●	●	—	—	—	—	—	—	—
	ミュージックコミュニケーション	●	●	—	—	—	—	—	—	—
	声楽	●	●	—	—	要認定取得	要認定取得	要認定取得	●	(いずれかを選択)
	ピアノ/パイプオルガン	●	●	—	—	要認定取得	要認定取得	—	●	(いずれかを選択)
	管楽器/弦楽器/打楽器	●	●	—	—	要認定取得	要認定取得	要認定取得	●	—
	ギター・マンドリン	●	●	—	—	要認定取得	要認定取得	要認定取得	●	(いずれかを選択)
	邦楽	●	●	—	—	—	—	—	—	—
	ジャズ	●	●	—	—	要認定取得	要認定取得	要認定取得*	●	(いずれかを選択)
電子オルガン	●	●	—	—	要認定取得	要認定取得	—	●	—	

\*ジャズピアノ志願者は「鍵盤楽器」の認定不要

表 2-1-3 一般入学試験出願資格

<p>次の①～③ のいずれかに該当する者</p> <p>① 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を平成 30(2018)年 3 月卒業見込、または卒業した者。</p> <p>② 通常の課程による 12 年の学校教育を平成 30(2018)年 3 月修了見込、または修了の者。</p> <p>③ 次の A～E のいずれかに該当する者、または平成 30(2018)年 3 月 31 日までにこれに該当する見込のある者。</p> <p>A. 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。</p> <p>B. 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。</p> <p>C. 文部科学大臣の指定した者。</p> <p>D. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）。</p> <p>E. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者。</p>
---

表 2-1-4 一般入学試験 A 日程試験科目

専攻	(A)専門実技	(B)高等学校時代の学習成果			©音楽基礎科目			※認定を取得している音楽基礎科目は受験免除
	専門実技課題	面接	国語	英語	ソルフェージュ	楽典	鍵盤楽器	
作曲	●	—	●	●	●	—	●	
ミュージッククリエーション	●	—	●	●	—	—	—	
ミュージックコミュニケーション	●	—	●	●	—	—	—	
声楽	●	—	●	●	●	●	●	
ピアノ/パイプオルガン	●	—	●	●	●	●	—	
管楽器/弦楽器/打楽器	●	—	●	●	●	●	●	
ギター・マンドリン	●	—	●	●	●	●	●	
邦楽	●	—	●	●	—	—	—	
ジャズ	●	—	●	●	●	●	●	
電子オルガン	●	—	●	●	●	●	—	

表 2-1-5 一般入学試験 B 日程試験科目

専攻	(A)専門実技	(B)高等学校時代の学習成果			©音楽基礎科目		
	専門実技課題	面接	国語	英語	ソルフェージュ	楽典	鍵盤楽器
作曲	●	●	—	—	音楽基礎科目は課されません		
ミュージッククリエーション	●	●	—	—			
ミュージックコミュニケーション	●	●	—	—			
声楽	●	●	—	—			
ピアノ/パイプオルガン	●	●	—	—			
管楽器/弦楽器/打楽器	●	●	—	—			
ギター・マンドリン	●	●	—	—			
邦楽	●	●	—	—			
ジャズ	●	●	—	—			
電子オルガン	●	●	—	—			

募集人員は以下のとおり専攻ごとに定めており、公募推薦と特別推薦を合わせて105人、A日程が105人、B日程は若干人としている。

表 2-1-6 入学試験ごとの募集人員

専攻	合計	推薦入試	一般入試 A日程	一般入試 B日程
作曲専攻	3	1	2	若干人
ミュージッククリエーション専攻	10	5	5	
ミュージックコミュニケーション専攻	15	7	8	
声楽専攻	35	17	18	
ピアノ専攻	60	30	30	
パイプオルガン専攻	2	1	1	
管楽器専攻	55	28	27	
弦楽器専攻	10	5	5	
打楽器専攻	5	2	3	
ギター・マンドリン専攻	2	1	1	
邦楽専攻	3	2	1	
ジャズ専攻	5	3	2	
電子オルガン専攻	5	3	2	
合計	210	105	105	

なお、留学生入学試験については、法令に定められた出願資格・要件を確認するため、入学希望者が個別に入試センターへ問い合わせることとしている。留学生入学試験の受験希望者から入試センターに提出された書類については入試センターで確認し、大学運営会議の議を経て学長が受験の可否を決定する。

音楽学部に進学を希望する人を対象として、入学試験とは別に「音楽基礎科目到達度テスト（平成29(2017)年8月実施分まで、平成29(2017)年12月実施分より「音楽基礎科目認定テスト」に名称変更）」を実施している。このテストは、入学試験における受験生の負担を軽減する目的で行われており、本学が音楽基礎科目として定める「ソルフェージュ（旋律聴音・新曲視唱）」「楽典」「鍵盤楽器」（ピアノまたは電子オルガン）について、入学試験以前にその学習到達度を調べ、所定の成績をおさめた受験者には入学試験における当該科目の受験を免除している。高等学校2年次の10月（「音楽基礎科目認定テスト」では高校1年以上に変更）からこのテストのための受験登録が可能で、テストは毎年、3月・8月・12月の3回実施され、受験生の多くが認定を取得している。また、高等学校音楽科、本学が認める音楽コース、本学が認める高等学校の出身者については、高等学校での単位の取得をもって全ての音楽基礎科目が認定となる。表2-1-4の中に記載されている「認定を取得している音楽基礎科目は受験免除」とはこのことを指す。

音楽学部の公募推薦入学試験・特別推薦入学試験・一般入学試験B日程で行われる面接

試験では、教員 2 人を 1 組として面接を実施し、受験者の学習への意欲・目的、音楽的経験、高等学校等における生活、本学志望の理由等について尋ね、適性を審査している。また、専門実技試験における公正さを確保するため、「入室番号制」を実施している。これは、受験者を志望専攻ごとにいくつかのグループに分け、各受験者の試験教室への入室順をそのグループ内での抽選によって決めるものであり、採点は受験番号を伏せて、入室番号により行われている。受験者の氏名・受験番号は筆記試験の採点時にも伏せており、入試判定教授会においても受験者の合否判定は整理番号により行っている。

なお、推薦入試での作文課題と、一般入試 A 日程の国語の筆記試験は、教養教育部会で作成し、英語の筆記試験は外国語部会で作成している。推薦入試と一般入試 A 日程で実施される聴音はソルフェージュ部会、楽典は作曲部会でそれぞれ作成している。

【資料 2-1-2】は、推薦入学試験・一般入学試験 A 日程・一般入学試験 B 日程の各実施要項である。

音楽学部 3 年次編入学試験、音楽専攻科入学試験、大学院入学試験の出願資格・入試方法は、表 2-1-7 に示すとおりである。

表 2-1-7 音楽学部 3 年次編入・音楽専攻科・大学院の出願資格・入試方法

平成 30(2018)年度 音楽学部 3 年次編入学試験

入試の種別	出願資格と入試方法
推薦入学試験	出願資格 併設の短期大学部卒業見込みの者を対象とし、短期大学部での第 1～第 3 セメスターにおける第 1 主科目の GPA(Grade Point Average)が 3.0 以上で、かつ第 1 主科目を含む全科目の GPA が 2.8 以上の者を短期大学部が推薦する (GPA は、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0 として算出)
	入試方法 入学試験は面接のみを行う。
	出願資格 次のいずれかの項目に該当する者。 1. 短期大学または 4 年制大学を卒業した者、または平成 30(2018)年 3 月卒業見込の者。 2. 学校教育法による 4 年制大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者、または平成 30(2018)年 3 月修得見込の者。 3. 学校教育法による高等専門学校を卒業した者、または平成 30(2018)年 3 月卒業見込の者。 4. 学校教育法による専修学校の修業年限 2 年以上で、かつ修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上の専門課程を修了した者、または平成 30(2018)年 3 月修了見込の者。 5. その他、本学において第 1 項と同等の資格を有すると認めた者。
一般入学試験	入試方法 試験科目は、専門科目・音楽基礎科目・外国語 (英・独・仏・伊の各国語より 1 カ国語を選択)。ただし、試験科目のうち、音楽基礎科目 (ソルフェージュ・音楽理論・鍵盤楽器) については、それぞれ 4 単位以上、外国語については、1 カ国語を 4 単位以上修得している場合、当該科目の試験が免除される。
	募集人員は、推薦入学試験及び一般入学試験を合わせて、30 人 (作曲 1、ミュージッククリエーション 2、ミュージックコミュニケーション 2、声楽 5、ピアノ 6、パイプオルガン 1、管楽器 4、弦楽器 2、打楽器 1、クラシックギター 1、邦楽 1、ジャズ 2、電子オルガン 2)。

## 平成 30(2018)年度 音楽専攻科入学試験

出願資格
次のいずれかの項目に該当する者。 1. 4年制大学音楽学部（音楽に関する課程を含む）を卒業した者、または平成 30(2018)年 3 月卒業見込の者 2. 本学において第 1 項と同等の資格を有すると認めた者。
入試方法
入学試験は専門実技のみを行う。 募集定員は各専攻を合わせて 20 人（作曲 1、声楽 5、器楽 14）

## 平成 30(2018)年度 大学院入学試験

出願資格
次のいずれかの項目に該当する者。 1. 大学を卒業した者（卒業見込者を含む）。 2. 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者。 3. 文部科学大臣の指定した者。 4. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者。 5. 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。 6. 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者。
入試方法
入学試験は、各年度 2 回（前期日程、後期日程）実施している。 試験科目は両日程とも、専門科目・小論文・英語・面接。ただし、小論文については、音楽学研究室を除く各研究室の出願者に課す。また、前期日程のうち、声楽（オペラ系・歌曲系）・ピアノの各研究室の出願者には、専門科目について第 1 次試験及び第 2 次試験（第 1 次試験通過者対象）を実施する 外国人留学生については、専門科目試験に加え、日本語の試験（作文・会話）を課す。 募集定員は、前期日程と後期日程を併せて 13 人（作曲専攻 2、声楽専攻 4、器楽専攻 7）

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

18 歳人口の減少により、他の多くの私立大学と同様、本学においても音楽学部の入学者数は減少傾向にある。本学はこの状況を踏まえて、平成 24(2012)年度に従来の作曲・声楽・器楽の 3 学科を統合する形で音楽学科を設置し、新たにジャズ・クラシックギター〔平成 30(2018)年度からはギター・マンドリンに改称〕・電子オルガンの 3 専攻を開設した。さらに、平成 28(2016)年度にミュージッククリエーション専攻とミュージックコミュニケーション専攻を開設し、音楽学専攻の募集を停止した。

また、平成 25(2013)年度入試より、優秀な学生の支援を目的として、音楽学部入学試験における実技成績の上位合格者（20 人程度）を特待生として年額 40 万円を 1 年次に限って授業料から減免する制度を導入した。なお、音楽学部 2 年次以降と音楽専攻科、大学院については、従来から成績優秀者に対する給付奨学金制度を設けている。

表 2-1-8 に最近 5 年度間の入学者数と定員充足率の推移を示す。

表 2-1-8 入学者数と定員充足率の推移

入試	定員 (人)	項目	平成 26(2014) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度
音楽学部	210	入学者数	175	151	192	203	194
		充足率	83.3%	71.9%	91.4%	96.7%	92.4%

3年次編入	30	入学者数	18	20	16	14	16
		充足率	60.0%	66.7%	53.3%	46.7%	53.3%
音楽専攻科	20	入学者数	19	27	15	25	23
		充足率	95.0%	135.0%	75.0%	125.0%	115.0%
大学院	13	入学者数	17	19	14	11	19
		充足率	130.8%	146.2%	107.7%	84.6%	146.2%

関西唯一の音楽単科大学である本学の教育や研究、施設・設備、入試情報等に関して、入学志願者とステークホルダーの理解を促進するため、併設短期大学と合同で高等学校教員対象の入試説明会及び楽器店講師対象の学校見学会を本学において開催するとともに、「オープンキャンパス」の開催日及び別日程での「キャンパスツアー」や「体験レッスン」を実施している。体験レッスンと学校説明会については、各楽器店の協力を得て西日本各地で実施し、また教員による高等学校等への出張授業や進学説明に加えて、平成27(2015)年度から全専任職員及び一部の専任嘱託職員による高等学校訪問プロジェクトを開始した。これは、主に新設のミュージッククリエーション専攻とミュージックコミュニケーション専攻について高校への浸透を図るため、主に近畿圏の高等学校を訪問する活動で、本学の教育環境及び学習支援に関する情報の提供と入学者受入れの方針等の説明を行い、志願者の増加に向けた努力を続けている。

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れの方針については、学校説明会や大学案内・入学試験要項等の印刷物、本法人ホームページ等に明示しているが、今後も広報活動を通じて学外への周知に努める。

音楽学部の入学試験制度や試験内容については、これまでも改善に取り組んできたが、結果的に多様な形態の入学試験が混在し、受験生にとって分かりにくいものとなっているため、大学運営会議を中心に入学試験制度全体の見直しを進めている。

音楽学部は平成22(2010)年度以降、入学定員を充足できない状況が続いており、定員の確保は本学の喫緊の課題となっている。具体的な方策として、高等学校訪問プロジェクトや楽器店への広報を強化するとともに、受験生に対しては出張授業や体験レッスンの実施により、音楽分野に進学する受験生を増やす着実な努力を今後も継続する。また、社会の要請に即した音楽教育のあり方を精査し、新たな専攻の開設を検討する。

音楽専攻科及び大学院については、ほぼ適正な入学者数を維持しており、今後も音楽芸術に関する高度な専門性を求める志願者の確保に努める。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

## (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、学則【資料 2-2-1】第 1 条の 2 に規定する人材養成及び教育研究上の目的、音楽専攻科規則第 2 条【資料 2-2-2】に規定する教育研究上の目的、並びに大学院規則【資料 2-2-3】第 3 条に規定する人材養成及び教育研究上の目的を達成するため、基準 1-3-③において示したとおり、音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育課程を置き、それぞれに教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。これらのカリキュラム・ポリシーはそれぞれの「学生便覧」【資料 2-2-4】に明示するとともに、本法人ホームページ上で公開している。

### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### 1. 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

##### 1) 音楽学部

現在、本学は表 2-2-1 に示すとおり、音楽学部には音楽学科を置き、履修上の区分として、作曲、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション、声楽、ピアノ、パイプオルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、クラシックギター〔平成 30(2018)年度から「ギター・マンドリン」に改称〕、邦楽、ジャズ、電子オルガンの 13 専攻を設けている。この内、ピアノ専攻については、「ピアノ・コース」「ピアノ演奏家特別コース」「ピアノ指導者コース」の 3 コースに区分し、弦楽器専攻については「弦楽器コース」と「ヴァイオリン演奏家特別コース」に区分している。

なお、平成 29(2017)年度末をもって、平成 24(2012)年度から 1 年次の学生募集を停止した作曲・声楽・器楽の 3 学科は全て廃止し、また平成 28(2016)年度のミュージックコミュニケーション専攻の開設により、平成 29(2017)年度末をもって音楽学科の音楽学専攻を廃止した。

表 2-2-1 音楽学科における専攻・コースの区分

学科名	専攻名	コース
音楽学科	作曲、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション、声楽 ピアノ	ピアノ・コース ピアノ演奏家特別コース ピアノ指導者コース
	パイプオルガン、管楽器、打楽器、 弦楽器	弦楽器コース ヴァイオリン演奏家特別コース
	邦楽、クラシックギター〔平成 30(2018)年度から「ギター・マンドリン専攻」に改称〕、ジャズ、電子オルガン	

音楽学部の教育課程は、学則第 31 条（卒業要件）に基づき、授業科目を一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・専門科目の 4 つに区分し、卒業要件単位をそれぞれ 21 単位

以上・8単位以上・2単位以上・80単位以上を含む合計124単位以上と定めている。一般教育科目・外国語科目・保健体育科目は、履修規程別表第1条により包括的に「教養教育科目」として、また学生便覧のカリキュラム表においては「専攻共通科目」として示されている。専門教育科目については、各専攻の専門性を高めるための「専門教育科目(必修)」と、音楽の技と知を幅広く学ぶための「専門教育科目(選択)」に区分される。

各授業科目は、学則第34条(単位算定基準)に基づき、その目的と内容、教育効果を考慮して、「講義」「演習」「実験・実習及び実技」「個人指導による音楽実技」(レッスン)の4つの授業形態から、いずれか1つまたは併用によって実施され、1単位あたり45時間の学修時間を基本とする。本学は、単位制の実質化の観点から、授業における学習時間及び教室外の学習時間を適正に保つため、全教員に対し各 Semester 15回の授業の確実な実施と、シラバスの「授業外の学習方法及びその他」の項目への記入を求めている【資料2-2-5】。なお、シラバスは全授業科目について作成しており、本法人ホームページ上で学内外に公開している。また、単位制の実質化と関連して、履修規程【資料2-2-6】第2条第2項により、4年次を除く各学年の卒業要件に関する受講登録単位数の上限を1 Semesterにつき原則20.5単位と定めている。ただし、基準2-4の表2-4-3「履修登録単位数の上限」に示すように、受講登録単位数の上限は、各学生の前年度の前・後期を合わせたGPA(Grade Point Average)または当該年度前期のGPAにより18.5~24.5単位の間で変動する。

次に「教養教育科目」と「専門教育科目」のカリキュラム・ポリシーに沿った編成上の特徴について説明する。

#### (1) 教養教育科目

学生の入学時から卒業時まで、専門教育科目と教養教育科目を平行して履修するようにカリキュラムを編成している。この教養教育と専門教育の相互浸透的な教育方法は、カリキュラム・ポリシーにおける「音楽の知と技を深く学び」かつ「洗練された教養人」の育成に繋がるとの観点と、専門性をより深く学ぶためには1年次からの専門教育が必要との2つの観点に基づいている。

また、「一般教育科目では、自己のあり方と社会との関わりについて考えること、及び幅広い知識と思考法の吸収によって将来の基礎を形成する」とのカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これまでA・Bの記号(例「文学A」「文学B」)で区分され、2 Semesterにわたって履修できた多くの科目を統合し、1 Semesterで完結する形に改めるとともに、新規科目として「からだと健康美」「文化人類学入門」「データ分析」「現代アート論」「キャリアプラン」「メディア論入門」の開設を決定した。これらの新規科目は平成30(2018)年度以降の学生便覧に掲載し、平成31(2019)年度から開講する。なお、平成29(2017)年度以前の入学者も、これらの新規科目の履修ができるように学則に規定した。

外国語科目については、英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語を開講している。各外国語の科目名の末尾にあるAI・BI・AII・BII・AIII・BIII・AIV・BIVの記号については、AI~AIVは文法とリーディングを主体とした授業内容、BI~BIVはリスニングとスピーキングによるコミュニケーション能力の育成に重点を置いた授業内容としており、任意の1カ国語を必修として8単位以上の修得を卒業要件としている。

外国語は必修科目以外にも選択科目として学ぶことができ、必修科目と同一の外国語または異なる外国語を履修できる。2017年度1年次入学者まで必修外国語の修得後も同一外国語の履修を希望する学生のために、「応用外国語（英・独・仏・伊）AI・BI・AII・BII」、必修外国語と異なる外国語の履修を希望する学生のために英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語の各CI・CII・CIII・CIV科目を開設していたが、学生の履修状況を踏まえて、2018年度1年次入学者から応用外国語（独・仏・伊）のAII・BIIを廃止し、AI・BIのみにするとともに、応用外国語（英）AI・BIについてはアドバンス英語I・IIに科目名称を変更して開講することとした。またCI・CII・CIII・CIV科目は廃止し、新たに速習外国語（ドイツ語・フランス語・イタリア語）I・IIを開設することとした。

表2-2-2は、平成27(2015)年度以降に開設された教養教育科目の概要である。

表2-2-2 平成27(2015)年度以降に開設された教養教育科目の概要

科目名	開設年度	内容
情報処理概論 C	平成 28(2016)年度	プレゼンテーションソフト（パワーポイント）に関する必要な知識や、より良いプレゼンテーション資料を作成する方法を修得する。3年次を基準履修年次とするため、平成 30(2018)年度から開講する。
からだと健康美	平成 30(2018)年度	健康に対する基礎知識の向上を目指すとともに、セルフケアの理解を通じて充実した学生生活を送るために必要な知識、及び生活習慣病予防の食生活、正しいダイエット法、ストレスに打ち勝つ心のケア、運動面など様々な視点から「こころ」と「からだ」のバランスを整えることについて学ぶ。
文化人類学入門	平成 30(2018)年度	文化人類学における異文化理解の考え方や視点に基づいて東アジアの文化を理解し、ヨーロッパを含む異文化と向き合う柔軟な視点と思考力を育む。
データ分析	平成 30(2018)年度	高校までの数学を用いて、統計学の基本的な考え方とデータ分析法を理解し、実際のデータを解釈する。
現代アート論	平成 30(2018)年度	現代アートの動向への知見を通じて表現の多様性を学ぶと同時に、自らの表現行為について考える。
キャリアプラン	平成 30(2018)年度	自己の将来の姿をイメージし、生き方やキャリア形成について考える力を育成する。社会の中で自分らしく生きるために不可欠な他者との良好な人間関係の構築や、自分の長所・短所とコンプレックスに気づき、弱みをプラスに変える手法、及びコミュニケーションスキルなどを実践的に身につける。2年次を基準履修年次とするため、平成 31(2019)年度から開講する。
メディア論入門	平成 30(2018)年度	メディアの歴史を踏まえ、現在の様々なメディアと社会との関係を学ぶ。

アドバンス英語 I・II	平成 30(2018)年度	英語の各種資格試験や本学大学院の英語入試問題を分析しながら、I では、各種試験内容や形式に対応できる読解力や文法力を習得する。II では、リーディング力に加えて、テキストにおいて習熟した重要表現を用いて、書く、話すというアウトプット活動をも取り入れて、英語の総合的な力を身につける。3年次を基準履修年次とするため、本来、平成 32(2020)年度からの開講となるが、2017 年度以前の入学者の英語応用力の強化のため、応用外国語（英）AI・BI の科目名で当該科目の授業内容を先行して実施する。
速習外国語（ドイツ語）I・II	平成 30(2018)年度	初級文法を中心に、基本的な文法事項と会話を学習する。2 年次を基準履修年次とするため、平成 31(2019)年度から開講する。
速習外国語（フランス語）I・II	平成 30(2018)年度	初級文法を中心に、基本的な文法事項と会話を学習する。2 年次を基準履修年次とするため、平成 31(2019)年度から開講する。
速習外国語（イタリア語）I・II	平成 30(2018)年度	初級文法を中心に、基本的な文法事項と会話を学習する。2 年次を基準履修年次とするため、平成 31(2019)年度から開講する。

保健体育科目については「体育 A・B」を開講している。両科目とも心身の基礎能力の育成と体力の向上、健康の保持増進について、学生自らが積極的に取り組む姿勢の育成を目的とし、身体活動を通じた「健康づくり」に着目した授業を実施している。

## (2) 専門教育科目

前述のように専門教育科目は、「専門教育科目（必修）」と「専門教育科目（選択）」に区分される。「専門教育科目（必修）」は、各専攻の専攻主科目（各専攻の中心科目である「個人指導による音楽実技（レッスン）」、ただし音楽学専攻については「音楽学演習」、ミュージックコミュニケーション専攻については「ミュージックコミュニケーション演習」、ミュージッククリエーション専攻については各年次に分散して配当された「ポピュラーソング・コンポジション基礎 A・B」「ポピュラーソング・コンポジション基礎 A・B」「ポピュラーソング・コンポジション応用 A・B」「ショートコンテンツ実践基礎 A・B」「ショートコンテンツ実践応用 A・B」「フィルム・スコアリング基礎 A・B」「フィルム・スコアリング応用 A・B」を指す）を中心に構成され、専攻ごとの専門性を強化するための科目と、音楽家にとって不可欠な基礎知識と能力を高めるための科目から構成される。後者の科目の内、「音楽理論」「和声法」「ソルフェージュ」「副科鍵盤楽器」（または「副科鍵盤楽器演習」）「副科声楽演習」「合唱」「西洋音楽史概説」「日本伝統音楽」「諸民族の音楽」を特に「音楽基礎科目」と呼び、各専攻・コースにかかわらず原則として、これらの科目の修得を義務づけている。「専門教育科目（選択）」は、管楽

器及び打楽器専攻の「吹奏楽 V～VIII」や弦楽器専攻の「オーケストラ V～VIII」等の一部の科目については、授業運営の必要性から受講指導を行う場合があるが、基本的に学生各自が自由に選択して受講し、音楽全般の技術と知識を深めている。

本学は平成 24(2012)年度から、専門以外の知識と技術の体系的な修得の可能性の提示と推奨のために副専攻制度を開設している。この制度は、「専門教育科目(選択)」と「一般教育科目」の中から関連性の深い科目を抽出して「音楽マネジメント・プログラム」「音楽療法プログラム」「音楽指導者プログラム」「音楽研究プログラム」の4つの科目群を設け、各プログラムが指定する科目群から12単位以上を修得し、かつ、各科目の成績がいずれも「良」以上であることをもって、卒業時に当該プログラムに関する副専攻の修了を認定するものである。また、3年次進級時に申請が必要であり、修了認定はいずれか1つのプログラムについて行われる。なお、各プログラムに含まれる科目は、副専攻の修了認定の有無にかかわらず、卒業要件単位に含めることができる。

ただし、副専攻制度については年々履修者が減少し、また副専攻修了のため受講人数が開講基準に満たない場合も開講を要する場合や教室確保の問題もあり、平成 30(2018)年度1年次入学者から「音楽研究プログラム」を廃止し、平成 31(2019)年度入学者から副専攻制度自体を廃止することが決定している。平成 32(2020)年度以降の入学者については、この制度の各プログラムを「音楽に関するキャリア形成支援科目」としてカリキュラムマップに提示する予定である。

### (3) 演奏家特別コースとピアノ指導者コース

平成 19(2007)年4月に開設された「ピアノ演奏科特別コース」は、世界的に通用する演奏家の育成を目的として、2人の教員による2つの「個人指導による音楽実技(レッスン)」科目に加えて、「初見視奏」「室内楽」「声楽伴奏法」等の必修科目を配し、ソリストのみならず室内楽や伴奏の分野でも第一線で活躍できる創造的なピアニストの養成に特化した教育を行っている。また、同様の趣旨に基づき「ヴァイオリン演奏科特別コース」が平成 23(2011)年4月に開設された。

平成 26(2014)年4月には、ピアノの演奏能力と教育能力の向上を図り、在学中に指導者としての様々な資質を身に付けることを目的として「ピアノ指導者コース」を開設した。このコースは専攻主科目に加えて、「ピアノ指導法」「指導者基礎演習」「即興演奏」「初見視奏」「ソルフェージュ教育法」「音楽教室運営法」を必修科目とし、卒業後に優れた指導者としての活躍を目指したカリキュラムを編成している。

なお、平成 25(2013)年度から、ピアノ・コースと弦楽器コースの学生については、2年生への進級時に実技審査を受けて合格すれば、それぞれ「ピアノ演奏科特別コース」と「ヴァイオリン演奏科特別コース」に変更できる制度を設けている。

## 2) 音楽専攻科

音楽専攻科には、作曲・声楽・器楽の3専攻が設置され、この内の器楽専攻については「ピアノ」「パイプオルガン」「管楽器」「弦楽器」「打楽器」「クラシックギター」「邦楽」「ジャズ」「電子オルガン」の履修上の区分を設けている。各専攻の修了要件については、音楽専攻科規則第7条により「1年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を修得すること」

と定めている。

音楽専攻科は、専攻主科目を中心に、芸術創造のための高度な技術と知識の修得を目的としてカリキュラムを編成するとともに、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ科目として、全専攻必修の「音楽実践演習」を開設している。この科目は、大阪府及び隣接府県にある公設ホールの協力を得て、学生が年間 2～3 回の学外演奏会「オータムコンサート」【資料 2-2-7】を自主的に企画・開催することを通じ、学生の自発性・創造性・問題解決能力の向上を図ることを目的とする。また、豊かな人間性と音楽に関する教養を高めるため、身体的動作と音楽的表現の関係や時代とともに変遷する宮廷の所作等について学習する「舞踏・音楽演習」(全専攻必修)を開設している。なお、音楽専攻科は 1 年間の教育課程であることから通年制を採用している。

### 3) 大学院

本学は、大学院に音楽研究科修士課程を設置している。表 2-2-3 に示すとおり、音楽研究科には作曲・声楽・器楽の 3 専攻とそれぞれの専攻に 1 つまたは 2 つの研究室が置かれている。

課程修了の認定は、大学院規則第 19 条により「2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者とする」と規定され、大学院履修規程第 2 条により、課程修了の認定に必要な最低修得単位数が定められている。大学院規則第 19 条における「修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査」については、大学院学位規則及び「大阪音楽大学大学院音楽研究科修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文並びに最終試験に関する内規」により、同じく表 2-2-4 に示すとおり専攻・研究室ごとに必要な修士作品・修士論文・修士演奏の区分が規定されている。

表 2-2-3 大学院の専攻・研究室、及び課程修了認定のための最低修得単位数等

専攻及び研究室		最低修得単位数	修士作品・修士論文・修士演奏の区分
作曲	作曲	36	修士作品及び修士作品に関する論文
	音楽学	38	修士論文
声楽	声楽	38	修士演奏及び修士演奏に関する論文
器楽	ピアノ	32	修士演奏及び修士演奏に関する論文
	管弦打	34	

大学院のカリキュラムは、表 2-2-3 に記された「修士作品及び修士作品に関する論文」「修士論文」「修士演奏及び修士演奏に関する論文」による学位取得を最終目的として編成されている。全専攻 1 年次の必修科目「修士リサイタル」は、将来の作曲家・研究者・演奏家に必要な素養について実践を通して研究することを目的に平成 23(2011)年度に開設され、各院生が 1 年次の学修成果を 30～40 分のプログラムを組んで発表することを特徴とする。「修士リサイタル」は、本学のミレニアムホールにおいて公開で実施され、大学院研究科長及び各研究室主任により成績評価が行われる。また、同リサイタルの各日程とも

2人の学外審査員（音楽評論家等）が加わり、全日程終了後に講評会を開催して、院生が各自の作品・研究発表・演奏に対する批評を受ける場としている。従来、大学院の教育課程は、2年間の学修期間を包括的に捉えてきたが、「修士リサイタル」における学修成果の発表は、修士作品、修士演奏及び修士論文に向けての里程標として、院生の研究意識の向上につながっている。また、グローバルな視野を持つ音楽家を育成する観点から、芸術・文化等の各界で活躍する著名人を講師に招き、2年間必修の「芸術文化の諸相」を開設している。

## 2. 教授方法の工夫・開発

本学の教授法における大きな特色は、専攻主科目を中心に学生と教員のコミュニケーションを重視したマンツーマンによる個人レッスン及び少人数による演習授業を多数取り入れていること、「定期演奏会」「吹奏楽演奏会」「作品発表会」「ザ・ストリング・コンサート」「合唱発表会」「大学院定期演奏会」等を通じて学習成果を学内外において発表し、大学における学習と社会との関わりについて学生に自覚を促していることにある。本学は、基準2-8で述べるように全学的なFD活動を展開しており、その中で教授法の工夫・開発について取り組んでいる。各教室にピアノが置かれ、さらに基準2-9で触れるように、CD・DVDプレーヤー等のAV機器やプロジェクターを設置し、マルチメディアを活用した教授法への対応を進めている。

音楽学部における教授法の工夫・開発に関する具体的事例としては次のものがある。

### 1) 習熟度別クラス編成

外国語科目の「英語」と音楽基礎科目の「ソルフェージュ」については、適切な指導によって学習効果を高めるため、習熟度別のクラスを編成している。また、平成30(2018)年度1年次入学者から「音楽理論III・IV」についても、同様に習熟度別のクラス編成を予定している。なお、「和声法」と「楽曲研究」については、専門実技との関連性に配慮した授業内容とするため、専攻別のクラス編成を原則としている【資料2-2-8】。

### 2) 教養基礎セミナー

「教養基礎セミナー」（1年次必修科目）は、大学における学習への導入的役割を果たす初年次の必修科目であり、専攻を横断した25人程度のクラスを編成し、クラスごとに担当教員が配置されている。この科目には学長特別講義、OCM-OPAC (Osaka College of Music Online Public Access Catalog)の検索方法の説明、キャリアデザイン講座、日本語ライティング、図書館案内、音楽博物館〔平成29(2017)年度から楽器資料館に改称〕探訪等の授業内容が含まれており、その専門性に配慮してクラス担当教員以外の教員による授業、または担当職員による説明が行われている。何れの場合においても各クラスの担当教員は常に授業に出席し、当該教職員をサポートして授業効率を高めている【資料2-2-9】。

同科目の授業内容は、毎年、教養教育検討委員会で精査・検討しており、平成26(2014)年度からはPBL (Problem Based Learning)を取り入れ、学生が数名のグループごとに問題を設定して議論を行い、その結果を発表することにした。また、平成31(2019)年度以降は、同科目におけるキャリア教育を一層推進することが決定しており、キャリア支援セン

ターの協力を得て授業内容の見直しに関する議論を行っている。

### 3) 音楽基礎セミナー

「音楽基礎セミナー」は、平成 24(2012)年度の音楽学科の開設にあたって、音楽大学での専門学修の基礎となる幅広い音楽的教養を身に付けることを目的に開設され、「西洋音楽史概説 A・B」とともに全専攻の初年次の必修科目としている。音楽基礎セミナーは、複数クラスの合同授業と個別クラスの授業を組み合わせ実施しており、合同授業では、楽譜の種類と歴史、日本における西洋音楽受容の経緯等に関する知識を学ぶことに加えて、管楽器・弦楽器・打楽器・邦楽・ジャズに関する各回の授業では、実際の演奏の聴取を重視した学習を行っている。個別クラスの授業では、グループディスカッションとプレゼンテーションを実施し、合同授業を通じて得た体験や知識を受講者自らが発展させ、活性化させることに焦点を当てている。

### 4) 部会での議論

本学は、併設短期大学と合同で教員の専門分野別に構成される「部会」と呼ばれる会議体を組織している。部会は専攻分野（作曲、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション、声楽、ピアノ、管弦打、ギター・マンドリン、邦楽、ジャズ、電子オルガン）と科目分野（教養教育・外国語・音楽学・ソルフェージュ・教職）に区分され、全ての専任及び兼任教員は何れかの部会に所属し、その代表者として教育主任が置かれている。なお、保健体育科目及び音楽療法に関する科目の担当教員は「教養教育部会」に、合唱は「声楽部会」に、パイプオルガンは「ピアノ部会」に所属する。部会は、主に教育の実施と方法に関わる事項について、教員間の調整を図っており、教授方法に関する工夫や議論を行う場所となっている。その開催時期や開催回数は各部会に委ねられており、授業期間中の特定の曜限に専任教員のみによって定期的開催し、各セメスターの開始時に兼任教員も含めて開催する場合、不定期に専任教員のみによって開催し、各セメスターの半ばに総部会の名称で兼任教員も含めて開催する場合等、様々な形態がある。

### 5) 授業見学

平成 27(2015)年度後期から、各教員の授業方法と教育力の向上を目指し、各セメスターの 3 週目から 12 週目までの間、教員による授業見学を実施している。本学の授業見学は、見学を希望する教員と見学を受け入れる教員との間に学務事務部門が介在し、見学を希望する教員が指定した 3 つの候補日の中から、見学を受け入れる教員が 1 日を選んで実施する形をとっている。見学後に見学者が記入したコメントペーパーは、学務事務部門を通じて授業担当者に返却される。なお、平成 29(2017)年度の授業見学の件数は、併設の短期大学を含めて 18 件であった。

### 6) 学生による授業評価アンケートと授業改善計画書

自己点検・評価統括委員会が中心となり、セメスターごとに「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートの設問項目については、毎年同委員会で点検し、統計上の継続性を踏まえて必要な加筆・修正を行っている。

授業改善計画書は、同アンケートの集計結果に基づいて全専任教員及び有志の兼任教員が年度ごとに作成し、教授方法や授業運営方法の改善を図っている。同アンケートの実施時期は各セメスターの 12～15 週目であり、その集計結果は次のセメスターに各教員に返されることになる。このため、授業改善計画書は実際にアンケートを実施したクラスにはフィードバックできないという問題はあるが、授業改善計画書の作成には、アンケート結果を読み込むことが必要となり、各教員の自覚を促すことに繋がっている。

音楽専攻科独自の教授方法の工夫については、前述の「音楽実践演習」における学生と演奏会の受け入れ先との交渉・調整に関して、当該授業の担当教員に加えて、音楽専攻科運営委員会に所属する教員が支援する体制をとっている。教員は演奏会の受け入れ先の担当者と代表学生との打ち合わせに同席して、重要な項目に遺漏がないかを確認するとともに、チラシ・プログラム等の印刷物、演奏会当日のホールにおける各学生の配置等について必要な助言と指導を行い、学生の主体的な音楽活動に関する実践力の育成を図っている。

大学院独自の教授方法の工夫については、大学院運営委員会が授業評価アンケートの集計結果を検討して授業改善に努めるとともに、前述の「修士リサイタル」を通じて、各院生の研究の進展状況を担当指導教員のみならず、大学院全体として把握できるようにしている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部の 3 つの方針（ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシー）は平成 20(2008)年度に制定されて以降、表現が抽象的で教員間における共通理解が形成しにくく、学生や受験生に対して明確でないという問題が指摘されていたが、平成 28(2016)年 7 月と 9 月の教授会での議論を経て改定された。今後は、音楽専攻科及び大学院の各ポリシーについても、明確な表現性の観点から検証し、必要な場合には早急に改定する。

教授方法の開発・工夫については、FD 総括委員会の構成員を各地の FD 講習会等に派遣して研鑽を積ませ、同委員会において一般教育・外国語・教職の授業科目を中心に学生参加型の授業方法について議論を深める。また、学内で FD フォーラムを開催してその成果発表を行う計画である。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3 の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

### 1. 新入生への対応

音楽学部の学修支援は入学前から始まる。毎年度 1 年次入学予定者の内の希望者を対象

に「ソルフェージュ」を12月下旬に、「英語」「楽典」の補習授業を3月下旬に実施している。

入学予定者には、カリキュラムと開講科目に関する冊子や案内文書を送付し、専攻主科目の「個人指導による音楽実技（レッスン）」（以下「レッスン」という）の担当教員、ソルフェージュ科目の履修開始グレード、外国語科目（英・独・仏・伊）の選択、教職課程の履修等について希望調査を行っている。

新入生に対するオリエンテーションは、入学式当日から授業開始日までの間に集中的に実施される。選択科目の受講登録、卒業・進級要件、奨学金の給付申請、練習室の利用方法等の学習及び学生生活全般に関する説明は、新入生全員に向けた「総合・履修登録ガイダンス」において教育部長、学生部長、学務事務部門等の教職員が行い、専攻別の学習上の留意点や行事予定、実技試験等の説明は、「専攻別ガイダンス」において各専攻の教育主任が行っている。

平成25(2013)年度まで、毎年4月の授業開始日の直前に新入生相互の親睦と教職員との交流を目的として、併設する短期大学と合同で、学生寮への入寮者と下宿者を中心に1泊2日の「フレッシュマン・キャンプ」を実施していたが、新入生全員ではなく希望者のみが参加する行事であることや、授業日数の確保の点からも日程的に厳しい状況にあったため、これを廃止し、平成26(2014)年度からは新入生全員と学長・副学長・学生部長と1年次必修科目「教養基礎セミナー」の各クラス担当教員、学務事務部門の職員、在学生の一部が参加する交流行事「新入生歓迎祭」を併設短期大学と合同で学内において1日で実施している。平成30(2018)年度の参加者割合は大学が98%、短大が95%であった。

新入生歓迎祭は、新入生が在学生、教職員、施設環境に慣れることと新入生間の交流促進を目的とし、その流れは、午前中に全体オリエンテーション、「教養基礎セミナー」のクラスごとのディスカッション、各会場における在学生の演奏を鑑賞するスタンプラリー、クラスごとの昼食を経て、午後から再度、演奏鑑賞のスタンプラリー、クラスごとのディスカッションとなる。新入生からは、上級生の演奏等に感銘を受けたとの感想が多数寄せられており、同歓迎祭は新たな友人づくりの場であるとともに、学びへのモチベーションの向上にも繋がっている。

また、1年次必修科目「教養基礎セミナー」では授業内で、キャリア支援センター、音楽メディアセンター、日本語ライティング支援室の教職員がレクチャーを行い、教員と職員が連携をとりながら初年次教育にあたっている。

## 2. 履修相談と履修指導

毎年4月に新入生を含む音楽学部の全学生に対し、授業科目の区分と受講登録の方法、受講登録単位数の上限とGPA、ポータルシステムでの成績表の確認、受講から成績発表までの流れと留意点等を解説した冊子「Study Guide」を配布している。以前は、毎年4月に2～4年次の全学生を集めてオリエンテーションを実施していたが、現在は希望者に向けた個別の「受講相談」に変更し、より丁寧な指導に努めている。特に、履修上の問題を抱える学生については「受講相談（指定者）」への出席を義務づけており、留学生や障がいのある学生については、学務事務部門内に担当者を定めて個別に対応している。

個々の学生の単位修得及び履修登録の状況は教務担当職員によって把握されており、専

攻主科目担当教員についても、指導する学生の履修状況をポータルシステムにより確認できるように整備している。音楽専攻科と大学院については入学者が少人数であることから、全員を集めオリエンテーションを実施した上で、併設短期大学の専攻科の入学者と合同で「総合ガイダンス」を行い、その後、教育課程ごとに分かれて「履修登録ガイダンス」を実施している。【資料 2-3-1】は、平成 29(2017)年度のガイダンス等の日程表である。なお、学生からの履修に関する相談は、学生の所属や年次にかかわらず随時「学生支援センター」で受け付けている。

### 3. 学習支援

学生生活委員会における議論を踏まえ、平成 26(2014)年 9 月より暫定的にオフィスアワー制度を拡大させて音楽理論・ソルフェージュ・外国語等の学習支援を実施してきた。年々利用者が増加する中で、特に音楽理論とソルフェージュについては、継続的支援の必要な場合が多いにもかかわらず、対応できる教員と支援時間が限られ、学生からの要望に十分に答えることが困難な面があった。このため平成 29(2017)年 4 月から H 号館作曲資料室内に学習支援室を設置し、主に本学大学院作曲専攻の修了者が職員としての立場で担当教員と連携しながら、利用者の音楽理論とソルフェージュの学習を支援する体制とした。教員に比べて年齢の近い職員が担当することにより、学生にとって学習支援が利用しやすいものとなった。平成 29(2017)年度前期における利用状況は、表 2-3-1 のとおりである。なお、平成 30(2018)年度からは、指導上の立場や研究上の業績を考慮し、教員の統督の下に助手が学習支援を行っている。

表 2-3-1 平成 29(2017)年度 前期 学習支援室利用状況

学年	音楽理論				ソルフェージュ			
	指導を受けた人数	合計指導回数	指導時間 (分)		指導を受けた人数	合計指導回数	指導時間 (分)	
			合計	1 回あたりの平均			合計	1 回あたりの平均
1	12	21	1083	51.6	3	19	1130	59.5
2	10	46	2640	57.4	3	8	355	44.4
3	7	23	1435	62.4	0	0	0	0
4	3	5	280	56.0	0	0	0	0

### 4. 学生支援センター

学習上の問題や授業に関する学生の質問に対応するため、学長・副学長を除く専任教員のオフィスアワー（予約制）を設定しているが、実際には「学生支援センター」を利用する学生が多く、質問カードに記入して提出することにより、授業担当教員や教育主任、教育部長等から文書や面談によって回答が得られる。特に、レッスン担当教員の変更希望については、教育部長または学生部長と学務事務部門の職員が当該学生と面談を行い、各専攻の教育主任と調整の上、当該学生の希望と教育的な配慮に基づいた措置を取っている。

なお、教授会決議により授業以外のレッスンを有料で行うことは原則禁止となっており、所定の授業回数以上のレッスンは補講として実施している。

## 5. オープンレッスン制度とプラスレッスン制度

音楽学専攻〔平成 29(2017)年度末で廃止〕、ミュージッククリエイション専攻、ミュージックコミュニケーション専攻を除く音楽学部の専門教育のカリキュラムは、個人指導による音楽実技（レッスン）を中心に構成される。レッスンでは、学生が各自の習熟度に応じて、密度の高い指導を受けられる利点があるが、他のレッスン担当教員から直接に指導を受けたり、他の学生が指導を受ける状況を見て学んだりすることが難しい側面がある。この点を補うため、本学は「オープンレッスン」と「プラスレッスン」の2つの制度を設けている【資料 2-3-3】。

「オープンレッスン」とは、各学生がすべての専攻のレッスンを聴講できる制度であり、聴講を希望する学生が提出した申込書に基づいて、「学生支援センター」の職員が聴講対象となるレッスンの担当教員と日程等を調整して実施している。

「プラスレッスン」とは、各学生のレッスン担当教員以外の教員によるレッスンを1 Semesterに1回（原則として授業期間中）受けることができる制度であり、受講を希望する学生が提出した申込書に基づいて、「学生支援センター」が当該教員と日程等を調整して実施される。ただし、「プラスレッスン」については、当該学生が所属する専攻のレッスンであることと、当該学生が指導を受けるレッスン担当教員の了解を必要とする。なお、管楽器・弦楽器・打楽器専攻については、楽器の種類多様さと楽団等に所属する教員の多忙なスケジュールから完全な対応が困難なため、現在この制度が適用されていない。

プラスレッスン終了後の学生の感想には、個人実技担当教員とは異なった視点からのアドバイスがあり貴重な体験であった旨の記載が多く、この制度の有用性が示されている。【資料 2-3-3】に「オープンレッスン」と「プラスレッスン」の過去3年間の利用状況を示す。ただし、「オープンレッスン」については、「学生支援センター」を通さず、学生が直接に当該教員の了解を得てレッスンを見学する場合が少なくなく、参考的な数値に留まる。「オープンレッスン」は音楽専攻科と大学院の学生も利用できる。

## 6. TA (Teaching Assistant) の活用

本学は、大学院生に対する教育的実践の機会提供と、音楽学部の教育の充実を目的としてTA制度を整備している。授業へのTAの配置は、音楽学部の授業担当教員からの要請に基づいて教授会がTA採用計画を決定し、それに基づき大学院運営委員会が学内公募による応募者の中からTA候補者を選考する形で行われる。【資料 2-3-4】に、過去3年間のTAの配置状況を示す。現在、TA制度は原則として専任教員が担当する音楽学部の1・2年次対象の授業科目に限定して運用しているが、管楽器・弦楽器・打楽器専攻の専門科目については、専任教員の統括の下にTAを配置している。

## 7. 留年・休学への対応

過去5年間の本学の各教育課程における留年・休学・退学者の状況は、それぞれ表 2-3-1～表 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-1 留年者数

(人) 休学者を除く

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
音楽学部	17	21	21	21	22
音楽専攻科	0	0	0	0	0
大学院	0	1	0	0	0

表 2-3-2 理由別休学者数

(人)

区分	理由 年度	学業不振	学校生活不適応	病気・けが	海外留学	経済的理由	その他・不明	合計
音楽学部	平成 26 年度	7	0	6	2	2	10	27
	平成 27 年度	5	0	5	3	2	3	18
	平成 28 年度	4	0	4	1	5	3	17
	平成 29 年度	3	0	7	0	6	10	26
	音楽専攻科	平成 25 年度	0	0	0	0	0	0
音楽専攻科	平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	0
	平成 27 年度	0	0	0	0	0	1	1
	平成 28 年度	0	0	0	0	0	0	0
	平成 29 年度	0	0	1	0	0	0	1
	大学院	平成 25 年度	0	0	0	2	2	0
大学院	平成 26 年度	0	0	1	2	1	1	5
	平成 27 年度	0	0	1	2	0	0	3
	平成 28 年度	0	0	0	2	0	0	2
	平成 29 年度	0	0	0	1	0	0	1

表 2-3-3 音楽学部における理由別中途退学者数

(人)

理由	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
学業不振	3	5	3	6	5	22
学校生活不適応	0	0	0	0	0	0
就職	2	4	1	3	5	15
転学	8	12	6	3	5	34
海外留学	2	3	0	1	0	6
病気・けが・死亡	1	0	0	0	1	2
経済的理由	6	10	3	3	8	30
その他・不明	1	1	1	1	0	4
合計	23	35	14	17	24	113

留年については、健康上や経済上の問題から学習が進まずに修得単位数が不足することにより多くの原因があるが、学生が演奏等を主体とする専攻に関連する科目の学習を重視するあまり、他の専門教育科目や一般教育科目、外国語科目の授業への出席と学習時間が不足することによる留年も発生している。音楽基礎科目への苦手意識から学習意欲が低下するケースについては、当該学生に対して学習支援室の利用を促し、場合によっては教員が定期的な補習指導を実施している。すべての留年者については学務事務部門の担当職員が面談を行って留年の原因を調査し、当該学生の自覚を促した上で、卒業時期と履修に関する指導を行っている。また、担当職員はレッスン担当教員にも当該学生の状況を確認し、教員と職員が連携して問題解決に当たっている。

休学については、一度休学すると、後に退学に至る傾向があり、全般的に見て休学及び退学は増加傾向にある。休学は社会状況を反映して経済的な理由によるものが目立つが、入学後の新たな環境に適応できずに登校できない、自分の意志と言うより、保護者や周囲の人に勧められて入学したが修学の意義を見いだせない、実技等の習熟度が低いため授業についていけない等の理由も認められる。一般に、授業への欠席が多い学生は、留年や休学につながるケースが多いことから、各セメスターの中頃に各授業担当教員の協力を得て学生の出席状況調査を行い、欠席が目立つ学生に対しては、学生部長や学生生活担当職員が個別に面談し、状況に応じてレッスン担当教員や各専攻の教育主任と連携して適切な指導に努めている。面談により心因的な側面が認められる場合には、本学の「心の相談室」で臨床心理士によるカウンセリングを受けることを勧めており、当該学生が希望すれば他のカウンセラーも紹介している。

休学者については、休学の長期化が本学との関係を一層希薄にし、復学が困難になるため、担当職員が必要に応じて連絡を取り、復学や「心の相談室」の利用を勧める等のケアを実施している。学生が入学当初に良好な友人関係を築くことが、積極的な学習意欲の形成に繋がると考えられることから、1年次必修科目の「教養基礎セミナー」と「音楽基礎セミナー」では、各専攻の学生を均等に配分し、学生間の新たな出会いの機会に配慮したクラス編成と、共同作業やグループディスカッションを重視した授業を展開している。

教授会で退学が認められた場合には、学務事務部門の担当職員が当該学生に対し、学則第23条及び履修規程第24条に規定される再入学制度（退学後、2年以内であれば教授会の承認、退学後2年を経過してから3年以内であれば、専門実技試験と教授会の承認をもって再入学することができる）について説明し、当該退学者の状況に変化が生じた場合の学習継続の方法を示している。なお、過去5年間〔平成25(2013)～29(2017)年度〕における音楽専攻科の退学者の合計は2人、大学院の合計は4人であった。

## 8. 学生への学修及び授業支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組み

学生の学修や授業に関する学生からの意見と要望については、「学生支援センター」への質問カードの提出、学務事務部門の担当職員による受講相談及び学生相談における聞き取り、セメスターごとに実施する授業評価アンケートの自由記述欄への記述、1年次及び4年次の学生に対して実施する学生満足度調査により把握に努めている。

授業評価アンケートと学生満足度調査の集計結果、及びそれぞれの調査票の自由記述欄に書かれた学生の意見は集約されて、学長、副学長、教育部長、学生部長、教育主任（関

連する科目のみ)、学務事務部門長等に配布される。これらの自由記述の内容や学生支援センターへ提出された質問カードについては、主に教育部長と学生部長が当該教育主任と協議の上、必要な措置を講じている。これまで特に要望の多かった「音楽理論」と「ソルフェージュ」の補習については、平成 29(2017)年度から前述の「学習支援室」を設置し、恒常的な学習支援体制を整えた。

### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 29(2017)年度開設の「学習支援室」は当初の予想を超える学生が利用しているが、必ずしも支援を必要とする学生が利用しているとは限らないため、学習支援室の一層の周知と学習上の問題を抱える学生の利用を促進する。また、学生の利用状況に応じた学習支援室の開室時間の設定と、学生からの要望の多い外国語科目の学習支援のあり方について検討する。

教職課程の履修者については、教職支援室において学習相談を実施しているが、特に「弾き歌い道場」の名称での弾き歌いに対する学習支援は希望者が多い。このため、教職課程委員会での議論を踏まえ、平成 30(2018)年度から弾き歌いの補習授業を定期的開設する。

学生満足度調査については、これまで紙ベースで実施し、学生の充実度や満足度を把握した上でカリキュラムや施設・設備等の改善を図ってきたが、学生からの要望がほぼ把握できたため、今後は既存のポータルシステム上での満足度調査の可能性について検討する。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

(必要に応じて学部・研究科ごとに記述)

### 1. 単位の認定・成績評価

教育・学習結果の評価は、学期末に期間を定めて実施する試験に基づくことを原則とするが、授業科目の目的や形態により、試験・レポート・受講姿勢(課題の提出等に基づく授業への取組み姿勢)などの項目に分けた評価配分を設定している。成績評価の方法と評価配分はシラバスに明示するとともに、授業内でも説明している。特に、専門実技・副科実技等の実技を主体とする科目の試験では、評価の客観性と公平性を確保するため、複数の教員が 100 点法による採点を行い、その集計結果により成績評価が行われる。試験に関する詳細は、履修規程別表に規定され、実技試験等の採点方法については教員便覧【資料 2-4-1】に明記されている。

成績は音楽学部、音楽専攻科、大学院とも、秀・優・良・可・不可の 5 段階の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。合格の場合、その授業科目について所定の単位が与えられる。各評語は表 2-4-1 で示した 100 点法の基準に対応する(大阪音楽大学学則第 39 条、大阪音楽大学履修規程第 13 条、大阪音楽大学大学院規則第 21

条)。なお、音楽学部の成績評価と各科目の修得状況との関係は基準 1-3-③で述べた〈音楽学部の3つの方針〉の内のカリキュラム・ポリシーにおいて示したとおりである。

表 2-4-1 成績評価基準

評価	秀	優	良	可	不可
点数区分	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下
合否	合格				不合格

## 2. 進級及び卒業・修了

年次別の進級及び卒業・修了要件に関しては表 2-4-2 に示す通り、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに必要な事項を定めている。その内容は、各教育課程の学生便覧に記載し、年度始めの履修ガイダンス等において説明している。

音楽学部の学生の進級については、進級判定予備会議における履修規程第 16 条に照らした審査結果に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。音楽学部の卒業判定及び音楽専攻科の修了判定は、修了・卒業判定予備会議において各学生の単位修得状況を卒業・修了要件に照合して精査した上で、さらに教授会の議を経て学長が認定する（学則第 31 条及び第 41 条、音楽専攻科規則第 7 条及び第 10 条）。なお、音楽学部の進級及び卒業判定は、履修規程第 21 条に基づき後期末及び前期末に実施している。

学士（音楽）の学位の授与については、学則第 42 条及び学位規則【資料 2-4-2】において「学長は本学を卒業した者に対し、学位を授与する。」と定めている。

大学院音楽研究科の修了及び学位授与に関する事項は、大学院規則及び大学院学位規則【資料 2-4-3】に照らして大学院運営委員会の審議を経て学長が決定する。なお、同事項は教授会において報告している。

表 2-4-2 進級・卒業・修了要件  
音楽学部

項目	内容
進級基準 (履修規程第 16 条)	1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次への進級については、履修規程第 16 条の表に定める専攻主科目の単位を修得していること、3 年次から 4 年次への進級については、専攻主科目の単位修得に加え、1 年次から 3 年次までの修得単位数の合計が 80 単位以上であることを条件とする。ただし、「教職に関する科目」の内、卒業要件に算入することのできない科目の単位数は含めない。
修業年限と卒業要件 (学則第 9 条及び第 31 条)	「本学の修業年限は 4 年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。」 (学則第 9 条) 「1 年次入学生は、本学に 4 年以上在学し、3 年次編入学生は、本学に 2 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。 一般教育科目 21 単位以上 外国語科目 8 単位以上

	<p>保健体育科目 2 単位以上</p> <p>専門教育科目 80 単位以上</p> <p>前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 6 単位まで含めることができる。」(学則第 31 条)。</p>
--	---

### 音楽専攻科

<p>修業年限と修了要件 (音楽専攻科規則第 5 条及び第 7 条)</p>	<p>「専攻科の修業年限は 1 年とする。」(音楽専攻科規則第 5 条)</p> <p>「専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得することを修了要件とする。」(同第 7 条)</p> <p>(音楽専攻科は通年制による 1 年間の教育課程のため、進級基準は設けていない。)</p>
--	--

### 大学院

<p>進級基準 (大学院規則第 19 条第 3 項及び第 4 項)</p>	<p>大学院規則第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定が 1 年次から 2 年次への進級にあたっての進級基準となる。</p> <p>「修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目は 1 年以上在学し、必修科目及び選択科目をあわせて第 2 セメスターまでに修得すべき単位を完修した者でなければ提出することができない。」(大学院規則第 19 条第 3 項)</p> <p>「前項の修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受けようとする者は修了年度の指定の期日までに修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目を研究科長に届け出なければならない。なお、指定期間内に提出できなかった場合、その年度内の審査は行わないこととする。ただし、特別の事情により提出する事ができなかった者については、委員会の審議を経て学長が追提出を認めることができる。」(同条第 4 項)</p>
<p>修業年限と修了要件 (大学院規則 第 12 条及び第 19 条)</p>	<p>「大学院の修業年限は 2 年とする。」(大学院規則第 12 条)</p> <p>「課程修了の認定は、2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者に学長が行う。」(同第 19 条第 1 項)</p> <p>音楽研究科の課程修了及び修士(音楽)の学位取得のための最少修得単位数は「大学院履修規程」第 2 条に定めている。</p>

### 3. 音楽学部入学時における単位認定

学則第 38 条、履修規程第 14 条及び「大阪音楽大学入学時単位認定に関する規則」【資料 2-4-4】に基づき、1 年次入学者が本学入学前に他大学等において取得した科目の単位認定については、前在籍大学・短期大学等の単位・成績証明書、シラバス等を基に本学のカリキュラムと照合し、科目ごとに認定を行っている。ただし、単位認定は、学則第 31 条に定める授業科目区分ごとの卒業要件単位数を超えない範囲で、かつ総単位数が 30 単位を越えない範囲と定めている。3 年次編入学者については、前在籍大学・短期大学等での既修得単位に対し 62 単位を超えない範囲で包括認定を行っている。何れの場合も単位認定については、大学運営会議の議を経て、教授会の議により決定する。

### 4. 他の大学または短期大学における学修の単位認定(単位互換)

他の大学または短期大学における学修の単位認定は、学則第 36 条及び履修規程第 15 条に基づき、本学が単位互換等に関する協定を締結した大学等において、本学が認める科目を履修する場合に限り行っている。実際には、「大学コンソーシアム大阪」の加盟大学が提供する科目の履修と、併設短期大学が「単位互換に関する協定書」に基づいて提供する科目の履修に限定して単位を認定している。なお、「大学コンソーシアム大阪」の加盟大学が提供する科目を本学学生が受講した場合の成績評価は、当該加盟大学から本学に送付される 100 点法による素点を履修規程第 13 条に基づき本学の成績評語に置き換えることにより行い、併設短期大学が提供する科目については、併設短期大学における成績評語をもって行う。

## 5. GPA 及び履修登録単位数の上限

GPA は音楽学部における総合的な成績評価の指標であり、成績評価のうち「秀」に 4.0、「優」に 3.0、「良」に 2.0、「可」に 1.0、「不可」に 0 を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、履修登録された科目の総単位数で除して算出する。GPA は表 2-4-3 に示すとおり、1 セメスターあたり 20.5 単位を標準とする履修登録単位数の上限と連動するとともに、本学の給付奨学金等の受給者選抜に活用している【資料 2-4-5】。

表 2-4-3 履修登録単位数の上限

前年度の通算 GPA または 当該年度前期の GPA	履修登録単位数の上限 (1 セメ スターあたり)
3.5 以上	24.5 単位
3.0 以上	22.5 単位
1.5 以上 3.0 未満	20.5 単位
1.5 未満	18.5 単位
新入生 (前年度 GPA なし)	20.5 単位

この他、音楽学部の卒業認定の方針、音楽専攻科及び大学院の修了認定の方針については、それぞれディプロマ・ポリシー (基準 1-3-③参照) として各教育課程の学生便覧及び本法人ホームページに掲載している。

### (3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

音楽学部及び音楽専攻科の成績評価・単位認定及び卒業認定の基準は、学則、諸規程、シラバス等に明確に示している。各授業担当教員は学生の学習到達度を適切に評価し、単位認定を行っており、卒業・修了要件を満たした者の卒業・修了については、教授会の審議を経て学長が決定している。大学院についても、単位認定及び修士演奏・修士作品・修士論文の審査は、適正に行われており、大学院規則及び大学院学位規則に基づいて、修了の認定と学位の授与が行われている。このため現時点において、改善・向上の方策を講じる必要性は認められないが、今後も点検を継続し、必要に応じて改善を図る。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

本学は、学生の社会的・経済的自立への意識を向上させ、職業的な自己実現力を高めるため、以下に述べるとおり全学的なキャリア形成に関するサポート体制を整備し、就職を希望する学生に対しきめ細かな支援を行っている。

### 1. 音楽学部の教育課程内の取組み

#### 1) 「教養基礎セミナー」

「教養基礎セミナー」は、大学で必要とされる学びの分野・技術・姿勢、キャリア形成などについて、学生がさまざまな角度から考えることを目的に開設されている。全 15 回の授業のうち 3 回を学外講師によるキャリアデザイン講座に充て、キャリア形成の必要性について説明するとともに、小グループでのディスカッションやプレゼンテーションを通じて、今まで気が付かなかった自分自身の側面の発見や、積極的な情報収集と自己の能力を多面的に高めることへの関心を喚起している。また「教養基礎セミナー」では、キャリアデザイン講座とは別に 1 回の「キャリア支援センター案内」の授業を実施し、本学のキャリア形成への取組みと支援体制について具体的に説明している。

#### 2) 「キャリアプラン」

「キャリアプラン」は平成 29(2017)年に開設が決定し、平成 31(2019)年度から開講する教養教育科目の 1 つである。「教養基礎セミナー」におけるキャリアデザイン講座の内容をさらに進めて、「自分らしい人生を生きる。未来の自分は自分が設計する」をテーマとする。将来の姿を想定した生き方やキャリア形成について考える姿勢を養うとともに、社会の中で自分らしく生きるための良好な人間関係を構築する能力（ヒューマンスキル）について学び、また、自分の強み、弱みやコンプレックスに気づき、弱みをプラスに変える手法やコミュニケーションスキルなどの実践力を身につけることを目指す。

#### 3) 「インターンシップ特別実習 I・II」

「インターンシップ特別実習 I・II」は、次の 3 の 5) の教育課程外の取組みにおける「インターンシップ」と連携する科目であり、I・II とも 45 時間以上の就業体験を記録した実習日誌と実習先からの評価票、実習を通して得られた成果に関するレポート等に基づき、原則として卒業年次の後期に学生からの申請を受けて成績評価及び単位認定を行う。大学の開設科目にふさわしい実習内容とするため、インターンシップ先の企業等については「キャリア支援センター」が指定する受け入れ先、または「大学コンソーシアム大阪」と協定を締結した受け入れ先としており、学生は実習の開始にあたって、同センターが実施する

面接を経てオリエンテーションに出席する必要がある。

#### 4) 「日本語ライティング A・B」

「日本語ライティング A・B」は、文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて、音楽学部開設された授業科目であり、次の 3 の 7) の教育課程外の取組みにおける「日本語ライティング支援」と連携している。

「日本語ライティング A」は、5W1H を基本とした「事実を正確な情報としての確に伝える」ためのライティングの基礎的な演習であり、紹介文、報告文、レポート等における客観的な文章作法とそのために必要なリサーチの仕方、「問い」と「答え」や段落を意識した文章配列の習熟を学習到達目標とする。「日本語ライティング B」は、履歴書、電子メール、プロフィール、企画書など、レイアウトにも配慮した社会に必要な文書作法の習得とその応用としてのプレゼンテーション能力の向上を学習到達目標とする。『writing note 増補改訂版』〔平成 28(2016)年 2 月発行、A4 変型判、56 ページ〕【資料 2-5-1】は、本学の「日本語ライティング A・B」及び併設短期大学の「日本語ライティング演習」におけるテキストとして作成されたものである。

#### 5) 「音楽活動ポートフォリオ入門・演習」

「音楽活動ポートフォリオ入門」及び「音楽活動ポートフォリオ演習」は、上記 3) と同じく、文部科学省の平成 22 年(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて、音楽学部開設された授業科目であり、次の 3 の 7) の教育課程外の取組みにおける「日本語ライティング支援」と連携している。

両科目は、人間の個性や考え方の背後にあるものを可視化させるポートフォリオ（作品集）作成の概念を授業内容に組み込んでいることに特徴がある。絵やイラストを描く、興味のある事柄について自由なプレゼンテーションを行う、写真や絵画の視覚的な素材に音楽をつける等の創造的行為により、受講者各自が「作品」を制作し、互いに発表し合うことを通じて、自己分析力や自己表現力を身につけることを学習到達目標とする。「音楽活動ポートフォリオ入門」は、そのための導入的な内容を扱い、個性と能力を引き出した絵画や写真等による複数の作品制作と、それらをポートフォリオとしてまとめる作業を行う。また、受講者が相互に作品に関する意見や感想を述べることで、他人の個性や考え方を理解し、それを各自の作品に取り入れることも目標に含まれる。「音楽活動ポートフォリオ演習」は、映像や絵本などの作品制作をグループワークとして実施し、より深い次元における自己表現力と他者とのコミュニケーション能力の育成を目的とする。

なお、両科目は平成 31(2019)年度から統合され、「音楽活動ポートフォリオ」として開講する。

## 2. 音楽専攻科の教育課程内における取組み

音楽専攻科における取組みとして、必修科目の「音楽実践演習」がある。この科目は基準 2-2 で述べたように、音楽家としての社会的実践力の育成を目的として開設され、受講者にはオータムコンサートとして開催される演奏会の受け入れ先との連絡・調整、演奏会

の曲目決定、印刷物の作成、練習スケジュールの立案、会場運営、舞台進行、会場整理、聴衆から回収したアンケートの集計など、演奏会の準備と開催、終了後の自己評価に至るまで、演奏にかかわるすべての活動を協力・分担して行うことが求められる。演奏会の受け入れ先である大阪府羽曳野市、兵庫県西宮市・洲本市、京都府綾部市の各公設ホールとの協力関係を確立しており、この数年は毎年3カ所の会場で演奏会を開催している。

### 3. 教育課程外の取組み

教育課程外におけるキャリア形成支援と就職支援は、併設短期大学と共同で設置する「キャリア支援センター」、及びキャリア支援センター主事を委員長とする「キャリア支援センター運営会議」を中心に展開している。同運営会議の他の構成員は、担当理事1人、キャリア支援センター主事の推薦を受けた理事長任命の教員7人、及びキャリア事務部門長であり、8月を除いて毎月開催し、在学生の進路支援、インターンシップ、教員免許状更新講習、進路支援講座の開設などについて協議の上、様々な施策を実施している。

「キャリア支援センター」は、就職に関する情報、企業のパンフレット・DVD等の資料を収集して学生への閲覧と貸出を行っており、求人票については本法人ホームページ内でも検索できるように整備しており、加えて求人内容によってはポータルシステムを通じた情報提供も行っている。また、必要に応じて全教員に文書を配付し、担当学生に対し「キャリア支援センター」からの案内や催し物への注意喚起を依頼している。

音楽学部3年次の学生については、全員を対象に進路・就職ガイダンスを実施しており、提出された進路調査カードに基づいて個別面談を行うとともに、一般企業・団体への就職を希望する学生に対する斡旋や、当該企業・団体に勤める卒業生を紹介している。なお、音楽専攻科と大学院を含む全在学生及び卒業生からの個別の進路・就職相談についても、常時、対応できる体制を整えている。

上記の他に、本学は「キャリア支援センター」を中心に、次の取り組みを行っている。

#### 1) 進路支援セミナー

音楽関連産業への就職希望者を対象に、音楽に関連する業界の専門家による講習会を毎年開催している。平成29(2017)年度は前年度に引き続き、音楽教室の運営や生徒募集の事例を紹介する「音楽教室 how-to セミナー」を実施した。

#### 2) 教員採用試験、就職試験・公務員採用試験対策

学生及び卒業生の内、教員採用試験の受験を目指す者を対象に、教員採用試験筆記試験対策講座を実施している。当該講座は平成26(2014)年度から学外業者を指定したWEB講座(受講期間は1月下旬頃から10月まで)として実施しており、講座内容には一般教養対策、教職教養対策、論文対策、時事対策を含めている。業者とは一括契約を結んでおり、受講者は各自が希望する自治体の採用試験対策を中心に学習することができる。また、平成27(2015)年度から導入した公務員筆記試験対策についても、WEB講座として公務員(自衛隊、警察、消防)音楽隊を目指す学生などを対象に実施している。WEB講座については、学生自身の学習に向けた意志の継続が重要で、どれだけ教員採用試験への思いが強いかが問われるが、時間を気にせず、自分のペースとスケジュールでの学習が可能という利

点がある。表 2-5-1 に教員採用試験対策及び公務員試験対策講座の実施状況を示す。

表 2-5-1 各講座の実施状況〔平成 29(2017)年度実績〕

講座名	内容	受講者
教員採用試験対策 WEB 講座	ガイダンス 1 回、 教職教養対策全 24 回、 一般教養対策全 26 回、 論文対策全 11 回、 時事対策全 4 回、 総まとめ・教職教養全 5 回、 人物対策講座全 2 回	音楽学部 3 名 (※内、継続 2 名、新規 1 名)。
公務員試験対策 WEB 講座 <自衛隊・消防・警察対策>	ガイダンス 1 回 (教員採用試験対策と同じ)、 警察官・消防官試験対策共通講座全 69 回、 警察官試験対策講座全 24 回、 消防官試験対策講座全 20 回	音楽学部 3 名 (内：新規 3 名)

### 3) 音楽教室講師採用説明会

音楽教室を運営する企業の講師採用計画や音楽教室の教育方針、採用試験の内容等について、各企業の担当者による説明会を毎年開催している。

### 4) 就職支援対策講座

キャリア支援センターでは、卒業後の進路・就職を踏まえたマナーや面接のスキル、好印象を与えるメイク方法、ピアノグレード資格取得を目指す学生への対策講座、将来必要とされる英会話などの支援講座等を「キャリア支援センター講座」として実施し、また就職や在学中の夢を叶えた卒業生との座談会「MIRAI カフェ」を開催している。

定番講座の他にどのような講座を開設するかは、学生からの聞き取りやアンケート調査に基づいている。各講座は、受講者の進路・就職などの活動に活かすことや、将来の方向性の検討や再考の契機とすることを目的とし、座談会については様々な進路を歩む卒業生たちの話を、お茶を飲みながらくつろいだ雰囲気の中で聞き、意見交換する中で自分の将来について考えを深める機会としている。表 2-5-2 に主な講座の実施状況を示す。

表 2-5-2 主要な講座の実施状況〔平成 29(2017)年度〕

講座名	実施回数	参加者数 (内訳)
ヤマハ音楽演奏グレード 5 級取得準備講座	4	16 (大学 12、短大 4)
ヤマハ音楽指導グレード 5 級取得準備講座	9	19 (大学 15、短大 4)
TOEIC テスト対策講座	10	7 (大学 3、短大 3、卒業生 1)
就職志望者対象 MIRAI セミナー	7	82 (大学 71、短大 10、卒業生 1)

就活メイク講座	1	7 (大学 5、短大 1、卒業生 1)
MIRAI カフェ	6	25 (大学 14、短大 10、短専 1)
And Vision 主催 音楽留学セミナー	2	28 (大学 27、卒業生 1)

このほか、2017年度は「SPI 性格検査」「就活 how-to セミナー」「ヤマハ音楽指導グレード 5 級トライアル講座」などを実施した。

上記の他、本学はさらにキャリア支援策として次のような活動を展開している。

## 5) インターンシップ

本学が行うインターンシップは、次のような目的で実施している。

- ① 学則第 1 条の 2「人材養成及び教育研究上の目的」にある「高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人」を音楽現場での実践を通じて育てる。
- ② 就業体験を積むことで、音楽業界の実情や企業・団体の仕組みを理解し、仕事への興味や関心を高める。
- ③ 学生が自身の強み・弱みに気づき、適性を客観的に考えることで、具体的な進路イメージをもつ。

インターンシップは、本学における「学び」と「専門性」を活かすことができるように、コンサートホール・楽器店・音楽教室・音楽マネジメント業、楽団など、音楽業界の企業・団体等の協力を得て行っている。実施は夏期（8～9 月）及び春期（2～3 月）であり、学生の希望・適性に応じた受入機関に対し、学内での面接を経て 1 週間から 10 日程度の期間で派遣している。また、事前・事後学習として、受入機関についての企業研究・マナー研修・実習報告会・受入機関への御礼状作成等の指導を行っている。

## 6) 日本語ライティング支援

「日本語ライティング支援室」(H 号館 304 号室)は、文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて設置した。就職活動における履歴書やエントリーシート、自己 PR 文、小論文、授業のレポートや卒業研究課題、電子メールや招待状、演奏会のチラシやプログラムノートなどの書き方や作成方法について 1 回 20～90 分の個別指導を予約制で行っている。また、名刺作成講座、トークイベント「音楽講師、あれこれ」、企業研究講座など、伝えることのスキルアップにつながる企画を実施している【資料 2-5-2】。

## 7) 教職支援

本学は教職課程を置き、所定の単位を修得することにより、音楽学部卒業時に中学校教諭一種免許状（音楽）及び高等学校教諭一種免許状（音楽）が取得できる。また、当該免許の既得者が大学院または音楽専攻科を修了する場合には、中学校教諭専修免許状（音楽）及び高等学校教諭専修免許状（音楽）が取得できる。教職課程に関する重要な課題は、教育現場での実践力と指導力を備え、教員としてのモラルと職務遂行能力を有する教員の育成であり、本学はこの点を踏まえて、併設短期大学と合同で教職支援室（H 号館 202 号室）

を設置し、教職課程の履修カルテに基づくサポート体制の充実と強化を図っている。

教職支援室はキャリア支援活動にも取り組んでおり、キャリア支援センターとの協働による専門実技・教職教養・一般教養などの教員採用試験対策講座や教員採用選考試験の説明会の実施及びピアノによる「弾き歌い道場」等の講座を開催している【資料 2-5-3】。また、学校現場でのボランティア体験等は学生の資質向上につながることを期待されるため、本学は豊中市や神戸市教育委員会と連携してボランティアの募集と派遣に取り組んでいる。近隣では、豊中市立第十中学校のサマースクールや冬期学習会、豊中市立野田小学校の放課後学習などについて、教職支援室がボランティア募集の窓口となっている。

## 8) キャリア支援に関する保護者説明会

本学は毎年、併設短期大学と合同で、音楽学部の全学年の学生の保護者（保証人）を対象に、キャリア支援に関する保護者説明会を開催するとともに、希望する保護者への個別面談を行っている。平成 29(2017)年度は 11 月 11 日に開催し、説明会には併設短期大学の保護者を含めて 52 組（69 人）、個別面談には 16 組が参加した。

この取組みは、保護者に対する就職情報の提供や本学の支援体制の説明に留まらず、保護者の意見・要望を聴取して支援内容の改善を図ることと、保護者との連携により一層効果的な進路支援を行うことに配慮したものである。

## 9) 学生面談

毎年度「卒業後の進路を共に考える」をモットーに、適切な時期を設定して予約制の定期個別面談を実施している。平成 29(2017)年度は、大学 4 年次生は 5 月から 7 月にかけて、また大学 3 年次生は 11 月から 12 月にかけて行った。学生個別面談はキャリア支援センターの重要な支援の柱の一つで、学生各自の進路への考え方や、ニーズを把握する機会として位置付けられており、担当職員は学生一人ひとりと時間をかけて向き合うことを心掛けている。定期面談後も継続して個別対応を実施し、学生との信頼関係の構築を図り、希望進路に沿った求人等について紹介するなど、卒業まで支援を行っている。

### 平成 29(2017)年度 学生個別面談の実績

学年	面談参加者数（人）
3 年次	109
4 年次	23

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた施策に関して考慮すべきことは、①教育課程内におけるキャリア教育 ②教育課程外におけるキャリア形成支援と就職支援 ③学生と保護者間のコミュニケーション及びキャリア教育等への保護者の理解、の 3 点が相互に関連することによる相乗効果の重要性である。この点を踏まえた今後の向上方策として、キャリア形成に関する授業科目と教育課程外における支援との連携、それを支える教職員の協働体制の強化、キャリア支援センターが実施するキャリア形成講座及び就職・進路に

関する個別面談の実施体制の充実、学生の保護者を対象としたキャリア支援に関する説明会の内容の充実や開催時期等について、キャリア支援センター運営会議での検討を継続する。

教員採用筆記試験対策講座（筆記試験対策 WEB 講座）については、その効果の検証を行う。今年度受講した学生について、教員採用試験の受験状況を確認するとともに、自主学習の意識を継続して高める効果的な方策について検討を行う。

就職支援対策講座については、定番の講座に加え、学生アンケートの結果を検討して新しい講座を開催する。また、企業就職志望者を対象とした「就活関連セミナー」を就職活動の時系列に沿った内容で開講するとともに、企業が行う夏期インターンシップについても就活情報サイトと協力して進めて行く予定である。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

### 1. 授業評価アンケートと授業改善計画書

各授業科目における学生の学習状況と教育目的の達成状況を把握し、授業内容や方法等の改善を図るため、授業に関する感想や意見を教員が電子メールで求め、学生がウェブ上で回答できるように本学のポータルシステムを整備するとともに、音楽学部と大学院では Semester ごとに、通年制を採る音楽専攻科では後期に、レッスンを含む全授業科目について紙ベースの「学生による授業評価アンケート」を実施している。同アンケートは、項目ごとに 5 段階の選択肢から適切なものを 1 つ選んで回答する形式を基本としており、学生自身に関して出席状況、予習・復習に費やした時間、シラバスの閲読の有無などを尋ね、担当教員に関して授業内容や教材（テキスト・視聴覚メディア・配付資料等）の適切さ、授業の進め方、学生からの質問に対する対応、教員の熱意などを尋ねた後に、当該授業への満足度を問い、最後に自由記述によって授業に対する意見を求めるものである。

アンケート結果は、単一の授業クラス・授業科目（同一科目で複数クラスが開講されている場合）・授業分野・専攻等の複数の区分に基づいて集計されて、授業改善に向けた基礎資料として、当該授業の担当教員、教育主任、学長及び副学長以下の教員役職者、学務事務部門長等の関係職員に必要な区分の集計結果が配布される。従来、アンケート結果を集計した基礎資料については、当該授業の担当教員が確認することと、同教員が所属する部会において検討することを基本とし、各部会の FD 活動として、授業における効果的な教材の使い方、板書の仕方、説明上の工夫、学生の理解における齟齬や留意点などについて話し合われてきたが、授業改善への実際的な取組みは各教員に委ねられていた。そのため授業改善がにどのように進展しているかを把握すること、及び学生へのフィードバックを

目的として、平成 25(2013)年度の後期 Semester から、専任教員が担当する全授業科目(複数教員によるリレー授業等を除く)について「授業改善計画書」を作成しており、授業評価アンケートの結果を授業改善に着実に反映するように努めている。また、平成 27(2015)年度からは兼任教員の有志も授業改善計画書の作成に加わっている。

「自己点検・評価統括委員会」は、授業評価アンケートの集計結果に基づき、学生の評価の傾向や問題点、その原因等を精査し、改善に向けた検討を続けている。また、授業改善計画書に記された授業評価アンケートに対する教員からの意見等も参照し、アンケートの項目や設問方法、自由記述欄のあり方、アンケートの実施方法等についても毎年検証し、必要な修正を行っている。

なお、「学生による授業評価アンケート」の集計結果【資料 2-6-1】及び授業改善計画書【資料 2-6-2】は、図書館を含む学内の所定箇所に置き、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしている。

## 2. 学習状況の把握と指導

各学生の学習状況は、学務事務部門の教務担当職員、当該学生のレッスン等専攻主科目担当教員、専攻教育主任によって把握されており、単位修得状況に問題が認められる学生については、基準 2-3 で述べたように、教務担当職員による「履修相談(指定者)」を実施するとともに、必要に応じて専攻主科目担当教員が当該学生と話し合うことにより問題解決に努めている。その状況は、専攻主科目担当教員から専攻ごとの教育主任に報告され、当該部会の FD 活動の中で各教員の学習指導の改善や充実に活かされている。

## 3. 教職課程

音楽学部では約 7 割の学生が教職課程を履修しており、過去 5 年間の平均で卒業時に教職免許を取得した学生は 56.5%であった。このため教職課程の履修状況は、音楽学部の教育目的の達成状況を点検するための一つの指標としての役割を担っている。「教職に関する科目」の履修開始にあたっては、1 年次の 4 月に冊子「教職課程ガイド」【資料 2-6-3】を配付してガイダンスを実施し、本学の教職課程の特徴、履修方法、教育実習へ向けた心構え等に加え、卒業要件を超えて教職課程を主体的に学ぶことの意義と、音楽大学の特徴を活かした幅広い教養と人間形成の必要性について説明している。「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の学習状況は、「教職履修カルテ」により確認できるようにしている。教職部会では、学生の幅広い視野の育成、社会人に必要とされる資質、教職に関わる多様な能力の伸張等についての検討を行い、教職科目の担当教員による指導や教職支援室における「弾き歌い道場」「グループ面接」「模擬授業」等の支援策に活かしている。また、併設短期大学と合同で開催される教職課程委員会では、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の体系的な編成や両科目を担当する教員間の連携による教職指導のあり方等について検討を進めている。表 2-6-1 に、過去 5 年間における音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育職員免許状の取得状況を示す。

表 2-6-1 卒業・修了時における教員免許状（音楽）取得者数 (人)

区分	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
音楽学部	取得者数	111	94	99	102	88
	卒業者数	184	166	168	187	176
音楽専攻科	取得者数	19	12	19	7	11
	修了者数	28	18	26	15	24
大学院	取得者数	10	6	12	8	7
	修了者数	18	10	16	19	13

注 音楽学部の取得者数には、高等学校教諭一種免許状（音楽）のみの取得者を含む。音楽専攻科及び大学院の取得者数には、高等学校教諭専修免許状（音楽）のみの取得者を含む。

#### 4. 就職・進学（留学を含む）調査

就職・進学（留学を含む）調査についても、教育目的の達成状況を測る指標の一つとして活用している。在学生の進路希望調査、卒業・修了後の実際の進路に関する調査及び就職・進学（留学を含む）に関する支援活動はキャリア支援センターが行っており、音楽学部の卒業者、音楽専攻科及び大学院の修了者について、年度ごとに進路の内訳、進路の傾向、就職希望者数と実際の就職者数、就職先などについてまとめ、キャリア支援センター運営会議において報告・検討している。その概要は、リーフレット、大学案内、本法人ホームページ上の「キャリアアップ・就職」及び「事業報告」【資料 2-6-4】等において公開している。

キャリア支援センターによる学生の進路希望と実際の進路に関する長年の調査結果を踏まえ、キャリア支援センター運営会議において、社会人に必要とされる資質・能力を伸ばさせ、就業力の一層の向上を図るためのプログラムの構築が必要との結論に至った。このため文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて以降、「日本語ライティング A・B」及び「音楽活動ポートフォリオ入門・演習」「クリティカル・シンキング A・B」（基準 2-5 参照）を開設し、教育内容の強化に取り組んでいる。

##### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育目的は、それぞれ学則第 1 条、音楽専攻科規則第 2 条、大学院規則第 3 条第 1 項に規定しており、音楽学部については教育的実践の観点から教育目的をより具体的に示した教育目標を定めている。しかし、その達成状況の点検・評価をどのような方法で可視化するかが今後の課題として残されている。

今後は各科目や各科目群が具体的に教育目標のどの点と対応し、学生がその目的に合わせた履修をすることによりどのような成果が得られるのかを示すカリキュラムマップの作成、及び各教育目標を達成するために各授業科目がどのように関連し合うのかを示すカリキュラムツリーの作成を推進するとともに、学内の各種データを一元化し、学生の入学から卒業までの学習や学習支援の状況等を把握するエンrollment・マネジメントの導入を視野に入れた教育目標達成度の点検・評価のためのシステム構築を検討する。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

##### (2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学は、学生各自が学修に励み、安定した学生生活を送ることができるように、学生生活委員会を組織し、また学務事務部門内に学生生活担当を置いて、以下の支援に取り組んでいる。

##### 1. 学生生活の安定・厚生補導のための組織

学生生活委員会は併設短期大学との合同の組織であり、学生部長を委員長として、学生部長から推薦により、学長から委嘱された教員〔平成 29(2017)年度は 8 人〕と学務事務部門長により構成され、学生生活全般のサポート、学生相談、奨学金貸与に関する検討、学生の自主的演奏活動の支援、新入生歓迎行事の企画・運営、学生寮の諸問題、学生自治会等の事項を取り扱う。定期的（月 1 回）に開催される委員会には、学生生活担当職員も同席して、学生指導や学生からの相談について協議し、適切な施策を実施している。

##### 2. 学生生活の利便性、生活支援

学内には食堂兼用の学生サロン「ぼうぜ」、文具・食料・日用品を扱う売店、楽譜・音楽書・楽器備品等の販売店があり、外部業者に運営を委託している。

自宅からの通学が困難な女子学生のために、併設短期大学と共用の「豊南寮」がある。寮室はすべてフローリング床の個室にベッド、収納棚が備え付けられ、共有部分として食堂（学生による調理や談話室としての利用も可能）、ランドリー、シャワー室（一部はユニットバス）が備えられている。各室は防音構造であり、22 時までピアノ等の楽器の練習が認められている。この数年は、毎年 20 人程度の新入寮者を迎えている。かつては毎年 70～80 人が入寮した時期もあったが、学生数の減少に加えて、集団生活や門限等の規制を好まない学生が増えていることから、入寮者は減少傾向にある。なお、学生生活委員は、担当職員とともに寮生の自治組織である豊南寮運営委員会と定期的に会合を開いて寮生活に関する要望等を聴取している。

本学周辺は道幅が狭く、交通量も多いため、学生には通学・帰宅時の安全注意を校内放送等で呼びかけるとともに防犯講習会を実施しており、自転車による通学者には、通学時の災害補償として学生総合保障制度に加入することを勧めている。特に、入寮生については同制度への加入と交通安全講習会への参加を義務付けている。なお、自動車・単車による通学は、原則として認めていない。

### 3. 経済的支援

日本学生支援機構の奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については、学生支援センターが窓口となり、学務事務部門で諸手続を行っている。本学独自の奨学金は、「大阪音楽大学奨学事業財団」によるものに加え、「大阪音楽大学給付奨学金」「大阪音楽大学音楽専攻科給付奨学金」「大阪音楽大学大学院給付奨学金」がある。学生の経済的背景は年々厳しくなっており、授業料納付が困難な学生が増加傾向にある。本学は、このような学生に対して授業料納付延期の手続きを受け付けており、卒業年次において緊急かつ重大な経済的困難を抱える学生に対しては、特別奨学金を貸与することがある〔平成27(2015)年度の大学・大学院全体の貸与人数は2人、平成28(2016)年度は0人、平成29(2017)年度は0人〕。表2-7-1～表2-7-3に本学独自の奨学金制度の概要と給付または貸与の状況を示す。なお、表2-7-3の特待生授業料減免制度は、音楽学部1年次入学者のうち、入学試験における専門科目の成績が優秀な者に適用される制度で、平成24(2012)年度以前の1年次入学者のためのオーディションで選考し、給付を行う「フレッシュマン奨学金」を改め、給付対象者を増やす形で平成25(2013)年度から開始したものである。

表2-7-1 大阪音楽大学奨学事業財団奨学金

奨学金	月 額	45,000円
	貸与期間	採用年度のみ（1年間ただし毎年度申請による継続は可能）
	応募条件	人物・学業・成績ともに優れており、家庭の経済的事情により修学が困難な者。
	募集期間	4月上旬
	適用人数	若干人
	返 還	貸与終了月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後、20年以内に返還。年賦による返還が原則（無利子）。

過去3年間の貸与状況（人）

年 度	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	音楽学部	音楽専攻科	大学院	音楽学部	音楽専攻科	大学院	音楽学部	音楽専攻科	大学院
貸与人数	16	0	4	16	0	4	16	0	4

表2-7-2 給付奨学金概要

名 称	大阪音楽大学給付奨学金
給付額（年額） 適用人数	500,000円 各学年2人以内、350,000円 各学年5人以内、200,000円 各学年5人以内 〔制度変更により、平成26(2014)年度以降と平成25(2013)年度以前の給付適用年次、給付額、適用人数は異なる。〕（ミュージックコミュニケーション専攻生はそれぞれ350,000円、250,000円、150,000円）
給付期間	1年間
応募条件	音楽学部2～4年次に在学し、前年度にそれぞれ1～3年次に在学した者で、学業成績が優秀な学生。留学生は私費留学に限り応募できる。申請年度の編入学、転入学、再入学者及び科目等履修生は対象としない。
募集時期	4月初旬。募集要項は4月1日より学生支援センターで配布。

過去3年間の給付状況

年 度	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
給付額 (万円)	50	35	20	50	35	20	50	35	20
給付人数 (人)	6	12	11	4	7	8	6	4	15

名 称	大阪音楽大学音楽専攻科給付奨学金
給付額 (年額)	200,000 円
適用人数	2 人以内
給付期間	1年間
応募条件	音楽専攻科に入学した者で、本学の音楽学部を前年度に卒業し、4 年次の成績が極めて優秀な学生。留学生は私費留学に限り応募できる。再入学、科目等履修生は対象としない。
募集時期	4 月初旬。募集要項は 4 月 1 日より学生支援センターで配布。

過去3年間の給付状況

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給付人数 (人)	2	3	2

名 称	大阪音楽大学大学院給付奨学金
金額 (年額)	1 年次 年額 500,000 円 4 人以内
適用人数	2 年次 年額 1,000,000 円 1 人以内、年額 500,000 円 2 人以内
給付期間	1年間
応募条件	1 年次については本学音楽学部卒業または卒業見込の入試合格者で、大学院運営委員会が成績優秀かつ将来性ありと認めた学生。2 年次についてはオーディションにより選考する。
募集時期	1 年次は入試出願時、2 年次は 1 年次末。

過去3年間の給付状況

年 度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
給付額 (万円)	100	50	100	50	100	50
給付人数 (人)	1	5	0	4	1	4

表 2-7-3 特待生授授業料減免制度

名 称	大阪音楽大学特待生授業料減免制度
減免額 (年額)	400,000 円
適用人数	20 人程度 (音楽学部のみ)
減免期間	1年間 (2年次以降は、大阪音楽大学給付奨学金に応募できる)
応募の対象とする入試	公募推薦入試・特別推薦入試※・一般入試 A 日程 ※特別推薦入試の受験者が特待生制度を希望する場合は、推薦入試期間中に実施する専門実技試験を受験する。

平成 27(2015)・28(2016)・29(2017)年度の適用状況

年 度	平成 27(2015)年度	平成 28(2018)年度	平成 29(2017)年度
給付人数 (人)	18	21	19

以上の奨学金の他に、本学が提携あるいは覚書を締結した海外の大学・音楽院への留学を希望する場合に、その経費の一部を助成する「海外提携校留学助成金」制度、本学が受講を認める国内及び海外の音楽研修・セミナーについて、専門性を深めるため夏季・春季休業期間中に受講を希望する学生を対象に、審査により所定の金額を助成する「国内・海外音楽講座受講助成金」制度が設けている。それぞれの概要を次の表 2-7-4 と表 2-7-5 に示す。

表 2-7-4 海外提携校留学助成金

名 称	海外提携校留学助成金
留学期間 ・助成限度額 ・適用人数	4ヶ月以上6ヶ月までの留学期間については 500,000 円以内、3 人以内（併設短期大学との適用者の合計） 3ヵ月以上4ヶ月未満の留学期間については 400,000 円以内、4 人以内（併設短期大学との適用者の合計）
応募条件	音楽学部生については申請時、1～3年次であり、進級基準科目の成績及び全受講科目の成績が優秀な学生。年度末での取得単位数が、1年生は35単位以上、2年生は60単位以上、3年生は100単位以上であること。 留学生は私費留学に限り申請できる。
募集時期	前期 3月下旬～4月上旬 後期 9月下旬～10月上旬（前期の募集により定員に達した留学期間については後期の募集を行わない。）

過去3年間の助成状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成適用人数(人) 内訳	1 (音楽学部生)	4 (音楽学部生)	3 (音楽学部生)

表 2-7-5 国内・海外音楽講座受講助成金

名 称	国内・海外音楽講座受講助成金
留学期間・助成限度額・適用人数	国内（年額）100,000 円以内 若干人 海外（年額）200,000 円以内 若干人
応募条件	音楽学部生については、2～4年次に在学し、かつ前年度にそれぞれ1～3年次に在学した者で、前年度の学業成績が優秀な学生。 音楽専攻科生については、音楽専攻科に在学し、かつ前年度に本学音楽学部に在学した者で、前年度の学業成績が優秀な学生。 大学院生の応募者については、別途、大学院運営委員会が決定する。 留学生は私費留学に限り申請できる。
募集時期	4月中旬～5月上旬。募集要項は4月1日より「学生支援センター」で配布。

過去3年間の助成状況（音楽学部、音楽専攻科、大学院の合計）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成適用人数（人）	3	2	3

この他にも、大学院を含む全教育課程の学生対象に海外留学、海外・国内講習会参加等のための経費の一部を助成する大阪音楽大学奨学事業財団の奨励金制度がある。

#### 4. 課外活動支援

本学の学生は、併設短期大学の学生と合同で学生自治会を組織しており、会則に基づき、選挙によって選出された会長と役員からなる執行部により運営されている。学生自治会は、大学祭の運営や学生の要望を取りまとめて学生部長に伝える活動に加えて、学生自治会が公認するクラブ・学生主体の音楽活動・同好会に対し財政的支援を行っている。学生自治会の様々な活動については、学生部長及び学務事務部門の学生生活担当が学生自治を尊重しながら支援・指導を行っている。

本学には、学生の自主的な演奏活動や音楽文化に関わる活動に対して財政的支援を行う制度がある。この制度は「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っており、学務事務部門の学生生活担当がその窓口業務を担当している。表2-7-6に過去3年間の助成件数、助成総額を示す。この中には本学と併設短期大学の学生が合同で毎年自主的に企画・実施するオペラ公演「Tutti オペラ」等が含まれる。

表2-7-6 大阪音楽大学音楽文化振興財団による学生の課外活動への財政的支援

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成件数（件）	20 (17)	14 (19)	16 (15)
助成総額（円）	1,652,694 (1,773,768)	1,316,741 (2,239,605)	1,101,121 (1,572,245)

( )内は併設短期大学部との共同活動への支援

#### 5. 障がい者支援

本学に視覚障がいを持つ学生が入学を希望した場合は、受験前から本人・保護者と入学希望の専攻の教育主任及び学務事務部門の職員が面談や学内見学等の機会を設け、本人・保護者に本学の現状を理解してもらった上で入学試験を実施している。入学後は、視覚障がい学生の担当職員を学務事務部門内に置き、各種の相談に対応している。また、体育の授業では校舎間の移動を含め授業に補助者（演奏員が兼務）を付き添わせることにより、当該学生の安全に配慮している。バリアフリーの面では、障がい者用トイレ、段差部分の一部スロープ化と自動ドアの設置、点字ブロックの敷設など、徐々にではあるが取組みの範囲を拡大している。

#### 6. 健康相談及び学生相談

学生の健康相談は保健室、心的支援は「心の相談室」、生活相談は学務事務部門の学生生

活担当が相談を受けている。近年、学生からの相談は、健康・心の悩み・学習や生活上の困難等、いくつかの問題が複合している場合が多く、相談者の状況に応じて担当者が連携して対応している。また、学生生活に関する総合案内を本法人ホームページに掲載し、その中で各相談室の利用方法やハラスメントに関する相談窓口・電話番号等を示している。

「心の相談室」は、本学が契約を結んだ専門のカウンセラーにより、月に3回（原則毎月第2週月曜、第3週火曜、第4週水曜 要予約）開室している。また、学生が個人的な問題や悩み事について気軽に相談できるようにするため「学生相談室」を設置し、水曜・木曜の11:00～17:00（予約不要）にはインターカーが在室して様々な事案に対応している。

ハラスメントへの対応については、「大阪音楽大学セクシュアル・ハラスメント防止規程」に基づき、男女比率と教職員比率を勘案した5人の学生担当相談員を置き、相談者のプライバシー保護に配慮した相談・調査体制を整えている。

保健室は第1キャンパス内にあり、看護師資格をもつ職員が常駐し、定期的（毎月第3金曜日）に校医が学生や教職員の健康に関する相談に対応している。また、毎年4月には定期健康診断を実施している。

上記の各相談は電子メールでも受け付けている。【資料2-7-1】に「心の相談室」「学生相談室」「ハラスメントに関する相談」「保健室」及び学務事務部門の学生生活担当が対応する生活相談の利用状況を示す。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握は学生支援センターが行い、学務事務部門または関係事務部門で精査され、必要に応じて学生生活委員会に諮った上で対応している。学生支援センターでは、常時数人の職員があらゆる相談を受け付けており、学生は意見・要望を質問カードに記入して提出することにより、担当事務部門や担当教員から回答を受取ることができる。学生部長と学生生活担当職員は、適宜、質問カードを提出した学生と個別に面談を行い、学生の意見・要望の把握に努めている。

また、平成27(2015)年度から「学生満足度調査」を行っている。入学直後である前期には大学1年次、後期には卒業を控えた4年次をそれぞれ対象としている。この調査結果は学内で公開されるほか、学生生活委員会や自己点検・評価統括委員会で分析、検討された後、学生生活の改善に活用するべく、学生部長から関係所轄の事務部門等に提言される。

以下に、学生の意見・要望への対応事例を示す。

- ・ 図書館の開館日数及び開館時間の拡大〔土曜日の開館時間延長については平成30(2018)年度から実施〕
- ・ O号館練習室の使用時間帯の拡大〔平成30(2018)年度から実施〕
- ・ 喫煙場所の制限（校舎外の一部区画に限定）
- ・ 学生寮における食事の改善
- ・ 学生向けのコピー機・パソコンの設置、更新
- ・ 自動販売機の飲料の変更
- ・ 学内売店における文房具の販売

また、本学は併設短期大学と合同で、本学及び併設短期大学の学生の保護者が組織する後援会の定期総会に理事長・学長以下の主要な教職員が出席し、教育・就職・学内施設・学生生活等の状況全般を説明するとともに、後援会の要望及び後援会を通じて出された学生からの要望を聴取している。警備員による学内巡回、野田校地への通用門がある E 号館西側等への防犯カメラの設置等、後援会総会時の要望に基づいて防犯体制の改善策を実施した。

### (3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

現在、学生生活委員会の重要な課題の一つは、問題を抱える学生に対し学習を継続できる環境を整えられるように支援し、休学・退学率を減少させることにある。そのため、「心の相談室」の充実に加えて、「学生相談室」については、学生とインテーカーの交流行事等により、学生が利用しやすい環境作りを行っていく。さらに本学の教育及び学生生活への円滑な導入のため併設短期大学と合同で開催している「新入生歓迎祭」【資料 2-7-2】のような取組みを継続するとともに、学生生活の安定のための支援を一層充実させる。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8 の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

##### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

##### (2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は、平成 24(2012)年度から作曲・声楽・器楽の 3 学科の学生募集を停止し、平成 24(2012)年 4 月 1 日に新たに音楽学科を設置した。作曲・声楽・器楽の 3 学科については、平成 29 (2017) 年度末をもって全て廃止が完了した。「全学の教員組織」【表 F-6】に示すとおり、大学設置基準上で必要な専任教員数 27 人に対し、現任の専任教員数 32 人（内、教授 25 人）である。専任教員 1 人あたりの在籍学生数は、音楽学部全体で 23.7 人であり、必要な専任教員数が確保されている〔平成 30(2017)年 5 月 1 日現在〕。

「専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成」【エビデンス集・表 2-15】から明らかに、専任教員全体に占める 61 歳以上の割合が 25.0%である。専任教員の高齢化は教育・研究活動の停滞を招く可能性があるため、本学は平成 18(2006)年度以降、年齢構成に配慮した専任教員の採用を行っている。また、兼任（非常勤）教員数が音楽学部 330 人、音楽専攻科 36 人、大学院 34 人（音学専攻科及び大学院については音楽学部との重複者を含む）の多数に上るが、マンツーマンによるレッスン及び少人数教育を中心とする音楽大学特有のカリキュラムの編成上、やむを得ない面がある。

## 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする 教員の資質・能力向上への取組み

### 1. 教員の採用・昇任

専任教員（以下、専任嘱託教員を含む）の採用は、「大阪音楽大学 専任教員採用選考基準」【資料 2-8-1】及び「大阪音楽大学 人事委員会規程」【資料 2-8-2】に基づき、原則として公募により行っている。専任教員の採用候補者の選出にあたっては、採用を予定する専門分野の教員と同じ専門分野の全専任教員による「専門選考委員会」に人事委員会の委員が加わり選考を行う。専門選考委員会と人事委員会の委員は、定められた選考手続きに従って選出した採用候補者を人事委員会に具申し、それを受けて人事委員会は、教授会が理事会に推薦する採用候補者の原案を作成して教授会に具申する。その後、当該原案に関する教授会での審議・承認を経て、理事会の議により理事長が採用を決定する。なお、採用予定者が音楽学部及び音楽専攻科の授業に加えて、大学院の授業を担当する場合には、上述の手続きに加えて大学院運営委員会においても審査を行っている。音楽学部及び音楽専攻科の兼任教員の採用についても、原則として公募により行い、専任教員に準じた手続きにより採用を決定する。

専任教員の昇任については「大阪音楽大学 人事委員会規程」及び「大阪音楽大学 専任教員昇格基準」【資料 2-8-3】に基づき、人事委員会において教授会が理事会に推薦する昇任候補者の原案を作成し、その後、専任教員の採用と同様の手続きを経て当該教員の昇任を決定する。

### 2. 教員評価

本学は、すべての専任教員と他大学等における専任職を有しない兼任教員に対し、毎年1月に前年分（1月1日から12月31日）の業績調査書【資料 2-8-4】の提出またはウェブ上での記入を求めている。専任教員の業績調査書については、「専任教員昇格基準」の3の③～⑤に基づき、「学会及び社会における活動」「教育研究業績」「教育方法の実践例（作成した教科書、教材等）」「大学運営活動への参加による業績」の4つの領域への記入を求めており、人事委員会における昇任審査に用いられる。兼任教員については、「大学運営活動への参加による業績」以外の3つの領域の記入を要請しており、雇用契約の更新にあたっての参考資料として用いることがある。

学生からの教員評価については、基準 2-6 で述べたように「授業評価アンケート」（無記名式）をレッスンを含む全授業について実施している。アンケート結果は当該教員が担当する授業（クラス）の平均値と、当該授業（クラス）が含まれる科目分野ごとの平均値を対照させる形で各教員に返却するとともに、各部会の教育主任には、当該部会に所属する全教員の評価結果を通知し、必要な処置と指導を促している。

なお、授業評価アンケートにおける自由記述欄については、従来、当該授業の担当教員には返却せず、教育主任への通知に留めていた。これは、とりわけレッスン科目や少人数の授業に関して、無記名式アンケートにもかかわらず記入者が特定されてしまう状況を回避するための措置であったが、平成 25(2013)年度第 7 回（12 月開催）の自己点検・評価統括委員会において、他大学の事例も踏まえて再検討した結果、自由記述欄を授業改善のために積極的に役立てるべきであるとの結論に至り、平成 25(2013)年度の後期セメスター

以降の授業評価アンケートについては、自由記述欄の内容を含めた集計結果を各授業担当教員に通知している。

### 3. 教員研修、FD 活動

本学の FD 活動は、併設短期大学と合同で組織される全学の「FD 総括委員会」及び各部会により実施される。「FD 総括委員会」は、学長・副学長・学務事務部門長に加え、学長から任命された専任教員を委員とし、学長により指名された者を委員長として構成される。同委員会の審議事項は、「大阪音楽大学 FD 総括委員会規程」【資料 2-8-5】第 2 条に定めるとおり、①FD 活動推進のための企画及び実施に関する事項 ②FD 活動推進の報告作成に関する事項 ③「FD 推進デスク」の運営に関する事項 ④その他 FD 活動推進に関して委員会が必要とする事項である。

平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度の同委員会は、各部会が担当する授業内容とその実施方法の向上を図る活動の統括や、外部講師による全教員対象の「FD 研修会」の開催（各年度前期・後期に 1 回）に加えて、学習支援や授業見学の実施、中央教育審議会の答申及び教育行政に関する情報の検討、また、自己点検・評価統括委員会と連携し、授業評価アンケート及び授業改善計画書の向上方策に関する議論を行った。

各部会における FD 活動は、教員のモチベーションを高めるために毎年度当初に活動目標を設定すること、教育に関する研究・実践例を共有すること、研究・実践例の蓄積によって教育の質を向上させること等を目標として、当該部会に所属する全教員を対象に行うことを原則としている。

なお、各部会における FD 活動に加えて、毎年度当初に開催されるの全学の「非常勤教員集会」では、教学執行部からの連絡事項に加えてハラスメント防止講習会等を実施している。

平成 29(2017)年度の各部会の活動例として、教養教育部会による「音楽療法ワークショップ」の開催、作曲部会による FD 関連書籍の回覧等を挙げるができるが、少人数の部会における FD 活動の活性化や、出講曜日等の関係で活動に十分に参加できない兼任教員の扱いについては今後の懸案事項となっている。

授業の内容及び方法の改善に関連して、基準 2-6 で述べたように、平成 29(2017)年度の後期semesterで実施した学生による「授業評価アンケート」の結果に基づき、全専任教員に対し「授業改善計画書」の提出を求めた。これはアンケートに対する学生へのフィードバックであると同時に、個々の教員の教育活動の向上を促すための取組みでもあり、今後は兼任教員にも順次拡大する予定である。

なお、「授業改善計画書」は冊子にまとめて学内に公開しており、「授業改善計画書」において寄せられた教員からの意見については、FD 総括委員会及び自己点検・評価統括委員会において検討し、授業評価アンケートの充実を図っている。

兼任教員を含む新任教員に対しては、学長または副学長がオリエンテーションを実施するとともに、教育主任が本学の教育環境及び担当科目に関する受講者の習熟度・到達目標・カリキュラム上の位置等の説明を行い、授業に関する問題については部会ごとに支援する

体制をとっている。また新任の専任教員については、学長及び副学長以下の教員役職者、教育主任、学務事務部門長によって構成される「大学運営会議」へのオブザーバーとしての出席を1年間義務づけることにより、本学の教育と教学運営に関する視野と見識を身に付けるための研修としている。

#### ・授業見学

教育方法の改善につなげるために、平成 27(2015)年度から教員相互による授業見学を実施している。学生の円滑な受講を考慮し、前・後期ともに3週目から13週目の授業を見学可能期間とし、見学を希望する教員が申込用紙に記入し、見学対象となる授業担当教員の了解を得て実施する形態をとっている。見学教員は特別な事情がない限り途中入退室が可能で、見学後は所感などを記入したレポートの提出を求めている。平成 29(2017)年度の実施件数は併設短期大学を含めて18件であった。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学の教養教育は、「教養教育部会」「外国語部会」及び「教養教育検討委員会」の3つの組織によって運営している。「教養教育部会」及び「外国語部会」の教育主任は、定期的に部会を開催して教育の内容と実施方法を点検し、必要に応じて科目の新設や統廃合等について「大学運営会議」に提案するとともに、「大学運営会議」が要請する事項を部会において協議し、その検討結果を同会議に報告する役割を担っている。

「教養教育検討委員会」は、本学の教養教育全体を統括する併設短期大学との合同の組織である。この委員会は、平成 20(2008)年6月に、教養教育に関する前学長の提案を検討する委員会として設置した。教養教育における幅広い知識と総合的な判断力の育成、豊かな人間性の形成を骨子とする前学長の提案について、新規科目とその授業計画案を策定し、教授会の承認を得て、平成 21(2009)年度に「教養基礎セミナー」（全専攻必修）を、平成 22(2010)年度に「文化とオペラ A・B」（共に選択科目）をそれぞれ一般教育科目として開設した。また、入学前の英語の補習授業、英語の習熟度別のクラス編成についても具体策を検討し実施に移したが、当初の目的を達成したことから平成 22(2010)年7月に一旦解散した。

その後、平成 24(2012)年9月開催のFD総括委員会において、ジェネリック・スキル育成の観点から音楽学部の「教養基礎セミナー」の授業内容が議論され、学生相互のディスカッションとプレゼンテーションを授業に組み入れることと、それを可能にする教員配置の必要性が指摘された。これを受けて「FD総括委員会」は「教養教育部会」の協力を得て、この問題を検討するための分科会を設置し、平成 25(2013)年5月開催の第1回会議において、過年度の教職科目「総合演習」に用いられたPBL(Problem Based Learning)の手法を同科目に導入することについて協議を行った。同年6月開催の第2回会議では、前学長の指示により、分科会の名称を「教養教育検討委員会」とし、常設の委員会とすることを決定した。同委員会は、平成 26(2014)年度から構成員を拡充し、「教養教育部会」「外国語部会」「教職部会」の全専任教員を含む組織として、全学的な視点から教養教育の適切な実施について議論している。

大学院の教養教育については、「大学院運営委員会」の中で議論しており、専門に特化

しがちな学生の教養を広げることを目的として、全専攻対象の必修科目「芸術文化の諸相」を開設している。当該科目の担当教員は、「大学院運営委員会」において決定し、学問・美術・伝統芸能等の様々な分野を代表する文化人の中から選定している。過去3年間の「芸術文化の諸相」の授業テーマと担当教員を【資料2-8-6】に示す。

### (3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

各教育課程に必要な教員数は確保しているが、音楽学科の専攻によってはレッスン科目についても兼任教員に全面的に依存している現状がある。今後の専任教員の採用にあたっては、将来的な教員組織に対する構想を明確に設定し、均衡のとれた分野構成になるように努める。

教員の教育力向上に関しては、以前に実施していた模擬授業、ICT関連の講習会等を適切な期間を設定して継続的に開催するとともに、学生からの評価の高い授業を選んで公開するなどの新たな施策を実施する。また、大学院についてもFD研修会を開催する。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

##### (2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

##### 1. 校地・校舎

本学は、すべての校地、校舎等の施設及び設備を併設短期大学と共用しており、校地等の合計面積は59,190㎡である。また、校舎の合計面積は31,611㎡である。校地等の合計面積については、設置基準上必要な本学の校地面積9,000㎡と設置基準上必要な併設短期大学の校地面積3,000㎡を合わせた12,000㎡を満たし、校舎の合計面積については、設置基準上必要な本学の校舎面積8,015.8㎡と設置基準上必要な併設短期大学の校舎面積2,700㎡を合わせた10,715.8㎡を満たしている。校地・校舎の配置図は【資料2-9-1】のとおりである。以下に、各キャンパスにおける校舎及び施設の概要を示す。

##### 1) 校舎の概要

###### (1) 第1キャンパス（庄内校地）

A号館 学生支援センター、キャリア支援センター、事務局、講義室、レッスン室、学生相談室、会議室、教員・職員集会室、応接室、理事長室、学長室等

B号館 講義室、レッスン室、保健室

D号館 講義室、演習室、レッスン室

E号館 練習室、クラブ用部室

F号館 演習室、講義室、レッスン室、練習室、

- G 号館 学生自治会室、練習室
- H 号館 教員研究室、日本語ライティング支援室、教職支援室、学習支援室、自己点検評価室、併設大学のミュージックコミュニケーション専攻及びミュージッククリエーション専攻の共同運営プロダクション、教員免許講習会室
- J 号館 学生サロン「ばうぜ」〔食堂と売店（日用品、文具、食料等）〕
- L 号館 ザ・カレッジ・オペラハウス
- M 号館 同窓会《幸楽会》事務室、売店（楽譜、音楽書等）、附属音楽院事務室
- N 号館 入試センター、連携支援センター、コンサート・センター

## (2) 第2 キャンパス（野田校地）

### K 号館（100 周年記念館）

音楽メディアセンター（附属図書館、楽器資料館）、録音スタジオ、屋内体育施設、演習室、レッスン室、練習室、教員控室、学生サロン

### O 号館 演習室、レッスン室、研究室、練習室、学生控室

### P 号館 音楽ホール型大教室「ミレニアムホール」、大学院研究室、演習室、練習室

上記（2）の第2 キャンパス内の K 号館（100 周年記念館）は、平成 27(2015)年の本学創立 100 周年を記念して建設された。この校舎は、旧名神口校地の旧 K 号館（楽器博物館、録音室、校史資料室、教室、演習室、書庫）の老朽化が進み耐震上の問題があったこと、また、第1 キャンパス内にあった旧 C 号館（附属図書館、講義室、演習室、レッスン室）も同様の問題があったことから、C 号館と旧 K 号館の機能を集約する校舎として建設したものである。K 号館（100 周年記念館）は平成 28(2016)年 10 月に完成し、旧 K 号・C 号館からの書籍・備品等の移設と必要な備品類の新規設置後、平成 29(2017)年 4 月から使用を開始した。

第1 キャンパス（庄内校地）の校舎はその多くが昭和 40 年代に建設されており、今後、順次に建て替える必要がある。このため平成 25(2013)年、大阪音楽大学キャンパスマスタープランが作成され、今後 30 年間の校舎整備について次の項目の基本方針が示されている。

1. 教育研究施設や設備の質的向上
2. 防災、安全性の担保、アクセシビリティ（利便性）の担保
3. 校舎デザインの統一化を推進する
4. 豊中市が目指す「音楽のあふれる町」という地域環境に適合する景観を創出する
5. エネルギーコストの適正な低減
6. 既存建造物の保全と活用
7. 市民利用ならびに全学機能の質的充実

## 2. 施設・設備・備品等の概要

### 1) 体育施設

体育施設として第2 キャンパス（野田校地）の K 号館 7 階に体育館（多目的室）を整備

している。体育館は、体育の授業だけでなくマーチングなどにも利用しており、フロアにはシャワー室やパウダーコーナーを設置している。

## 2) 音楽メディアセンター（図書館）

図書館は第2キャンパス（野田校地）K号館2階にあり、総数約120,000点の図書・楽譜と、約54,000点のCD、DVD等の視聴覚資料を所蔵しており、これらの資料はOCM-OPAC(Osaka College of Music On-line Public Access Catalog)により学内外から検索することができる。

授業期間中の開館時間は月曜日～金曜日9:20～18:00、土曜日9:20～13:30〔平成30(2018年度)から9:20～15:00〕、授業期間外の開館時間はそれぞれ9:20～17:00と9:20～13:30であり、開館日数は年間260日以上である。学生が利用できる範囲は、図書・楽譜・新聞・雑誌（バックナンバーを含む）の館内閲覧、図書・楽譜の館外貸出し、図書館資料の著作権法の範囲内での文献複写、LP・CD・DVD・LD・ビデオ等の視聴覚資料の視聴である。利用状況は次表2-9-1に示すとおりである。

表 2-9-1 付属図書館の入館者数 ※併設短期大学を含む (人)

年度	施設区分	入館者内訳			合計
		教職員	学生	その他	
平成 26(2014)年度	C号館 1F	4,871	24,005	1,251	30,127
	D号館 1F (試聴室・視聴覚室)	3,472	5,113	684	9,269
平成 27(2015)年度	C号館 1F	4,658	22,991	1,970	29,619
	D号館 1F (試聴室・視聴覚室)	2,776	5,000	681	8,457
平成 28(2016)年度	C号館 1F	4,039	20,157	1,849	26,045
	D号館 1F (試聴室・視聴覚室)	2,558	3,766	447	6,771
平成 29(2017)年度	K号館 2F	3,700	19,537	1,847	25,084

図書館の他に、作曲資料室（H号館211号室）音楽学資料室（H号館212号室）、教職支援室（H号館202号室）が設置されており、原則的にすべての学生は各室の収集資料を自由に閲覧でき、一部の資料については貸出も受けることができる。

## 3) 音楽メディアセンター（楽器資料館）

楽器資料館は、主に「世界の楽器と音楽」「関西の西洋音楽」「関西の伝統音楽」の3分野に関する資料の収集・展示・研究を目的とする施設で、第2キャンパス（野田校地）K号館3階に位置し、大学が所蔵する世界各地の楽器2,000点の中から、エリアごとにテーマを持たせた展示（約1,400点）を行っており、学外にも公開されている。所蔵資料の内訳と入館者数一覧は、それぞれ表2-9-2と表2-9-3のとおりである。所蔵資料のうちサントリー弦楽器コレクションの弦楽器42点、弓22点、その他12点の計76点は、サントリー株式会社から寄贈を受けたものであり、その中にはストラディヴァーリ製のピッコロ・ヴァイオリン（1720年）やガスパロ・ダ・サロ製作のヴィオラ・ダ・ガンバ（16世紀後半）等の世界的に貴重な逸品が含まれている。

本学の学生・教職員は授業期間中に常時利用することができ、学外の見学希望者については、月曜日・土曜日の10時～16時の間に利用できる。館内には、所蔵資料の中から世界各国の楽器約1,000点を展示し、一部の楽器については、実際に触れて音を出すことができ、その奏法や文化的背景を示すために演奏中の写真や楽器を持つ人形を併置している。また、本学の創立者で関西における洋楽教育の先駆者であった永井幸次の展示コーナーを設け、永井の年譜、自作曲の楽譜、愛用のオルガン等を展示している。音楽博物館の所蔵資料のうち楽器・図書・視聴覚資料については電子データベース化がほぼ完了しており、OCM-OPACから検索できる。表2-9-2及び表2-9-3は、それぞれ楽器資料館の所蔵資料の内訳点数及び入館者数一覧である。

表2-9-2 楽器資料館（旧音楽博物館）所蔵資料の内訳点数（点）平成29(2017)年5月1日現在

楽器	1,462
楽器以外の立体資料	259
視聴覚資料	6,454
書籍・逐次刊行物	4,765
書籍以外の文献	2,788
大阪音楽大学校史資料	55,157
関西洋楽史資料	2017年度にミュージックコミュニケーション専攻へ移管

表2-9-3 楽器資料館（旧音楽博物館）入館者数一覧 (人)

年度	入館者内訳						合計
	学生	教職員	授業参加	一般	グループ見学	催事参加者	
平成26(2014)年度	368	161	398	1,097	1,088	337	3,449
平成27(2015)年度	93	126	211	1,085	585	195	2,295
平成28(2016)年度	94	114	474	652	94	0	1,428
平成29(2017)年度	204	352	632	1,341	496	270	3,295

※ 入館者数一覧における「学生」「教職員」「授業参加」については併設短期大学を含む。

#### 4) ザ・カレッジ・オペラハウス

「ザ・カレッジ・オペラハウス」（永井幸次記念講堂）は、平成元(1989)年に創立70周年記念事業の一環として竣工した日本初のオペラハウスであり、登録団員制による専属のオペラハウス管弦楽団とオペラハウス合唱団を有する。年間を通じ、学習成果の発表の場として「卒業演奏（試験）」「学生オペラ」「ザ・コンチェルト・コンサート」「合唱発表会」「卒業演奏会」等が実施される他、本学の社会連携活動の一環として、オペラ公演等が開催される。【資料2-9-2】は、ザ・カレッジ・オペラハウスの過去3年間の催し物一覧である。

表2-9-4 ザ・カレッジ・オペラハウスの概要

敷地面積	建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積	後ろ舞台
3,609㎡	2,256㎡	5,489㎡	地上7階・ 地下2階	1.2～1.4秒 (満席時)	756席 (オペラ 公演時652席)	580㎡	48㎡

### 5) ミレニアムホール

ミレニアムホールは、第2キャンパス（野田校地）P号館内にあり、平成12(2000)年9月に完成した音楽ホール型の大教室である。二重屋根と二重壁による遮音構造、空調設備の消音化、音響設計上の工夫により演奏会場としても使用しており、学生の自主的な発表会、授業の一環としての演奏発表、本学が主催する演奏会・公開講座、教員の研究発表等が頻繁に開催している。また、学生による音響・照明機器の操作が可能であり、舞台機構の実践的学習にも活用できるように整備している。

表 2-9-5 ミレニアムホールの概要

建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積
1,588㎡	2,582.17㎡	地上3階	1.7秒	302席(うち可動62席)	106㎡

### 6) 学生サロン

第1キャンパス（庄内校地）には、グランドピアノの形状を模した学生サロン「ぱうぜ」がある。1階に食堂、2階に売店（日用品、文具、食料等）とベーカリーがあり、学生が憩いの場として利用している。また、2階には学生や教職員がサロンコンサート等を開催できるようにステージとグランドピアノを備え付けている。

第2キャンパス（野田校地）には、K号館5階に学生サロンとO号館1階に学生控室があり、談話スペースとして利用している。

### 7) 情報サービス施設・機器、教室の設備

第1キャンパスにおける学生用のインターネット接続のWindowsコンピューターは、学生サロン「ぱうぜ」2階に15台、第2キャンパスのO号館1階の学生控室に6台、K号館5階の学生サロンに5台が設置され、授業レポートの作成、付属図書館及び楽器資料館の資料検索、就職情報の閲覧などに活用されている。F号館212・213教室は一般教育科目の「情報処理概論A・B」の授業、「教養基礎セミナー」における図書館OPAC検索の説明、ミュージックコミュニケーション専攻の「音楽情報発信A・B」等に利用されている。

学内の無線LANについては、平成28(2016)年度にミュージッククリエーション専攻のA301教室とミュージックコミュニケーション専攻のD101教室に設置し、その後、学生サロン「ぱうぜ」や豊南寮の食堂へと順次拡大させている。

本学は、ほぼ全ての教室にグランドピアノとAV機器（CD・LP・DVDプレーヤー、VTR、大型モニター）を配備するとともに、教育のマルチメディア化に対応するため、D号館以外の各館各フロアの1教室以上にプロジェクターとスクリーンを設置し、プレゼンテーション用のソフトウェアを用いた授業を実施できるようにしている。学内における情報機器等の設置状況は、表2-9-6のとおりである。

表 2-9-6 情報機器等の設置状況

平成 30(2018)年 5 月 1 日現在

教室	機器の概要
F 号館109号室 ML(Music Laboratory)教室	電子ピアノ14台、制御用 PC(Personal Computer)
F 号館212号室 コンピューター演習室	Win (Windows Computer) 38台、プロジェクター、スクリーン
F 号館213号室 コンピューター演習室	Win 22台、プロジェクター、スクリーン
F 号館313号室 ML 教室	電子ピアノ 21台、制御用 PC
学生サロン「ぱうぜ」2階	Win 15台 (インターネット接続)
K 号館5階学生サロン	Win 5台 (インターネット接続)
O 号館学生控室	Win 6台 (インターネット接続)
学生寮	Win 9台 (インターネット接続)

学生が自由に利用できるコピー機は、学生サロン「ぱうぜ」2階、K号館5階学生サロン、O号館1階学生控室、P号館1階に設置しており、月～土曜日は8時から20時30分まで、休日は9時から16時30分まで利用できる。

また、以下の教室は、授業形態に合わせた特別な仕様となっている。

A号館301教室はミュージッククリエーション専攻の専用教室として、「学びの場」「創作の場」「集いの場」からなり、最新の機材を設置し、機能性を追求した空間となっている。同専攻の学生数の増加に伴いこの教室だけでは手狭になったため、隣接する教室と事務室を改装して新たな専用教室を設け、平成30(2018)年4月から使用を開始した。

D号館D101教室は、ミュージックコミュニケーション専攻の専用教室として改装され、平成29(2017)年度から使用を開始した。書庫を併設し、またプロジェクターやスピーカーなどのメディア機器の設置により、イベントスペースとしての活用も視野に入れた創造性を重視した環境となっている。

F号館214号室は、衝撃吸収性の床と鏡張りの壁面により、舞踊系の授業に対応する。

F号館434号室は、スポットライトなどの照明機器、調光卓、音響機器を配備し、演奏会形式の授業に対応する。

K号館603教室(オペラ演習室)は、残響特性を考慮して天井板のない空間となっている。照明機器が設備され、試演会も開催可能である。また、実際の舞台メイクを試すことができるよう専用の控室を設けている。

体育館は、体育の授業以外にも多目的教室として活用され、フロアにはシャワー室やパウダーコーナーを設置している。

O号館101号室及び202号室は、オーケストラや吹奏楽における効率的・効果的な授業指導等の観点から、懸架式マイクロフォンを備えた録音機器を設置している。

その他、合唱・合奏用の大規模な演習室やアンサンブル用の中規模な演習室の一部では、

雑壇や座席配置が自由に変更でき、演奏会形式の授業や学生の自主的な演奏発表に対応する。

## 8) 練習室

表 2-9-7 に示すとおり、第 1・第 2 キャンパス内に合計 168 室の練習室があり、各室には学生の自習・練習目的に応じて、ピアノ、パイプオルガン、電子オルガン、チェンバロ、シンセサイザー等を設置している。特に O 号館の練習室は、管・弦・打楽器専攻生の専用としており、防音壁と個別空調により大音量を伴うアンサンブルの練習が可能である。

練習室予約については、従来、当日の先着順であり、希望の練習室を利用したいがために早朝から窓口に並ぶ学生の多いことが懸案事項となっていた。このため練習室予約方法を改善し、平成 26(2014)年度後期から第 1 キャンパス内の練習室について Web 上での予約システムを導入した。現在は、第 2 キャンパス内の練習室（一部の練習室を除く）についても同システムによる予約ができるように整備されている。

このシステムを導入した結果、次の点で学生の利便性が向上した。

- ・前日から予約可能となり、練習計画が立てやすくなった。
- ・Web 上でリアルタイムに練習室の空き状況が確認できるようになった。
- ・空き時間帯が一目で分かるようになり、より多くの学生が効率的に練習室を利用できるようになった。

表 2-9-7 各館における練習室 (室) 平成 30(2018)年 5 月 1 日現在

館階	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	8 階	小計
A 号館	—	—	1 <sup>※1</sup>	—			1
E 号館	—	—	8				8
F 号館	4 <sup>※2</sup>	1 <sup>※3</sup>	9 <sup>※4</sup>	28	9 <sup>※5</sup>		51
G 号館	—	5	5				10
K 号館	—	—	—	12 <sup>※6</sup>	—	8 <sup>※7</sup>	20
O 号館	2 <sup>※8</sup>	6	20				28
P 号館	— <sup>※9</sup>	25	25				50
合計							168

※1 使用区分上、ミュージッククリエーション専攻生専用

※2 箏用練習室 2 室、チェンバロ設置 1 室・電子オルガン設置 1 室

※3 チェンバロ設置 1 室

※4 大学院生用 2 室、大学院研究生用 2 室、音楽専攻科生用 2 室を含む

※5 併設短期大学専攻科生用 2 室、パイプオルガン設置 1 室を含む

※6 電子オルガン設置の練習室を含む

※7 ドラム用練習室 4 室、バンド用練習室 2 室、録音機器設置 2 室

※8 これに加えて O 号館 1 階には、打楽器、ハープ、コントラバスのための練習室兼用のレッスン室が各 1 室、計 3 室ある。

※9 P 号館 1 階の各室は、使用区分上、大学院の専用であり、授業の他に大学院生の自習や練習にも使用される。

## 9) 機器・備品

学内には約 800 台のグランドピアノ・電子オルガン・チェンバロ等の鍵盤楽器が設置され、約 500 点のクラリネット・ヴァイオリン・ティンパニ等の管・弦・打楽器、約 850 点の箏・三絃等の邦楽器やリコーダー、雅楽・古楽器等の合奏・アンサンブル用の楽器を配備している。合奏等の授業と練習に用いる大型楽器や、学生の個人的な所有が困難な特殊楽器については、本学が所有する楽器を学生の日常的な使用に供している。ただし、「副科管・弦・打楽器」や「副科吹奏楽」等の副科の授業と練習に用いる楽器については、希望者に有料で貸与している。

これらの楽器のメンテナンスは外部業者に委託しており、ピアノについては、調律は半年に 1 回程度、楽器交換は 20 年に 1 回程度、その他の楽器については必要に応じて修理・調整している。

## 2. 教育環境の管理・運営

学内の諸施設・設備・備品の管理及び点検・整備は、「学校法人大阪音楽大学 固定資産及び物品管理規程」【資料 2-9-3】に基づき、事務局長の総括管理のもとに管理事務部門が管理業務を担当し、日常的に営繕業務の委託業者と連携して設備・備品等の点検・整備を行っている。建築物及び電気・空調設備等の建築設備については、本学が委託する外部専門家によるコンサルティングを踏まえて、3 年毎の特定建築物調査等、定期的な保守・点検を実施している。また、防火・消防設備とエレベータ設備の検査については法令遵守の上、一層の安全確保に留意しており、樹木の整枝・剪定及び学内清掃についても適切に実施している。なお、学内に保管していた低濃度ポリ塩化ビフェニール (PCB) については、平成 29 (2017) 年 8 月に廃棄処理を完了した。

「ザ・カレッジ・オペラハウス」については、専門職員が常駐して日常的に舞台機構の点検を行い、催し物の際には非常時の避難誘導に備えて必要な人員を配置している。平成 24(2012)年には、経年劣化に対する安全確保のため、建物・電気・空調・衛生施設・舞台機構・照明の改修工事を実施し、平成 27 (2015) 年には、客席天井裏にある吊物 (音響) 装置の老朽化に対処するため、吊りマイク調整モーター及び操作盤の交換を行った。さらに平成 28 (2016) 年には、タワー昇降用ボウダーケーブル (照明) の交換を行い、照明機器類の落下防止及び漏電の危険性を防止した。また、地下ポンプ室の冷温水装置が不良となったため、温水ポンプ装置のオーバーホール作業、及びオペラハウス搬入口シャッターの開閉装置の取替えを行った。

情報機器の点検とセキュリティ対策については、「学校法人大阪音楽大学 ネットワーク管理規程」【資料 2-9-4】、「学校法人大阪音楽大学 情報セキュリティに関する監視及び監査規程」【資料 2-9-5】、「学校法人大阪音楽大学 コンピュータウィルス対策規程」【資料 2-9-6】、「学校法人大阪音楽大学 ホスト・サーバ設置運用規程」【資料 2-9-7】等の諸規程に基づいて、管理事務部門内のシステム管理室が適切な情報機器とソフトウェアを選定して購入またはリース契約を結んでおり、日常的にネットワーク検査やモニタリングを通じて情報機器とネットワークの管理・点検を行っている。

災害時の安全確保については、「学校法人大阪音楽大学 自衛消防隊規程」【資料 2-9-8】により火災時における事務職員の配置と任務を定め、「学校法人大阪音楽大学 危機管理規程」【資料 2-9-9】により対策本部の設置とその権限を定めている。また、パンフレット

「大地震対応マニュアル」【資料 2-9-10】を学生・教職員に配布するとともに、非常時に備えて食料・飲料水・簡易毛布・発電機等の学内備蓄の充実を進めている。毎年秋に火災や地震を想定した避難訓練を行い、校舎からの退避訓練に併せて、災害時の防災拠点となる近隣の「野田中央公園」への避難と本学のポータルシステムによる学生の安否確認の訓練を実施している。

省エネルギー対策については、夏期冷房時 28℃、冬期暖房時 20℃の室温設定目標を定めて掲示文等による啓発を行い、また、不必要な照明を停止するとともに、照明蛍光管の LED 化を進めている。平成 26(2014)年度には学生サロン「ぱうぜ」の改修工事を行い、食器洗浄機の小型化や冷蔵庫 4 台を節電タイプに入れ替えるなど、省エネルギー化を推進し、ガス、水道についても使用量の削減に留意している。

### 3. 施設設備の利便性

施設の快適性を向上させるため、平成 27(2015)年に A 号館 1 階トイレのリニューアル工事、防犯カメラの整備、E 号館西側の庇・笠木補修工事、H 号館西側階段補修工事を行い、イメージアップや防犯強化及び経年劣化対策に努めた。さらに、平成 28(2016)年には、A 号館 1 階のカーペット及び A 号館東面と南面窓のロールカーテン取替工事、H 号館東入口階段タイルの全面張り替え工事、J 号館トイレ改修工事、F 号館の空調設備の交換を行った。

第 2 キャンパス（野田校地）に新設した K 号館にはパウダールームやシャワー室を備えた体育館を設置した。また、基準 2-7 で述べたように、障がい者に対するバリアフリー化対策についても取組みの範囲を拡大している。

### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

音楽大学としての教育の特性上、レッスン及び音楽学専攻における少人数ゼミ形式の「音楽学演習」が専門学習の中心に位置づけられており、その意味で一般大学にはない最適な授業環境を確保している。他の専門教育科目や一般教育科目、外国語科目等についても、授業内容と学習到達目標を考慮し、原則として次のような教員配置とクラス編成を行っている。

- ・教員 1 人が数人～10 人程度の受講生を担当する科目  
「楽曲分析」「ピアノアンサンブル」「室内楽」「ジャズ・アンサンブル」等
- ・教員 1 人が 20～30 人程度の受講生を担当する科目  
「ソルフェージュ」「音楽理論」「楽曲研究」「情報処理概論」「英語」等
- ・複数教員がリレー授業やクラスの細分化により、20～30 人程度の受講生を担当する科目  
「歌曲研究」「ピアノ基礎講座」「オペラ研究」等
- ・複数教員が数人～70 人程度の受講生を担当する科目  
「オーケストラ」「専門合奏（弦楽器・フルート・クラリネット等）」
- ・1 人の教員が 20～90 人程度の受講生を担当する科目  
「合唱」「西洋音楽史概説」「日本伝統音楽概説」「音楽心理学」「音楽療法概説」等

上記の「合唱」や「オーケストラ」等の授業には、教員に加えて授業補助のための演奏員が配置される。また「オーケストラ」や「専門合奏」等、楽器編成等の理由で一定数以上の受講者が不可欠な科目については、併設短期大学と合同で授業を実施している。【資料 2-9-11】に、平成 30(2015)年度の「個人指導による音楽実技(レッスン)」を除く音楽科の各授業科目の履修登録人数を示す。

なお、基準 2-2 で述べたように「ソルフェージュ」の関連科目については、1 年次入学予定者に各学習段階の授業内容を示した文書を送付し、「ソルフェージュ I~III」と「応用ソルフェージュ I」(平成 30(2018)年度から「ソルフェージュ VII」に名称変更)の 4 科目の中から学習開始科目を選択させる形で習熟度別の授業を実施している。外国語科目のうちの英語については、入学予定者が自宅で実施して提出するプレイスメントテストに基づいて習熟度別クラスを編成している。

### (3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

本法人は、今後 30 年を見越したキャンパス整備計画「キャンパスマスタープラン」【資料 2-9-12】を策定しており、それに基づいて本年度から段階的に教育環境を再整備する。現在、その第一段階として、老朽化の進んだ名神口校地にあった K 号館及び庄内校地 C 号館の機能を集約し、利便性を向上させるため代替校舎を建設した。この新 K 号館(100 周年記念館)は平成 28(2016)年 10 月 31 日に竣工し、平成 29(2017)年度より使用開始した。

付属図書館については、機関リポジトリの構築、ラーニング・コモンズの運用、資料の電子化への対応、カリキュラムを踏まえた資料の整備、情報リテラシー教育等、近年になって従来の知識と見識では対応できない新たな業務内容の展開が求められつつある。こうした状況の変化に対応するため、本学内の各事務部門との連携を図り、求められる図書館機能を効果的に発揮できる体制を整備していく。

### 【基準 2 の自己評価】

基準 2-1 の入学者の受入れについては、入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに定めて周知に努めている。入学試験は、公平性と公正性に配慮するとともに、アドミッション・ポリシーに沿って適切に実施している。音楽学部の入学者数の減少に対しては、高等学校や楽器店への広報の強化と、受験生に対する出張授業や体験レッスンの実施回数の拡大により、受験生の増加と定員確保に向けた着実な努力を継続する。また、現在、成長戦略として社会の要請に応える音楽教育のあり方と、それを実現する新たな専攻の開設について検討している。

基準 2-2 の教育課程の編成方針については、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとにカリキュラム・ポリシーを定めており、学生便覧や本法人ホームページ等を通じて周知を図っている。また、各教育課程をカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成して、適切な授業科目を開設するとともに、音楽学部については 4 年次を除く各学年の卒業要件に関する受講登録単位数の上限を 1 セメスターにつき原則 20.5 単位と定めている。教授方法の改善に関しては、「FD 総括委員会」による活動に加えて、各部会において効果的な

教育方法や教材開発に取り組んでいる。

基準 2-3 の学修及び授業の支援については、教務担当職員及びレッスン担当教員による学生の単位修得状況と履修登録状況の把握、学生生活担当職員による授業の出席状況調査、「学生支援センター」における相談への対応等を通じて、学生への適切な助言と指導を行っている。また、オープンレッスンとプラスレッスン制度により、学生の学ぶ意欲を支援するとともに、単位修得状況に問題が認められる学生については、学務事務部門の担当職員が「履修相談（指定者）」を実施し、さらにレッスン担当教員が当該学生と話し合っ問題解決に努めている。学生の意見のくみ上げは、授業評価アンケート、学生満足度調査、「学生支援センター」への質問カードの提出、学生相談、受講相談によって行っている。

学生からの補習の要望については、これまで専任教員のオフィスアワーにおいて対応してきたが、学生生活委員会における議論を踏まえ、平成 27(2017)年度から「学習支援室」を開設し、「音楽理論」「作曲・編曲法」「ソルフェージュ」の学習支援を行っている。今後は、外国語科目に関する学習支援の充実について検討する。

基準 2-4 の単位認定、卒業・修了認定等については、成績評価基準に基づいて公正な成績評価を行い、卒業・修了・進級に関しては、音楽学部と音楽専攻科は予備会議を経て教授会において、大学院は「大学院運営委員会」において厳正に審議決定している。また、音楽学部の卒業者及び大学院の修了者に対しては、それぞれの学位規則に基づく学位を授与している。

基準 2-5 のキャリアガイダンスについては、教育課程内において多様なキャリア教育科目を開設している。教育課程外においては、「キャリア支援センター」を中心に進路支援体制を整備し、進路ガイダンスや進路・就職相談、キャリア形成に関する講演会や教員採用試験・就職試験・公務員採用試験の対策講座、音楽関連企業や団体におけるインターンシップ等、学生のニーズに応じた支援と指導を実施している。

「教養基礎セミナー」におけるキャリアデザイン講座については、平成 29(2017)年度の授業に向けて同講座の内容を担当の学外講師と協議し、受講生の反応や興味の薄い部分について一部内容や順序を変更して実施したが、学生の反応や小レポートの内容には、大きな変化が認められなかった。今後も平成 31(2019)年度開講の「キャリアプラン」との関連性を含めて、同講座の内容や実施方法について検討を重ねる。

基準 2-6 の教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生による授業評価アンケートの集計結果、及びそれに基づいて授業担当教員（主に専任教員）が作成する「授業改善計画書」を中心に実施している。さらに、就職・進学調査の集計結果と教職課程の履修状況についても検討の上、授業改善に結びつけるように努めている。なお、授業評価アンケートの集計結果と「授業改善計画書」は、図書館等に配架して学生及び教職員の閲覧に供している。

基準 2-7 の学生サービスについては、学生生活の安定と厚生補導のための体制を整備し、

本学独自の給付奨学金及び特待生授業料減免等の各種制度や学生寮の設置等、多様な生活及び経済的支援を行っている。学生の健康管理については、保健室や「心の相談室」「学生相談室」を設置し、学生の心身の健康維持に努めている。障がい学生に対しては、学務事務部門内で担当職員を決めて各種の相談に対応するとともに、体育の授業については、校舎間の移動を含めて担当者（演奏員）を全面的に付き添わせる等、障がい学生の要望に沿った対応に努めている。また、学生の意見や要望は「学生支援センター」によって集約され、「学生生活委員会」における議論を通じて、学内の喫煙場所の変更や図書館の開館日数の拡大等に取り組んでいる。

基準 2-8 の教員の配置・職能開発等については、設置基準上必要な専任教員数と職位構成を確保し、また年齢構成に配慮した専任教員の採用を行う等、適切な教育が実施できる体制を整えている。教員の採用・昇任に関しては、「大阪音楽大学 専任教員採用選考基準」「大阪音楽大学 専任教員昇格基準」等の規程に基づき適切に実施している。また、「FD 総括委員会」によって統括される各部会の FD 活動は、毎年度活動目標を設定し、教育に関する研究・実践例の発表と共有、平成 25(2013)年度から開始した専任教員（有志の兼任教員を含む）による「授業改善計画書」の作成など、組織的な FD 活動を展開している。教養教育の実施体制に関しては、「教養教育検討委員会」が統括組織となり、「教養教育部会」「外国語部会」及び「教職部会」と連携して全学的な視点から教養教育のあり方を検討し、必要な調整を行っている。

基準 2-9 の教育環境の整備については、設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしており、法令に基づいた点検・整備を含めて、教育目的の達成に必要な施設・設備・備品を適切に維持・管理している。授業を行う学生数に関しては、レッスン及び少人数ゼミ形式の「音楽学演習」から 90 人程度の演習・講義科目まで、教育目的及び授業内容に応じた適切な人数を維持している。

## **基準3. 経営・管理と財務**

### **3-1 経営の規律と誠実性**

#### **《3-1の視点》**

**3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明**

**3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

**3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守**

**3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮**

**3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表**

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明**

**3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

大阪音楽大学の設置者である学校法人大阪音楽大学は、音楽に関する教育を行うという目的を具現化するため、「学校法人大阪音楽大学 寄附行為」【資料3-1-1】、「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」【資料3-1-2】及びそれに基づく関連規程「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」及び「学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌」【資料3-1-3】に準拠し誠実に事業を運営している。また規律の面では、理事、監事及び事務部門長等に対し、本学との私的取引が無いことを毎年確認している【資料3-1-4】。

「学校法人大阪音楽大学寄附行為」は「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い音楽に関する教育を行うことを目的とする」と定めている。使命・目的の実現への継続的遂行のための最終的な意思決定機関としての「理事会」、理事会において決定した法人の業務並びに理事長の職務を円滑に遂行するための「常任理事会」、理事会の諮問機関である「評議員会」を定期的を開催して様々な課題に取り組んでいる。

具体例は以下のとおりである。

- ① 毎年4年間の短期事業計画【資料3-1-5】を策定し、教育研究や社会連携、法人組織運営の各分野で具体的な到達目標を定め、教授会、学内の各種委員会、執行部連絡協議会等において教学運営・管理運営の方針や具体的な方策を検討する際の指標としている。このことが、使命・目的の実現に向けた教職員の様々な活動につながっている。
- ② 2013年度に策定したキャンパスの中長期的整備計画「キャンパス再編マスタープラン」を参考に、毎年工事計画を見直し、段階的に教育環境の整備を行っている。

**3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守**

教育基本法、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、その他、法人や学校の運営に関する法令や所轄官庁からの通知に基づき、学則をはじめとする規程を制定し、規程整備委員会が精査することにより法改正等にも迅速に対応している。また三様監査（内部監査・監査法人による監査・監事による監査）に着手しており、学校法人に求められる法令遵守

の取組みを年々強化している。また本法人の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、平成 29 年度には「学校法人大阪音楽大学 情報公開規程」【資料 3-1-6】を制定し、本法人が保有する情報を積極的に公開することで、教育の質の向上に努めている。

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の目的から日頃よりゴミの分別・リサイクルに努めており、夏期はクールビズを基本として空調の適正温度の管理、全館閉鎖日の設定、照明の消灯等、全学的に省エネルギー化に取り組んでいる。また校舎の老朽化対策として、第 2 キャンパスに旧 K 号館と C 号館の代替校舎（新 K 号館）と憩いの広場を建設し、平成 29(2017)年度より使用を開始している。これにより旧 K 号館が抱えていた立地環境、校舎間の移動、日祝日の閉館等の諸問題が解決し、学生の教育環境が改善した。また、学生相談室の設置をはじめ、第 1 キャンパスには学生サロン「ぱうぜ」と中庭を、第 2 キャンパスには新 K 号館の学生サロンと憩いの広場を設置して学生が集いやすい環境づくりを心がけている。

人権擁護の面では「学校法人大阪音楽大学 ハラスメント防止規程」【資料 3-1-7】に基づき、人権委員会やハラスメント相談員の制度を設け、教職員や学生からの人権に関する相談に幅広く応じている。

安全の面では、平成 19(2007)年度に「学校法人大阪音楽大学 危機管理規程」【資料 3-1-8】を整備し、規程に則り「危機管理委員会」が災害、事故、犯罪、感染症等に関して対策を検討している。その具体的な方策として、災害用備蓄物の整備、AED や防犯カメラの設置、消防署と連携した職員対象の消防訓練と救命講習の実施、学生対象の防災訓練の実施が挙げられる。また平成 21(2009)年度に「学校法人大阪音楽大学 衛生管理規程」【資料 3-1-9】を整備し、管理事務部門長、産業医、衛生管理者、教職員組合から推薦された教職員を構成員とする「衛生委員会」を毎月開催して、教職員の安全衛生について協議を継続している。さらに SNS(Social Network Service)の利用に関する規程整備等の社会的要請に対応するため、平成 25(2013)年度に「学校法人大阪音楽大学 ソーシャルメディアの利用に係るガイドライン」【資料 3-1-10】を定め、教職員に情報発信時の責任と自覚について注意を促している。

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本法人ホームページに学校教育法施行規則などの法令に基づき、教育情報と財務情報を公開している。また財務情報に関しては管理事務部門が詳細な決算資料を保管し、利害関係人から請求があった場合は閲覧に供している。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性には問題なく、適切に対応している。今後も短期事業計画に基づき事務部門等において毎年度の事業計画を策定し、教育研究活動や業務に反映させることを徹底する。また社会の変化に伴う必要な規程の整備等にも迅速に対応する方針である。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の最高意思決定機関として理事会を定期的開催し、予算、決算、事業計画、事業報告、学則変更、役員の変更等を審議、決裁している。また毎年、理事会実務分担表【資料3-2-1】を作成し、実務を分担することで責任の所在を明確にするとともに、迅速な意思決定ができるよう整備している。常任理事会は原則毎月2回開催し、学校法人の業務全般について速やかな判断を下すため、様々な案件について事務局や教員役職者から直接報告、また提案できる体制を整え、業務執行の迅速化と、常任理事会の機能の充実を図っている。また監事は、決算監査、業務監査を適切に行う一方で、理事会と評議員会に毎回出席することとしている【資料3-2-2】。評議員会は学校法人の諮問機関として、「学校法人大阪音楽大学寄附行為」【資料3-1-1】で諮問事項と定めている案件について毎回適切な意見具申を行っている。この他、大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応するために、過年度より理事長の指示命令系統の一環として「戦略企画事務室」を設置し、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定が迅速に行われるよう様々な課題に対し、プロジェクトチームを立ち上げ、企画・提案を行っていたが、近年では「戦略企画事務室」を管理事務部門総務担当内に統合し、理事長が示した大枠の道筋と結論に基づいてプロジェクトチームが議論を深める形で企画・提案を行っている。これらのことから、本法人は戦略的な意思決定ができる体制が整っている。

##### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も常任理事会、理事会での意思決定を的確かつ迅速に行うために、環境の整備を進める。また、社会の要請に即応した意思決定ができるよう理事会の機能を強化するとともに、常任理事の外部からの登用を継続し、理事及び評議員についても学外の学識経験者等の任用を促進し、多様な意見を取り込めるよう対応する。

## 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### 《3-3の視点》

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では学長を最高責任者とする教学組織を「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」【資料 3-1-2】と「大阪音楽大学学則」【資料 3-3-1】により整備している。教授会には各種委員会や大学運営会議における協議を経た議題が上程され、適切な協議や審議の後、学長により最終決定がなされている。教学組織の各役職者及び各会議体の役割等は概ね次のとおりである。

#### 学長

学長は校務を掌り所属職員を統督する。

#### 副学長

副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるときは学長の職務を代理し、学長が欠けたときは学長の職務を代行する。

#### 各種委員会

教授会、大学運営会議、大学院運営委員会、人事委員会、学生生活委員会、研究委員会、国際交流推進委員会等の各種委員会の詳細は、学校法人大阪音楽大学会議体の役割・構成員等に関する要綱【資料 3-3-2】のとおりである。

以上のように、本学の運営における組織内の意思疎通と意思決定はスムーズに行われており、権限と責任の明確性及びその機能性は十分に発揮されている。

### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長を最高責任者とする教学組織は、学長の補佐・代理を目的とした副学長を置き、大学運営の重要事項を協議している。学長から任命された構成員による各種委員会等において教学上の案件について議論が行われ、教授会での審議や協議を経て、学長が最終決定している。また、年度当初に表明される「学長所信」【資料 3-3-3】は本学の指針となり、学長はリーダーシップを十分に発揮している。さらに平成 26(2014)年度からは、学長主導で教育の質的な向上を目的とする調査及び FD、自己点検評価と連動した教育改革を推進している。このように学長がリーダーシップを発揮するための体制は十分に整っている。

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の規模に見合った適正な教員採用計画により、教員数が減少する中で、今後は各種委員会の再編により意思決定の合理化を推進し、学長が一層のリーダーシップを発揮しやすい環境づくりに取り組む。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化**

本法人では、最終的な意思決定機関である理事会の円滑な運営を図るため、理事長、副理事長、常任理事 3 人で構成される常任理事会を原則毎月 2 回開催しており、理事会に上程する審議事項及び報告事項等についての検討、理事会が決定した法人業務の遂行、理事長の職務遂行の補佐を主な役割としている。また、理事長、副理事長、常任理事、学長、副学長、大学院研究科長、部長、館長、センター長、主事、幼稚園長、音楽院長、事務局長、事務局次長、事務部門長、事務室長を構成員とし、これらの役職者の意思疎通を図るために執行部連絡協議会を原則毎月 1 回開催して、コミュニケーションを深めている。教学関連の審議を行う教授会には、常任理事、事務局長、事務局次長、事務部門長、事務室長がオブザーバーとして出席し、コミュニケーションの円滑化を図っている。その他、事務部門の管理職者を構成員とする「事務局会議」を毎月 2 回開催し、各部門間の調整や情報共有を図るとともに、必要に応じて合意事項を常任理事会に上程し、意志決定の円滑化を図っている。

**3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性**

本学の最高意思決定機関である理事会は、学校法人大阪音楽大学寄附行為【資料 3-1-1】に定めている通り、学長 1 人、評議員からの選任 2 人、本法人関係者または学識経験者 7～12 人の合計 10～15 人で構成し、監事 2 人も出席している。法人及び大学からの提案事項について活発な協議を行い、法人と教学の相互チェック機能が有効に作用している。

また、常任理事会は理事長 1 人、副理事長 1 人、学長兼常任理事 1 人、常任理事 2 人で構成され、理事会同様法人及び大学からの提案事項について活発な協議を行い、法人と教学の相互チェック機能が有効に作用しており、このことが学内のガバナンスの安定化につながっている。

監事は学校法人大阪音楽大学寄附行為【資料 3-1-1】に定数、選任及び職務を規定しており、業務監査【資料 3-4-1】を行い、理事会と評議員会にも毎回出席し【資料 3-2-2】、監査法人による監査報告会にも同席して意見を述べている。

評議員会は学校法人大阪音楽大学寄附行為【資料 3-1-1】に定めるとおり、理事長 1 人、学長 1 人、法人職員 7～12 人、卒業者 5 人、学識経験者 7～12 人の合計 21～31 人で構成され、活発な意見交換や協議が行われており、理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

**3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営**

理事会を代表する理事長は、法人運営においてリーダーシップを発揮し、創立 100 周年広報物【資料 3-4-2】に掲げている宣言のとおり、法人運営の指針を具体的に示している。また、専任教職員を対象とする法人運営に関する説明会を適宜開催し、理事会を代表して理事長が経営方針を示している。学長のリーダーシップは「学長所信」【資料 3-3-3】の

とおり、本学の運営の指針となっている。

過年度においては、特定の課題についてプロジェクトチームを編成し、そこで得られた検討結果等を常任理事会へ直接上程する手法を取り入れていたが、近年では理事長からの議論の方向性と結論の概要の指示に基づいて、プロジェクトチームが検討を加えたものを常任理事会に上程している。

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の使命・目的の達成のために、理事長と学長のリーダーシップの下、法人部門と教学部門が連携を図り、大学運営に関する意思決定の更なる円滑化を図る。その具体策として以下 3 点を遂行する。

- ① 執行部連絡協議会で、法人及び教学の提案事項について更に活発な協議を行うことにより、相互チェック機能と教職員間及び事務部門間のコミュニケーション機能を強化する。
- ② 理事長のリーダーシップの下、特定の課題について理事長の方針を指示した上で、理事会業務の支援を担当する管理事務部門総務担当が事務処理の中心となり、各事務部門とのコミュニケーションを図り、常任理事会へボトムアップする手法を継続し、リーダーシップとのバランスが取れた運営を行う。
- ③ 常任理事会に必要な場合、担当事務部門から案件説明者を出席させ、意思決定の円滑化を図る。

## 3-5 業務執行体制の機能性

### 《3-5 の視点》

#### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

#### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

#### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

##### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務局組織体制、各事務部門の業務内容と事務分掌、職制と権限については「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」【資料 3-1-2】、「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」【資料 3-1-3】及び「学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌」【資料 3-1-3】に明確に規定している。これらの規程に基づき、学校法人と大学、短期大学、幼稚園の各学校に職員を置き、これを統合して「大阪音楽大学事務局」を組織している。以上の規程等は有効に機能しており、事務局組織の権限や責任は明確で、学校法人全体として限られた人数の職員を適切に配置している。

### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務局の組織体制は「事務局組織体制図」【資料 3-5-1】のとおりであり、事務局長の下に事務局次長と事務部門長及び室長を配置し、職員を管理監督することにより各事務部門と事務室の業務遂行にあたっている。以上の役職者による事務局会議を月 2 回開催し、必要な場合は、その合意事項を常任理事会に上程している。さらに教学運営と管理運営の適切な連携を目的として、毎月「執行部連絡協議会」を開催してコミュニケーションを深めている。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上の方策としては概ね次のとおりである。

- ① 平成 25(2013)年度から専任事務職員には人事評価制度を導入している。これにより専任事務職員は、各自目標を設定し、これを達成するために必要な知識やスキルを身につける努力をするとともに、問題意識を持って担当業務に従事している。
- ② 過年度より「事務局会議 SD 分科会」を中心に資格取得の支援を始めとする様々な取組みを実施してきたが、現在はその機能を管理事務部門人事担当に移管し、取組を継続している。取組実績は資料【資料 3-5-2】のとおりである。
- ③ 管理事務部門総務担当がプロジェクトチームを組織し、理事長の方針に従って学内の重要案件について討論を行い、その結果を常任理事会に具申している。プロジェクトチームのメンバーは管理事務部門人事担当により選任される場合もあり、中堅・若手職員を中心に経営感覚、問題解決力等を養うとともに、学内の重要案件に対して教職員の意見を反映させる場としている。
- ④ 毎年 1 回、夏季休暇期間に職員の全体研修会を行っている。研修内容は、大学運営、芸術鑑賞、効果的な窓口対応等を毎回、管理事務部門人事担当が企画立案している。
- ⑤ 学外の研修機関と契約し、全職員が講習会等を受講できることとしている【資料 3-5-3】。

#### (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

業務執行体制は整備されているが、社会状況や教学面での改革に配慮しつつ、一層効率的な運営をめざし組織の再編を行う。また職員の資質・能力向上のため学内外の研修内容を充実させ、次世代を担う事務職員の育成に努める。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6 の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

##### (2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では中長期的な財政計画として「中長期財政試算」【資料 3-6-1】を定期的に作成している。この「中長期財政試算」は、将来 16 年間に亘る収入と支出を予測したもので、収支のバランスを確保するための人員計画、施設改修計画、経費削減計画等、理事会の方針が反映されており、毎年度の事業計画や当初予算を作成する際の指標となっている。

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立と、収支バランスの確保のための方策は以下のとおりである。

- ① リーマンショック以降の経済不況とその後のアベノミクス効果等により経済情勢が大きく変化したが、「学校法人大阪音楽大学 資産運用規程」【資料 3-6-2】並びに資産運用における基本方針の範囲内で資産運用を行っており、毎年安定した資産運用収入を確保している。
- ② 経常費補助金、その他の国庫補助金、科学研究費補助金、演奏会に対する助成金等の外部資金獲得に積極的に取り組んでいる。
- ③ 毎年度の予算作成時は「中長期財政試算」を基に各事務部門の予算上限を定め、法人事業計画管理会議で事務部門長へのヒアリングを実施した上で、更に経費削減策を講じる等の徹底した予算管理を行っている。

#### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、本学では適切な財務運営を行っているが、学生数の減少と施設設備の老朽化対策等により、平成 30(2018)年度以降は厳しい財務運営が続くことを予測している。今後は志願者増による定員の確保と退学者を減らすための具体的な方策を講じることにより、学生生徒等納付金収入を安定的に確保することが最優先課題である。平成 28(2016)年度から、新たな入学志願者層の開拓のために、「ミュージッククリエーション専攻」と「ミュージックコミュニケーション専攻」の 2 つの新専攻を開設した。両専攻とも志願者は順調に推移しているが、18 歳人口の減少に加え音楽分野における志願者の減少傾向は続いており、本学の適正な規模とそれに見合った財政のあり方を現在検討している。平成 25(2013)年度第 4 回理事会にて承認された財務体質改善策【資料 3-6-3】のうち 4 項目（①20 世紀オペラ公演経費の削減、②オペラハウス管弦楽団の業務運営体制見直し、③音楽博物館の事業縮小、④時間割の効率化、④演奏員経費の削減）は実施済みで、2 項目（①経常経費の削減、②人件費の削減）については継続して遂行している。

## 3-7 会計

### 《3-7 の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人大阪音楽大学 経理規程」【資料 3-7-1】、「学校法人大阪音楽大学 経理規程施行細則」【資料 3-7-2】及び「学校法人会計基準」に基づき適切に実施している。予算案については、経常事業、新規事業、特別事業からなる事業計画を基に、各事務部門等の統括責任者へのヒアリングを行って原案を作成し、評議員会の諮問を経て、理事会で決定している。

決定した各年度の予算に基づき、日々の会計処理は予算執行システムを利用して適切に行っている。予算の執行は、各事務部門等の統括責任者の承認を経た後、管理事務部門長、会計担当スタッフ・リーダーの確認の後、会計担当が行っている。各事務部門が事業目的ごとに予算を編成していることから、予算管理は徹底できている。

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、監査法人による会計監査（外部監査）と監事による監査を行い、厳正に実施している。監事による監査の内容は資料【資料 3-4-1】のとおりであり、理事会運営と事務部門の業務を定期的に監査している。これらの結果は監査報告書にとりまとめられ、評議員会と理事会に報告されている。また、監査法人の公認会計士による外部監査は年間延べ 50 日間程度であり、財務関係のみならず法人全体のガバナンス等も対象としている。また、現時点では特定の事業に限定されるが、内部監査にも取り組んでいる。

#### (3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後も会計の適切な処理の実施を徹底し、公認会計士、監事との情報共有を密に行う。さらに、監査の充実を図る為に、内部監査の対象となる領域を拡充する。

#### 【基準 3 の自己評価】

- ・ 経営の規律と誠実性を維持している。
- ・ 理事会等の組織を整備しており、適切に機能している。
- ・ 学長がリーダーシップを発揮できる教学組織を整備している。
- ・ 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションにより意思決定の円滑化を十分に図っている。
- ・ 業務執行体制は、適切に機能している。
- ・ 設備投資による財政上の負担を除き、健全な財務基盤の確立に向けて様々な方策を講じている。
- ・ 会計処理及び会計監査は適切に実施している。

以上のとおり、基準 3 の全ての項目を満たしている。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学の自己点検・評価活動は、平成 5(1993)年 5 月に併設短期大学と合同で「自己点検・評価委員会」を設置し、同委員会による検討を経て、平成 10(1998)年に学生及び教員の双方に対する授業アンケートを全学的（併設短期大学を含む）に実施したことに始まる。本学は、学則第 2 条第 1 項において「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定し、また大学院規則第 3 条の 2 第 1 項において「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定しており、平成 5(1993)年以降の「自己点検・評価委員会」における議論を踏まえて、平成 18(2006)年 3 月に「学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程」【資料 4-1-1】を制定した。その後、同規程第 2 条第 1 項第 1 号に定める「自己点検・評価統括委員会」が中心となり、必要な項目を設定して全学的な自己点検・評価を実施し、平成 19(2006)及び 20(2007)年度に以下の①～③の自己評価報告書を発行した。この 3 冊の報告書は、音楽学部・音楽専攻科・大学院を各 1 冊にまとめたものであるが、その内容に重複する部分が多いため、④の「大阪音楽大学 自己評価報告書」から、「公益財団法人 日本高等教育評価機構」の評価基準に従い、必要に応じて各教育課程の詳細を記述する形で、本学全体を 1 冊にまとめて作成している。自己評価報告書は、同規程第 5 条により 7 年間に 2 回の周期で作成することとしており、現在までに本学は次の自己点検報告書を発行・公表している。

また、平成 27(2015)年度から、学内の自己点検・評価活動を実質化、活性化するために、年度ごとの評価項目を設定し、各教育課程の自己点検・評価委員長を中心として点検・評価を行っている。

#### ① 「自己点検・評価報告書 大阪音楽大学音楽専攻科の現状と課題 2003-2005 年度」

平成 19(2007)年 3 月発行

#### ② 「自己評価報告書 大阪音楽大学大学院の現状と課題 2003-2005 年度」

平成 20(2008)年 2 月発行

#### ③ 「自己評価報告書 大阪音楽大学の現状と課題 2003-2005 年度」

平成 20(2008)年 3 月発行

#### ④ 「大阪音楽大学 自己点検評価書」

平成 20 (2008)年 6 月作成 [平成 20 年度 (財) 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価に使用]

⑤ 「大阪音楽大学 自己評価報告書 2006-2010 (平成 18~22) 年度」

平成 23(2011)年 3 月発行

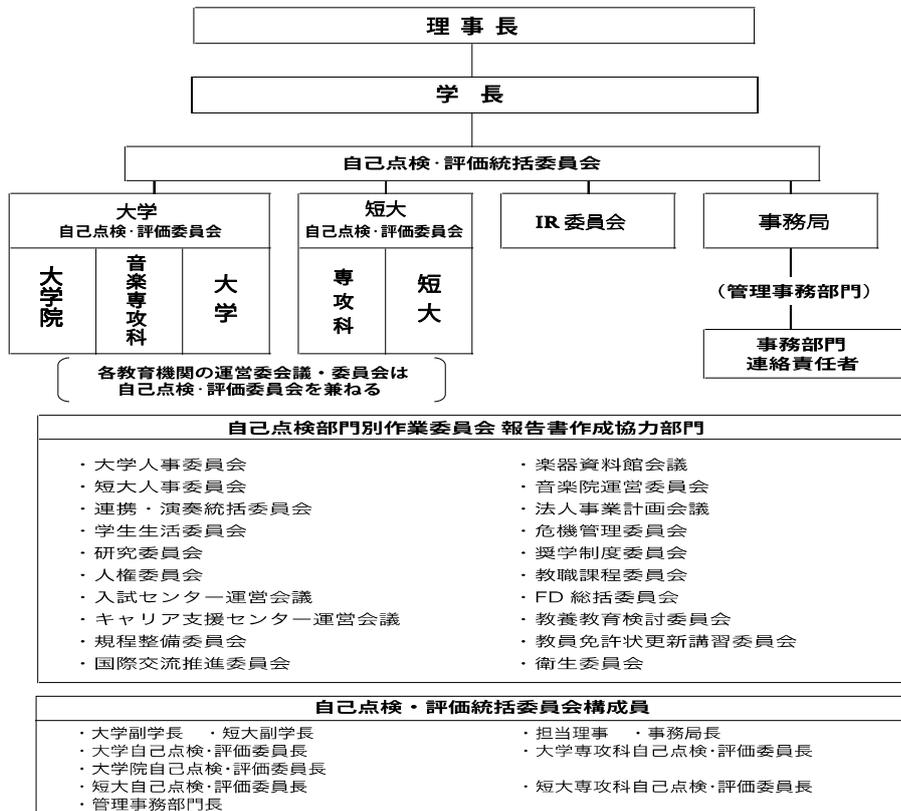
⑥ 「大阪音楽大学 自己点検評価書」

平成 26(2014)年 6 月作成 [平成 26 年度 (公財) 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価に使用]

本学及び併設短期大学の自己点検・評価組織は図 4-1-1 に示すとおりであり、入学・卒業と修了・教育・学生生活・学習環境等に関する自己点検・評価は、本学と併設短期大学が合同で設置する「自己点検・評価統括委員会」の下に置かれた音楽学部・音楽専攻科・大学院、及び併設短期大学の音楽科・専攻科の各自己点検・評価委員会（各教育課程の運営会議、運営委員会に併設）が実施する。自己点検・評価統括委員会は、自己点検・評価の中核を担う組織として、各自己点検・評価委員会が行う評価の項目を年度ごとに策定し、点検・評価を推進する役割をもつとともに、学生による「授業評価アンケート」に関する事項等を統括する。自己点検・評価の実施組織等の体制や実施の項目・内容・方法等の重要事項については教授会での審議を通じて、全学的なコンセンサスを得ることとしている。

自己点検・評価統括委員会の構成員には、学長と学生部長（何れも本学と併設短期大学の当該役職を兼務）、本学の副学長・教育部長、併設短期大学の副学長・教育部長、及び事務局長・管理事務部門長を含めることにより、各会議体及び事務機構との連携を確保し、自己点検・評価の結果を速やかに改善・改革に反映できるようにしている。なお、事務機構に関する自己点検・評価は、事務局長が統括する事務局会議が実施し、本法人に関する自己点検は本法人が実施する。

図 4-1-1 自己点検・評価組織図



### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価のための組織は整備できているが、その自主的・自立的な活動の遂行に関して十分に機能していない面があった。平成 26(2014)年度の大学機関別認証評価の受審後の自己点検・評価統括委員会において、効率的で効果的な自己点検・評価のあり方について議論を行った結果、自己点検・評価統括委員会を各教育課程の運営会議体に組み入れること、また年度ごとの自己点検・評価については、自己点検評価・統括委員会が各教育課程に対して重点項目を指定する形で実施することを決定し、自己点検・評価が実質的に機能するように改めた。これにより教育・学習環境・学生生活の点検・評価の結果が速やかな改善に結びつく仕組みが整いつつあるが、さらに着実な体制づくりを目指す。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 《4-2 の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学及び併設短期大学の事務組織は、学務、入試、キャリア、管理、連携・演奏の 5 つの事務部門から構成され、各事務部門は「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」及び「学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌」【資料 4-2-1】に規定する業務内容に基づき、学生数や学籍異動の状況、卒業後の進路、各教員の担当授業科目と担当授業数、授業の実施回数、図書館の蔵書構成や利用者数、施設及び設備の維持・管理状況、財務諸表等、多種多様な統計的情報を収集・記録して現状の把握に取り組んでいる。このため、文部科学省の学校基本調査や学校法人実態調査、また同省や日本私立学校振興・共済事業団等からの各種調査には速やかに対応しており、自己点検・評価活動及び自己点検評価書の作成にあたっては「学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程」第 13 条に基づき、各事務部門は必要なデータを遅滞なく提出できる体制を整えている。

自己点検・評価委員は、各事務部門にデータの提出を求めるだけでなく、精度の高い実質的な自己点検・評価を行うため、学内 LAN(Local Area Network)上の各会議・委員会の議事録を確認するとともに、各事務部門長に対して所管事項に関する聞き取り調査を実施し、また音楽メディアセンター（附属図書館及び楽器資料館）については、聞き取り調査に加えて実地視察を行っている。

教員の教育・研究の業績等の把握については、基準 2-8 で述べたように、全専任教員（専任嘱託教員を含む）と他大学等における専任職を有しない兼任教員に対し、毎年 1 月に前年分（1 月 1 日から 12 月 31 日）について、文部科学省の様式に準じて本学が定めた調査

書の提出または本法人ホームページ上での記入を求めており、これらの調査書は教員ごとに整理して、教育・研究活動の状況を一覧できるようにしている。

また、基準 2-6 で述べたように、本学は学生による授業評価アンケートを音楽学部・音楽専攻科・大学院の全授業科目について毎年度の前期と後期に実施しており（個人指導による音楽実技科目については後期のみの実施）、その集計結果に基づいて学生の学習状況や授業の理解度、学生の意見・要望等を把握している。授業評価アンケートは紙ベースで行っており、その回収率は音楽学部・音楽専攻科・大学院を合わせて、平成 26(2014)年度が 77.9%、平成 27(2015)年度が 77.9%、平成 28(2016)年度が 76.4%、平成 29(2017)年度が 76.7%であり、エビデンスとして一定の精度を保っている。

さらに、平成 27(2015)年度から、学生生活委員会によって音楽学部 1・4 年次の学生に対する満足度調査を毎年度実施している。この調査は、無記名式のアンケート用紙により施設・設備、カリキュラム、授業の理解度等、多様な側面から学生の満足度と要望を尋ねるものであり、これまでの集計結果に基づき、2018 年度から O 号館練習室の使用時間帯の拡大と図書館の土曜日の開館時間が延長される。

基準 4-1 において掲げた①～⑥の自己点検評価書は、教員及び職員の役職者に配布するとともに、図書館を含む学内数カ所に置いて、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしており、本法人ホームページにも掲載して社会に公表している。

また、本学は併設短期大学と合同で平成 26(2014)年度に「IR 委員会」を設置し、各事務部門に分散する多様なデータを集約することにより、学生の学修動向や教育の成果、志願者層の拡大等に関する調査と分析を行っている【資料 4-2-2】。

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は自己点検・評価に必要な基礎データの収集に加えて、学生の入学から卒業までの学習状況と卒業後の就職や音楽的な活動状況を把握し、3 つのポリシーに基づく教育の達成度を検証する必要がある。このため、先ず、過去 3 年程度の卒業及び修了者と就職先へのアンケート調査を実施し、教育の効果を点検・確認する予定である。

また、大学に対する満足度の低下は、学習意欲の減退や退学に繋がる要因となるため、学生支援センターを中心に学習や学生生活上の意見・要望の把握に努めるとともに、学生満足度調査における各調査項目を精査し、より適切で有効な施策が展開できるようにする。

## 4-3 自己点検・評価の有効性

### 《4-3 の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

<PLAN>

本学法人は、全ての事業を「教育研究」「社会連携活動」「法人組織運営」の3区分に整理し、法人事業計画管理会議を開催して各事業の目標を定めている。これは事業計画に関し、理事長が評議員に意見を聞くこと（私立学校法第42条）に留めるのではなく、4年間の「短期事業計画」【資料 1-3-3】における重点推進項目の実施により、法人全体が公益性を高め、社会の期待に応えられるようにするためである。本学の自己点検・評価におけるPDCAサイクルはこの「短期事業計画」の策定が起点となる。

#### <DO>

法人事業計画管理会議を経た各事業は理事会の決裁を経て、その遂行が各部門・役職者に委ねられ、適正な予算措置が施される。特に近年は社会が求める音楽人材の育成が重要な目標になっており、これを遂行するために教育課程の見直しや教育内容の充実を大学運営会議等で活発に議論している。同時にFD活動の活性化や学生支援のための体制整備にも注力している。

#### <CHECK>

各部門・役職者が遂行するこのような事業活動を「教育研究」の区分を中心に検証するのが「自己点検・評価統括委員会」の役割である。この委員会は平成18(2006)年度からこの区分の水準の向上や活性化を目的として、学長、副学長、担当理事、事務局長等を構成員として発足し、様々な視点から自己点検・評価活動を行っている【資料 4-1-1】。この数年間は特に同委員会が実施する「授業評価アンケート」と学生生活委員会が実施する「学生満足度調査」の分析に注力し、学生の学習状況と教員の授業運営状況、学生の意欲や満足度の動向を詳しく調査している。

#### <ACTION>

自己点検・評価活動によって改善の必要があると判断された事項は「大学運営会議」や「FD総括委員会」「教養教育検討委員会」等にフィードバックし、改善や向上のための方策を講じている。以下に具体的な事例を挙げる。

- ・平成26(2014)年度から、時間割編成において各科目のブロック化を図り、学生の履修登録上の問題点を解消することに努めている。平成29(2017)年度には、平成30(2018)年度からの1年次入学者に向けて、いくつかの専攻における必修科目の軽減と長年にわたり受講者が開講基準に達しない選択科目の統廃合を行った。
- ・平成22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」採択事業として「日本語ライティング支援室」をオープンし、大学生に求められる「言葉を使いこなす」力を育成するサポート事業を継続している。
- ・教養教育科目については、自己のあり方と社会との関わりについて考えるとともに、幅広い知識と思考法の吸収によって将来の基礎を形成することを目的に2018年度から実質的な半期完結型とした。また、「からだと健康美」「キャリアプラン」「文化人類学入門」「現代アート論」「メディア論入門」「データ分析」(各選択科目)を新規に開設し、「西洋史」を「西洋文化史」に変更することとした。
- ・年間2回のインターンシップの実施に加え、「音楽教室 how-to セミナー」「秘書検定2級対策講座」「TOEIC テスト対策セミナー」「英会話講座」「面接対策講座」等、学生の要望に応える形で課外講座の充実を図っている。

- ・ 兼任教員を含め、部会単位で各年度の FD 活動における目標を設定し、年度終了時には報告書を作成する等の活性化を図っている。
- ・ 「大地震対応マニュアル」【資料 4-3-1】を学生・教職員に配布し意識の向上を図っている。また、平成 24(2012)年から学生を対象とした避難誘導訓練と安否確認のシミュレーションを実施している。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の自己点検・評価活動は事業活動の企画・立案とその遂行を主な視点として PDCA サイクルを形成している。しかし、本学における諸活動の全てをこの視点から網羅することは困難である。例えば、本学には政策決定や意思決定を支援するための情報提供の仕組みが十分に構築されておらず、各学生を入学前から卒業後まで一貫して大学全体で支援するエンrollmentマネジメントの取組みには至っていない。このため、平成 26(2014)に発足させた IR 委員会における議論を有効に活用し、「情報」の観点からより能動的な PDCA サイクルの確立を目指す。

### 【基準 4 の自己評価】

本学における自己点検・評価の適切性、誠実性、PDCA サイクルに問題点は無く、基準は満たされている。しかし、大学運営会議、大学専攻科運営委員会、大学院運営委員会における自己点検・評価活動については、議論の実質化が途に就いたばかりである。また FD 活動は、それ自体が教育の自己点検・評価活動の一環であることを各教員が意識して取り組む必要がある。自己点検活動の活性化により、評価文化を醸成することが今後の課題である。